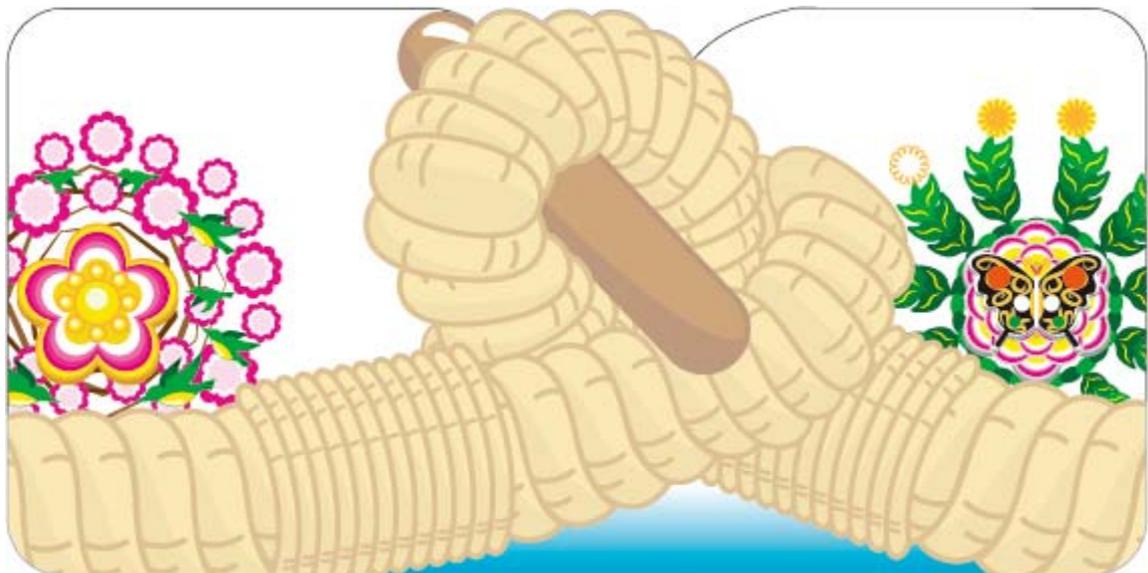


与那原町新庁舎建設基本計画

報告書



平成 30 年 3 月

与那原町

目 次

第 1 章	基本計画の位置づけ	1
第 2 章	現庁舎の現状と課題	2
	(1) 庁舎の現況	2
	(2) 庁舎の課題	4
	(3) 耐震強度の問題	5
	(4) 窓口の狭隘化・分散化による市民サービスの低下	5
	(5) ユニバーサルデザインへの対応不足	6
	(6) 交流スペース・情報発信の場等の不足	6
	(7) 執務空間の狭隘化・柔軟性の欠如	7
	(8) 災害時対応に関する機能不足	7
	(9) 駐車場の不足	8
第 3 章	新庁舎の必要性	9
	(1) 頻発する地震	9
	(2) 耐震診断・劣化調査結果	9
	(3) 耐用年数の到来	9
	(4) 多様化が進む行政サービスへの対応	9
	(5) 設備等の機能低下	10
	(6) 財源に市町村役場機能緊急保算事業の活用	10
	(7) 大型M I C E施設建設に伴う民間資金の活用	10
第 4 章	建設候補地の基本検討	11
	(1) 候補地評価の視点	11
	(2) 建設位置の選定	12
第 5 章	建設敷地について	16
	(1) 新庁舎の位置	16
	① 地勢と気候条件	16
	② 都市計画上の位置づけ	18
	③ 法的条件	18
	④ 敷地へのアクセス	19
	⑤ 与那原町 災害ハザードマップ	19
	⑥ 上位計画との整合	20
第 6 章	庁舎の整備方針及び必要機能	21
	(1) 基本理念	21
	(2) 基本方針	22
	(3) 新庁舎の備えるべき機能	23
	協働・連携しみらいへつながる庁舎	
	① 窓口機能	23
	② 議会機能	25

	すべての住民に開かれた庁舎	
	① バリアフリーとユニバーサルデザインに対応した庁舎	27
	② バリアフリーとユニバーサルデザイン機能	28
	安心・安全で環境にやさしい庁舎	
	町民の安心安全を支える庁舎	30
	① 防災機能	31
	② 新庁舎の構造等	35
	③ セキュリティ・管理機能	38
	社会情勢に対応した経済的な庁舎	
	① 事務機能	39
	② 高度情報化対応機能	41
	③ 環境負荷低減機能	43
	④ 経済的・合理的機能	44
	住民に親しまれ、町のシンボルとなる庁舎	
	① 町民機能	45
第7章	庁舎の規模算定	47
	(1) 前提条件	47
	(2) 庁舎規模算定	47
	(3) 庁舎規模整理	51
	(4) 社会福祉センターとの複合について	52
第8章	車庫等付帯施設の規模の算定	53
	(1) 「最大滞留量の近似的計算法」の算定法	53
	(2) 自家用車の世帯当たり普及台数を考慮	53
	(3) まとめ	55
第9章	配置予定部署	56
	(1) 現庁舎の組織機能を基にした 新庁舎への配置予定部署	56
	(2) 基本機能の整理	57
	① 導入機能	57
	② 機能の配置	57
	③ 隣接配置が望ましい関連部署	57
	④ 機能の階層配置イメージ	58
第10章	必要諸室の選定及び規模の算定	59
第11章	建物配置計画に関する考え方	60
	(1) 4階建案	61
	(2) 5階建案	61
	(3) PFI考慮案	62
第12章	概算事業費について	63

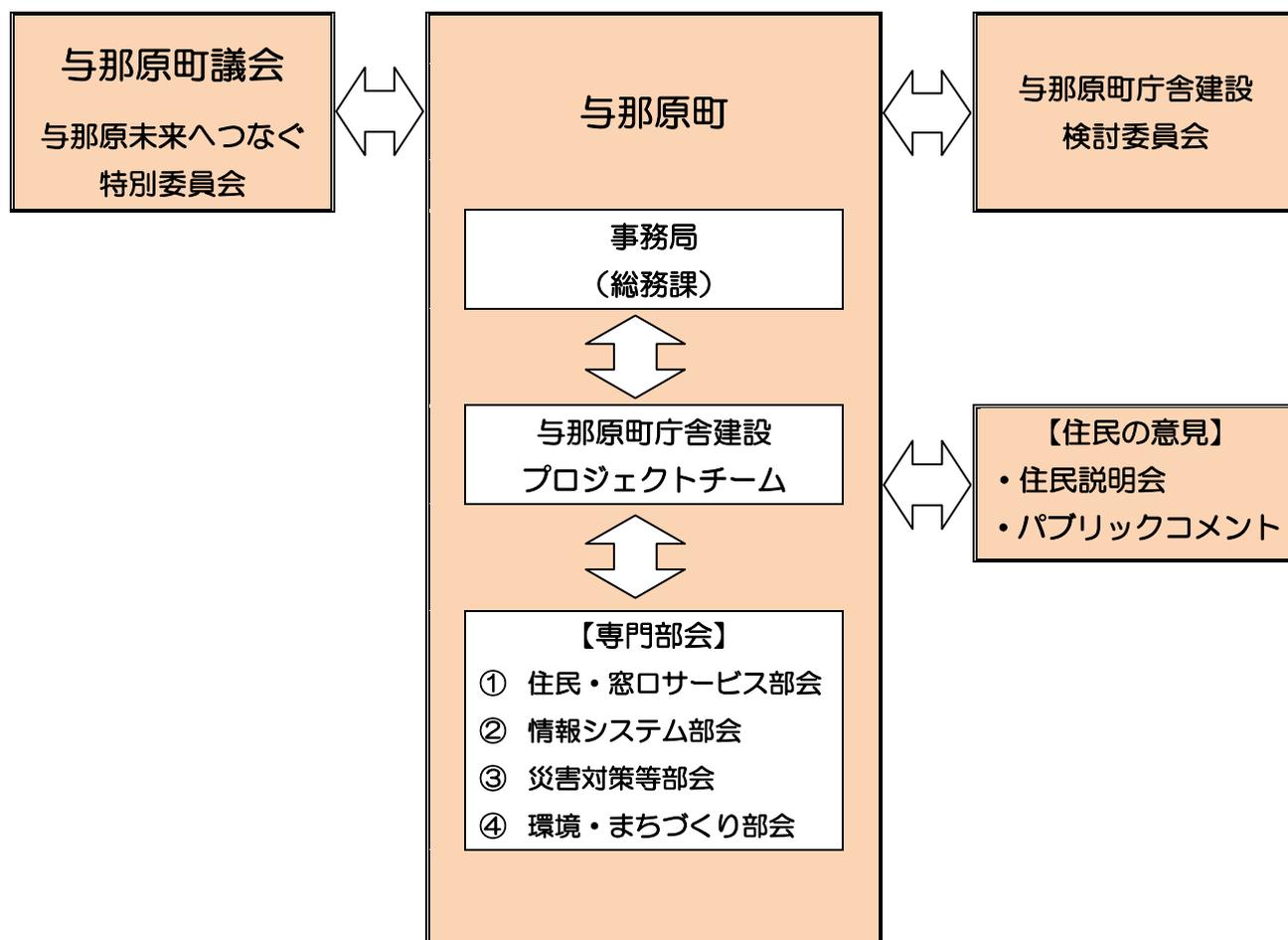
	(1) 概算事業費	63
	(2) ランニングコスト	64
	(3) 維持管理コストの提言	65
第 13 章	事業方式の検討	66
第 14 章	事業スケジュールについて	67
第 15 章	その他基本計画策定に関し、関係官公署との協議、各 所法的手続きなど必要となる事項の整理	68
資料編	資料 1. 新庁舎建設計画の経緯	2
	資料 2. 与那原町庁舎建設検討委員会規則	4
	資料 3. 与那原町庁舎建設プロジェクトチーム設置規定	7
	資料 4. 与那原町庁舎建設プロジェクトチーム（専門部会）部会報告書	10
	資料 5. 国土強靱化基本法 概要	48

第一章 基本計画の位置づけ

「与那原町新庁舎基本計画」は、与那原町が目指す庁舎像を明らかにすることで新庁舎建設の基本的な考え方を示し、今後策定される「基本設計」「実施設計」において、より詳細な検討・設計を行う際の指針となるものです。

本計画は、町民代表と町職員で組織される「与那原町庁舎建設検討委員会」、町議会で組織される「与那原未来へつなぐ特別委員会」、町職員の全管理職で組織される「与那原町庁舎建設プロジェクトチーム」、行政業務に応じて町職員により組織された「各専門部会」において様々な課題や問題点などを議論し、連携を取りながら進めていきます。

新庁舎建設計画の体制



第2章 現庁舎の現状と課題

(1) 庁舎の現況

本町の初代庁舎は昭和 24 年の町政施工時、旧与那原駅跡に建設されました。

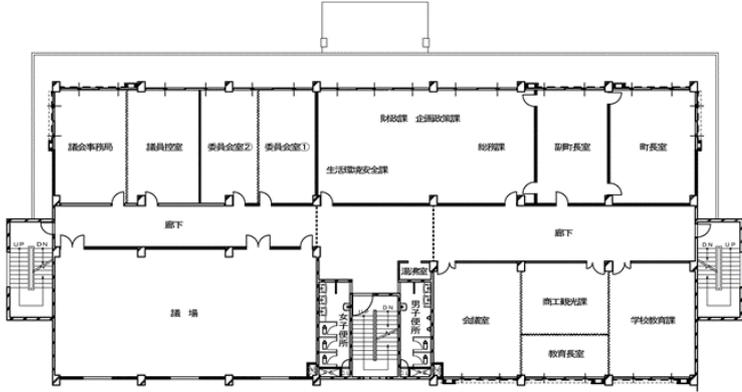
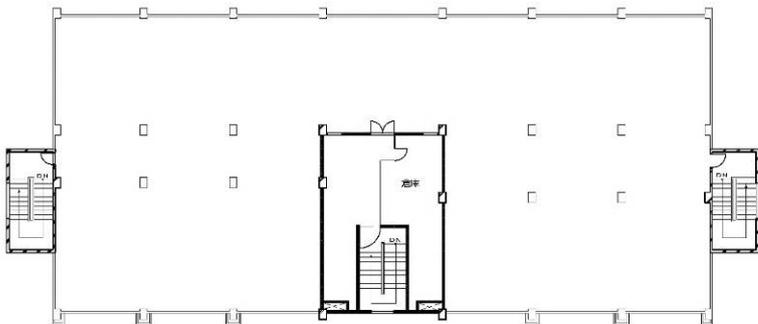
その後、現在の本庁舎が、昭和 50 年に建設され、築 42 年が経過し（平成 29 年現在）、建物、設備共に老朽化が進み庁舎機能への影響が顕著になってきています。

本庁舎が建設された昭和 50 年における本町の人口は 12,017 人でしたが、平成 29 年現在の人口は 19,502 人で、建設当時の 1.6 倍に増加しています。また、平成 37 年度の人口は、22,000 人と推計されています。既に、本庁舎の狭隘化は問題となりつつありますが、窓口業務や相談業務等の来庁者は人口に比例することから、今後さらに狭隘化が深刻になると予想されます。

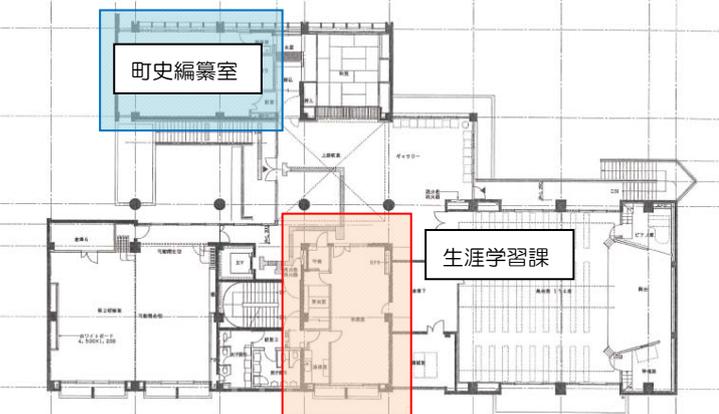
そのため一部の部署（生涯学習振興課、上下水道課）が、それぞれ与那原町コミュニティセンター及び上下水道庁舎にて業務を行っています。

さらに「鉄筋コンクリート造（事務所）」建築物の法定耐用年数 50 年に近づいており、建替え等の検討が必要な時期を迎えています。

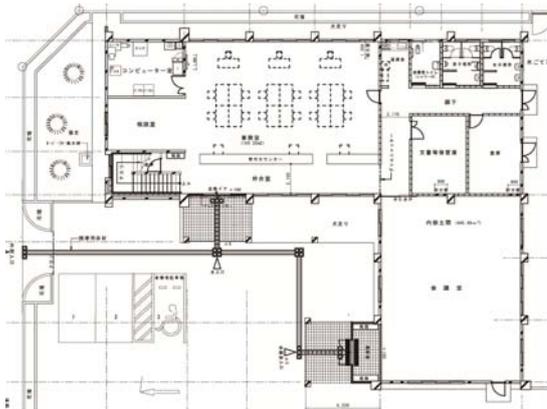
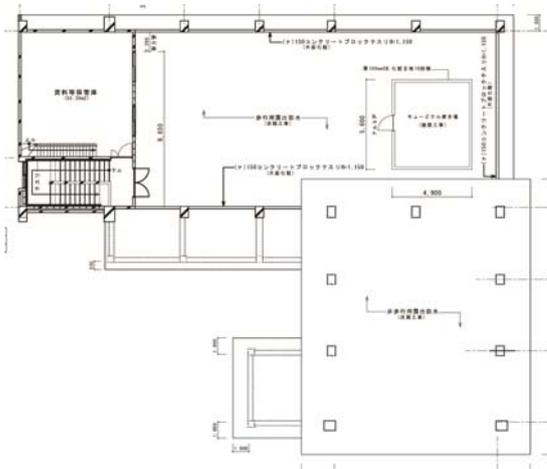
本庁舎 規模・概要	
位 置：	与那原町上与那原 16 番地
敷地面積：	5,793.24 m ²
延べ面積：	2,016 m ² （地下階 160 m ² 、1 階 880 m ² 、2 階 880 m ² 、塔屋 96 m ² ）
構造階数：	鉄筋コンクリート構造 地下 1 階地上 2 階建
各階の配置	
地下階：	機械室兼書庫
1 階：	農林水産課、まちづくり課、子育て支援課、出納室、住民課、税務課、福祉課、健康保険課、相談室等

<p>2 階：</p>	<p>執務室及び議会関連の室が併設 執務室には、生活環境安全課、財政課、企画政策課、総務課、観光商工課、学校教育課、町長室、副町長室、教育長室、会議室等が配置 議会関連の室には、議場、議会事務局、議員控室、委員会室等が配置</p> 
<p>塔 屋：</p>	<p>塔屋には倉庫及びサーバー室が配置</p> 

狭隘な為、生涯学習振興課は本町コミュニティセンターに併設。

与那原町コミュニティセンター 規模・概要	
位 置：	与那原町与那原 712 番地
敷地面積：	2,896.8 m ²
延べ面積：	1,969 m ² (占有面積 2 階 62.50 m ² 、)
構造階数：	鉄筋コンクリート構造 地上 2 階建
	<p>生涯学習課、町史編纂室：</p> 

狭隘な為、上下水道課は分庁舎に配置。

上下水道庁舎 規模・概要	
位 置：	与那原町東浜 85-1、85-2、85-3、85-14、85-15、85-16
敷地面積：	1,465.9 m ²
延べ面積：	567.00 m ²
構造階数：	鉄筋コンクリート 2 階建
	<p>上下水道課： 1 階</p>  <p>2 階</p> 

(2) 庁舎の課題

- 施設・設備の老朽化と維持・管理費の増加
- 昭和 50 年の建設から 42 年を迎え、一般的なコンクリートの耐用年数に近づき建物の経年劣化が著しく安全性が低下している。
- 電気、機械設備の老朽化に伴う修繕費が増加している。
- 更新時期を迎える設備の更新が遅れ、超過使用となっている。
- 給排水配管等の経年劣化により、水圧低下や排水不良が発生している。

(3) 耐震強度の問題

老朽化が進行する本庁舎は、平成 23 年 9 月実施の耐震診断結果にて、現行の庁舎重要度係数で算定した必要な構造耐震判定指標 I_{so} 値 0.63 を下回ることとなり「大規模地震の震動及び衝撃に対して倒壊し又は崩壊する危険性が高い」という結果になっている。鉄筋コンクリートの耐用年数の上限が近く、耐震改修（補強）の費用を投じたとしても、建物寿命（耐用年数）を伸ばす事は難しい状況である。

耐震診断結果		
	X方向（長辺方向） 構造耐震指標 I_s	Y方向（短辺方向） 構造耐震指標 I_s
2 階	0.98	1.64
1 階	0.54	0.94
構造判定指標 $I_{so}=0.63$ （県外の標準地域では $I_{so}=0.90(0.6 \times 1.5)$ 庁舎建物の場合） I_{so} 値 0.6×0.7 （沖縄県地域係数） $\times 1.5$ (庁舎重要度係数 ^{*1}) = 0.63 I_s 値 $\geq I_{so}$ の場合、現行の建築基準法により設計される建物とほぼ同等の耐震性能を有すると判断される		

※1 庁舎施設の総合耐震計画基準より

※コンクリート劣化調査

平成 29 年 1 月に実施した劣化調査においては、圧縮強度・中性化においては問題有りませんでした。塩分濃度において鉄筋腐食危険ラインを大きく上回っている結果となり、今後飛来塩分の供給等によりコンクリートの劣化が加速される可能性が有ります。

塩分量	1F 30mm-50mm : 0.755	
	1F 50mm-70mm : 0.684	
	1F 70mm-90mm : 0.627	
	2F 30mm-50mm : 1.677	
	2F 50mm-70mm : 1.282	
	2F 70mm-90mm : 1.268	
	全箇所において腐食危険ライン超 (鉄筋腐食危険ライン 0.465kg/m ³)	
現庁舎爆裂写真（サーバ室）		

(4) 窓口の狭隘化・分散化による市民サービスの低下

- 窓口スペースや待合スペースの不足。
- 窓口スペースが小さいため、住民サービスのためのパンフレットや機関誌等が置けない。
- 窓口と待合スペースが近いこと相談内容が聞こえる等、プライバシーの確保が困難。
- 情報漏洩の危険性の懸念。
- 相談室が密室となっていることから、防犯への対応が十分でない。

- 車椅子で来庁された方の窓口対応時に、通路が狭いため高齢者等の通行が困難。



(5) ユニバーサルデザイン※への対応不足

- 本庁舎にエレベーター設備が無く上下移動経路の確保が出来ていない。
- 通路の狭隘化がみられ、車椅子利用者の通行に支障が有る。
- 車椅子で利用できる多目的トイレ本館 1 階中央付近一カ所のみである。
- 窓口のサイン表示をはじめ、庁舎内のサインが分りにくい。
- 一般トイレは出入口幅やスペースが狭く利用しづらい。
- トイレ、通路、手摺など高齢者や障がい者などへの配慮やバリアフリー化が進んでいない。
(※ ユニバーサルデザインとは、年齢や障がいの有無にかかわらず、だれもが公平に利用する事が出来る施設設計をしめします)



(6) 交流スペース・情報発信の場等の不足

- 現庁舎内には、多目的なスペースが確保されておらず、正面玄関前やロビーでのイベント開催時は、来庁者の導線を妨げる状況となっている。
- 町制・観光情報、市民活動などの展示コーナーが不十分。
- 住民が自由に集える交流スペースがない。



(7) 執務空間の狭隘化・柔軟性の欠如

- 執務空間の狭隘により、通路や作業スペースの十分な確保が困難。
- 職員間の打合せや来庁者との相談スペースが不足している。
- 文書や資料等の保管場所の不足により、執務環境の悪化を招いている。



(8) 災害時対応に関する機能不足

- 防災行政無線が災害対策本部と離れているため、効率的な運営が難しい。
- 資材・機材倉庫、備蓄倉庫の不足と分散化が見られる。
- 災害時の対応スペース（援助物資受入・保管スペース等）の不足。
- 災害対策の拠点となる屋外スペースと機能の不足。
- ボランティアや支援活動者が利用できるスペースの確保が困難。
- 災害時対応職員の待機スペース及びワークスペースの不足（休憩室・更衣室等）。



(9) 駐車場の不足

- 一般駐車場は確定申告時等、特に町民の利用が集中する時期などに不足が見られる。
- 子育て層や高齢者、障がい者等に配慮した駐車スペースが不足している。
- 一台当たりの駐車スペースが狭く、また、雨天時の乗降場所がないなど、子ども連れや高齢者に使いづらい。



第3章 新庁舎の必要性

昭和50年に建設された本庁舎は、築42年が経過し建物や設備の老朽化に加え、構造上、多様化する行政サービスやプライバシーなどへの対応が出来ない状況にあります。

また、平成28年4月に発生した熊本地震で多くの自治体庁舎が被害を受け、倒壊の危険性などから使用出来ない事態に陥った事例から、災害時の耐震性も見直しが必要です。

災害時において庁舎は被害状況の情報収集、避難者への対応等、防災拠点としての機能をもつ必要があり、今後の危機的状況を想定した早期の耐震性確保が求められます。

また、町民にとって生活を支える町政全般の拠点であると同時に、町の将来をかたちづくる町づくりの拠点でもあります。

これらの状況を踏まえ、町役場本庁舎において次の7つの状況から新たに建替える必要があると考えられます。

(1) 頻発する地震

近年沖縄近海において、平成28年9月鹿児島県知名町、平成22年2月糸満市に震度5弱、平成23年～26年の間に震度4の地震が4回発生しています。

また、平成19年発表の「地震予測地図」によると、沖縄本島周辺は、「やや高い～高い」に分類され「30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率」が、6%～26%と高い確率となっています。

(2) 耐震診断・劣化調査結果

平成23年9月に実施した耐震診断結果は、現行基準でのIso値0.63を下回っており「大規模地震の震動及び衝撃に対して倒壊し又は崩壊する危険性が高い」という結果になっています。

また、平成29年2月に実施した劣化調査においても、塩分濃度が各階共に鉄筋腐食危険ラインを上回る結果が出ています。

(3) 耐用年数の到来

鉄筋コンクリートの対応年数は50年～60年とされ、新庁舎の完成を予定している平成32年に本庁舎は築45年が経過する事になります。また、地震力に耐えられるような強度を保つ事が目的である耐震補強では、これら耐用年数を伸ばす事はできません。

(4) 多様化が進む行政サービスへの対応

時代の変化に応じ、現在の庁舎を可能な限り改変し行政サービスを提供してきましたが、狭隘化、バリアフリー、プライバシーへの配慮をはじめ多様化が進む行政サービス等に対応する事ができない状況にあります。

(5) 設備等の機能低下

建物の老朽化に加え、電気設備・機械設備及び情報通信設備などの大規模な更新が必要となっており、空調や照明など効率的な供給ができず、来庁者への対応や職員の執務環境に影響が出ています。また、電気料をはじめ光熱費が高く、省エネルギーへの対応が不足しています。

(6) 財源に市町村役場機能緊急保全事業（起債事業）の活用

市町村役場機能緊急保全事業（起債事業）は、熊本地震で多くの庁舎が破損し使用できなくなった教訓を踏まえ創設された事業費で、現行の耐震基準が導入された昭和 56 年以前に建設され、現行基準に沿った耐震改修が行われていない庁舎の建替え等に活用でき、経費の削減を図ることができます。

なお、本事業は 29 年度から平成 32 年度までの時限措置となっています。

(7) 大型 MICE 施設建設に伴う民間資金の活用

大型 MICE 施設建設がマリントウン西原与那原地区に決まったことから、マリントウンエリアにホテル運営企業がホテル建設に高い関心を示すなど、与那原町に対し民間企業が注目をしています。

また、庁舎の建替えについても民間施設との複合による PFI 事業に関心を示す民間企業もあることから、民間資金を活用する PPP/PFI 事業を導入することにより、建設事業費の一部が地方財政措置の対象になることから経費の削減を図ることもできます。

第4章 建設候補地の比較検討

(1) 候補地評価の視点

新庁舎の候補地は、地方自治法（第4条第2項）※の規定に則し、行政業務をはじめ、住民の利便性や防災時の対応、経済性等を総合的に勘案し、まちづくりの拠点としての役割を果たせる場所とする必要が有ります。

3候補地において、①まちづくり ②環境保全 ③機能性と利便性 ④防災拠点 ⑤経済性 ⑥用途市域（都市計画）の6つの視点で考察し、評価・比較を行いました。

[建設候補地選定の視点]

建設候補地選定の視点	
① まちづくり	都市基盤整備は基より、庁舎周辺地域の活性化やまちづくりの拠点としてふさわしい位置に立地することが望まれます。
② 環境保全	自然環境に配慮し、周辺との調和が図られる位置に立地する事が望まれます。
③ 機能性と利便性	住民アンケートから得られた意見を参考に、来庁者にとっての利便性や周辺施設との連携等を考慮し、総合的に利便性の高い位置とする事が望まれます。
④ 防災拠点	災害復旧時の対応、他公共機関との連携が図られる位置とすることが望まれます。与那原町災害ハザードマップ及び与那原町総合防災支援ハンドブックより、災害時の安全性を確認します。
⑤ 経済性	事業費や需要のバランスを考え、費用対効果の高い事業を進められる位置とすることが望まれます。
⑥ 用途市域 （用途地域）	用途地域より、容積率や建ぺい率を確認します。

※地方自治法（第4条第2項）

地方自治体の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係について適当な配慮を払わなければならない。

※国土強靱化基本法（第2条）

“強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法”
基本理念：国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要である（抜粋）

(2)建設位置の選定

新庁舎建設の位置については、庁舎建設基本構想により抽出された 3 候補地について、まちづくり、環境保全、機能性と利便性、防災拠点、経済性、都市計画の 6 つの視点で考察し、評価・比較を行い、「庁舎建設検討委員会」にて慎重に審議を進めました。各委員からの、各候補地に対する肯定的な意見を集約すると下記のとおりです。

[A 地（現在地周辺）]

- 防災の拠点性が高い
- 津波等の災害時における行政機能の維持が可能
- 現在地が利便性の高い行政区は多い
- 観光交流施設等の周辺施設との連携が可能
- B 地（東浜地区）は、大型 MICE 施設建設も決まり更なる発展が期待されるが、既成市街地は役場がなくなると過疎化が懸念される
- 住民アンケートの結果では、車での来庁者が大半を占めることから、高台でも問題ない
- 東浜地区のスポーツ施設（野球場・テニスコート）が無くなると困る
- 核となる施設が決まれば、道路問題、交通問題等、様々な課題に対し各関係機関が連携し解決策を検討すれば良い

[B 地（東浜地区）]

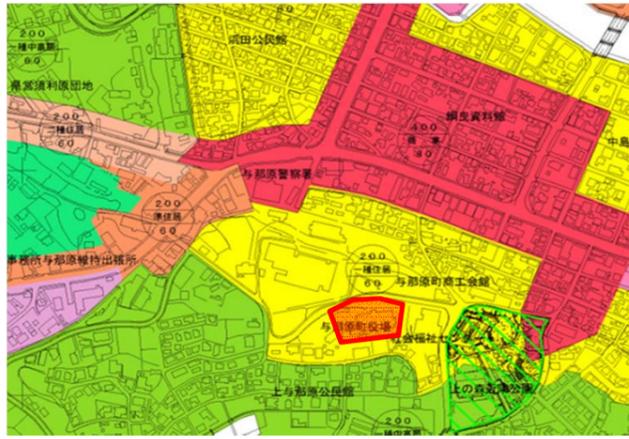
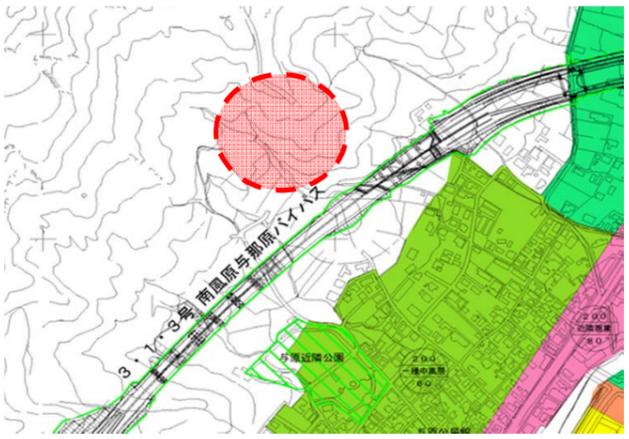
- 平坦地に位置するため、利便性が高い
- 交通アクセスが良い
- 今後の超高齢化社会を考えた場合、B 地が良い
- 経済性に優れる
- 民間活用により経費の削減が可能

[C 地（バイパス周辺）]

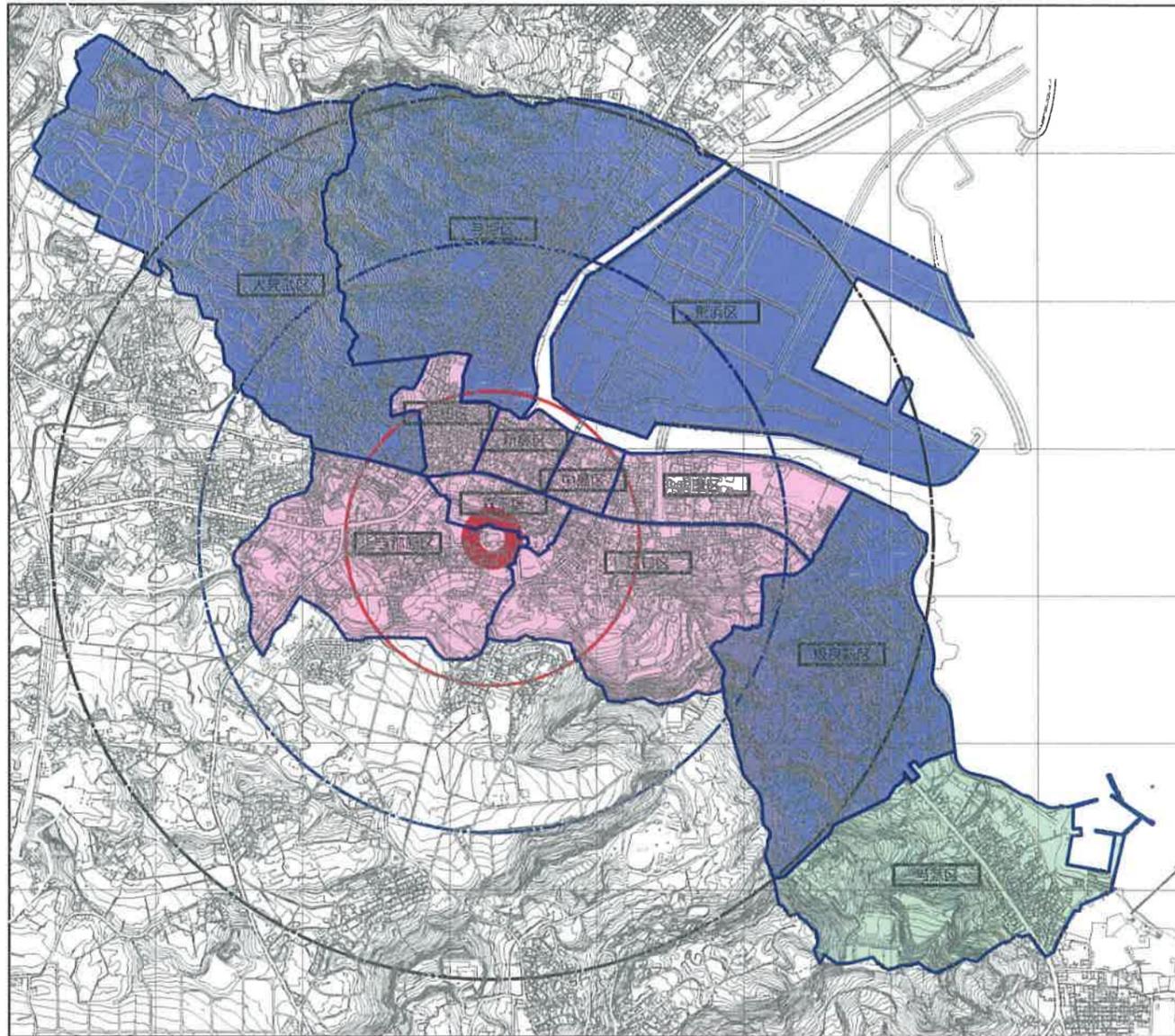
- 特に無し

以上の意見等を踏まえ、様々な角度から検討した結果、「庁舎建設検討委員会」としては最も肯定的な意見の多かった A 地（現在地周辺）が最適であると判断しました。

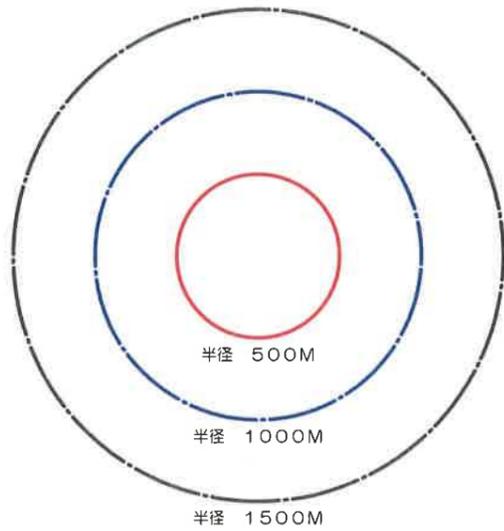
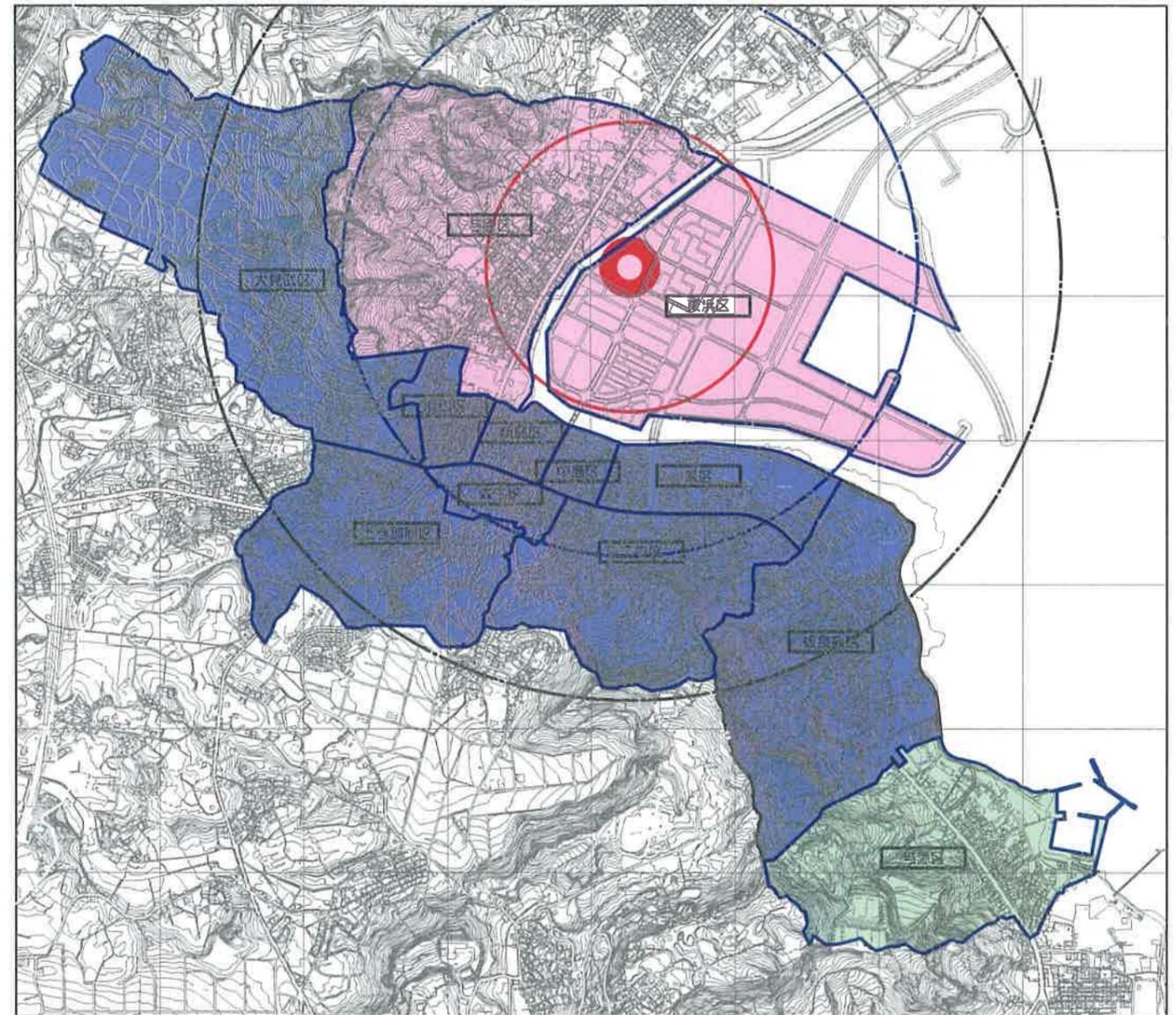
候補地の現状把握と評価比較

	A地(現在地周辺/上与那原区・森下区) 10,646.24㎡	B地(マリントウン/東浜区) 22,754.00㎡	C地(バイパス周辺/与那原区)	
候補地				
①まちづくり	従来の町との関係が続けることができる。 社会福祉センター、交流センターひざし、観光交流施設、商工会館等があり、連携が望める。 既成市街地の発展に寄与すると共に、今後の市街地再整備の核となる。	◎ 国際規模の学会やコンサート等に対応できる大型MICE施設が2020年以降に開業予定。 今後さらに人通りの増加が予想されるが、反面、周辺道路の交通渋滞対策が課題となる。	◎ 国道と那原バイパスの整備が行われる等（平成30年度一部供用開通予定）、広域的な道路網の整備が進められている。 民間主導の開発となるため、スケジュールが不明確である。	○
②環境保全	周辺建物の町並み、景観の保全に対して配慮が必要。	○ 住居地域では、秩序ある緑豊かな潤いある住環境の保全が必要である。	○ 山林・原野なので、環境・景観を含め開発に十分な検討が必要である。	△
③機能性・利便性	現在地周辺の為、利用者の認知度が高い地域です。 高台（海拔22m）に位置し、徒歩及び自転車使用は不便との意見がある。	◎ 周辺地が平坦地（海拔3m）により、徒歩及び自転車使用の方にもアクセスが容易である。	◎ 高台にあるため、徒歩及び自転車等を使用する方にとって不便となる可能性がある。	△
④防災拠点性	地震：想定最大震度は6弱 津波：海拔約22m 津波浸水予想区域には非該当 液状化：液状化危険度は「かなり低い」となっている 地滑り：警戒区域非該当	◎ 地震：想定最大震度は6強 津波：海拔約3m 津波浸水深「2～5m未満」 液状化：液状化危険度は「高い」となっている。 地滑り：警戒区域非該当	△ 地震：想定最大震度は6弱 津波：海拔約40m以上 津波浸水予想区域には非該当 液状化：液状化危険度は「かなり低い」となっている 地滑り：周囲に該当箇所があり地すべり警戒区域に該当	△
⑤経済性	現庁舎を取り壊した後で建設を行う場合、仮庁舎が必要となり、工事期間における影響検討が必要である。	△ 仮庁舎が不要で、工事期間中の影響に対し検討容易。 津波対策としてピロティ等を設ける必要が有るなど、工事費用の割増が懸念される。	◎ 仮庁舎が不要で、工事期間中の影響に対し検討容易。 民間開発地のため、用地の購入が必要となる。インフラ整備も含めた開発となることから、造成工事に時間がかかる。	○
⑥都市計画(用途地域)	第一種住居地域の場合 容積率200% 建ぺい率60% 庁舎（事務所）を建築する場合、延床面積3,000㎡以下の制限があるが、建築基準法48条但し書きでの建築可能。	○ 第一種低層住居専用地域の場合 容積率100%、建ぺい率50% 本用途地域には庁舎（事務所）は建築できない。（建築基準法48条但し書きでの対応可）	○ 市街化調整区域の場合（市街化を抑制すべき区域） 建築物を建築する場合は開発許可が必要。	△
⑦庁舎外使用可能面積の算定	敷地面積 容積率 建築可能面積 10,646㎡ x 200% = 21,292㎡ 建築可能面積 庁舎想定面積 使用可能面積 21,292㎡ - 7,200㎡ = 14,092㎡	○ 敷地面積 容積率 建築可能面積 22,754㎡ x 100% = 22,754㎡ 建築可能面積 庁舎想定面積 使用可能面積 22,754㎡ - 7,200㎡ = 15,554㎡	○	

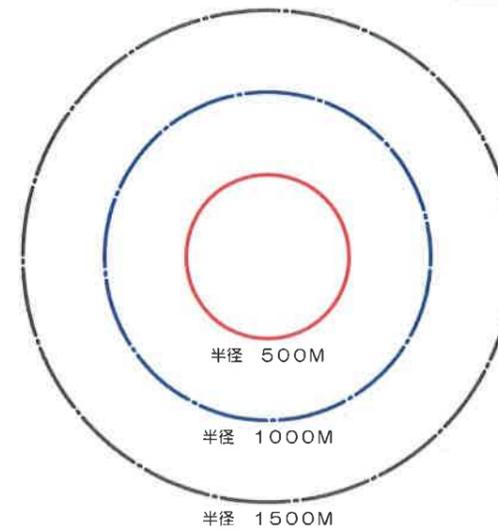
A 候補地 (現在地周辺 / 上与那原区・森下区)



B 候補地 (マリンタウン / 東浜区)



行政区名	男性	女性	計	500M	1000M	1500M
当添	780	852	1,632			
板垣敷	1,129	1,135	2,264			2,264
港	509	520	1,029	1,029	1,029	1,029
江口	866	951	1,817	1,817	1,817	1,817
中島	246	265	511	511	511	511
新島	353	381	734	734	734	734
森下	180	205	385	385	385	385
浜田	396	397	793	793	793	793
与那原	1,439	1,470	2,909		2,909	2,909
大見武	424	374	798		798	798
上与那原	864	911	1,775	1,775	1,775	1,775
町営住宅	126	146	272	272	272	272
県営住宅	108	179	287	287	287	287
漁業団地	73	109	182		182	182
日の出園	13	57	70	70	70	70
栗浜	1,989	2,081	4,070		4,070	4,070
合計	9,495	10,033	19,528	7,673	15,632	17,896



行政区名	男性	女性	計	500M	1000M	1500M
当添	780	852	1,632			
板垣敷	1,129	1,135	2,264			2,264
港	509	520	1,029	1,029	1,029	1,029
江口	866	951	1,817	1,817	1,817	1,817
中島	246	265	511	511	511	511
新島	353	381	734	734	734	734
森下	180	205	385		385	385
浜田	396	397	793		793	793
与那原	1,439	1,470	2,909	2,909	2,909	2,909
大見武	424	374	798		798	798
上与那原	864	911	1,775			1,775
町営住宅	126	146	272		272	272
県営住宅	108	179	287		287	287
漁業団地	73	109	182		182	182
日の出園	13	57	70	70	70	70
栗浜	1,989	2,081	4,070	4,070	4,070	4,070
合計	9,495	10,033	19,528	6,979	13,857	17,896

第5章 建設敷地について

(1)新庁舎の位置

敷地の概要

敷地付近には、社会福祉センター、交流センターひざし、観光交流施設、商工会館等が有り連携が望める立地となっています。その他のオープンスペースは、ほぼ駐車場に充てられています。本敷地は、既成市街地の発展に寄与すると共に、今後の市街地再整備の核となる場所になります。

① 地勢と気候条件

地勢：面積は、5.18km²で東西に4.3km、南北に2.1kmの長方形をなしており、東南の雨乞森(133m)、北西にそびえる運玉森(158m)に抱かれ、前方に中城湾を望む海岸線に延びた平坦地である。

気象：気象条件は、沖縄本島共通の亜熱帯性気候で年間を通して温暖で四季の変化に乏しい。10年平均気温は21.5度、年間降水量1570mmで、春から夏にかけて特に雨量が多いが、年によっては干ばつが起こることもある。又、夏から秋にかけては台風が襲来する。

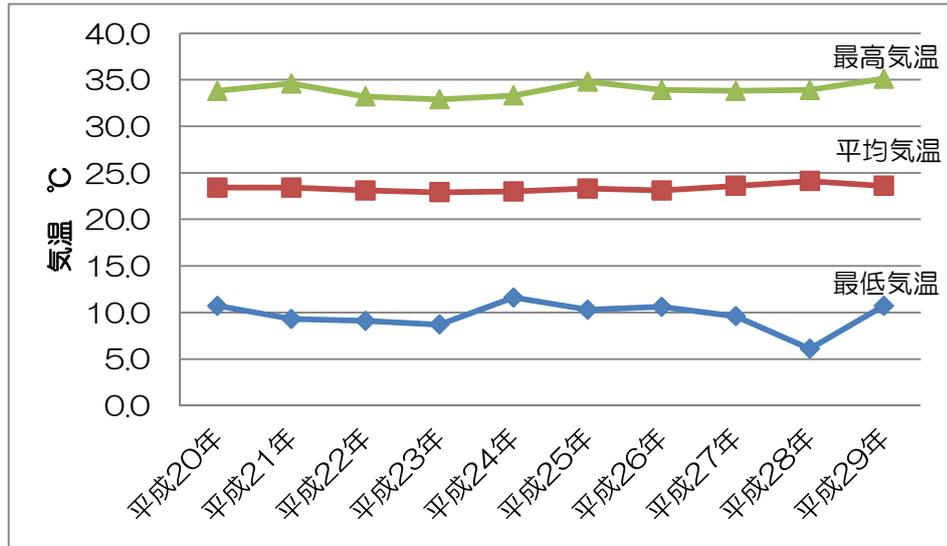
これらの気候を考慮した中で、自然採光・自然通風等の自然エネルギーの活用を図る。

気象データ（直近10年間）

年別	気温(℃)			降水量 (mm)	風速(m/s)			日勝 時間
	平均	最高	最低		平均 風速	最大風速		
						風速	風向	
H20年	21.3	32.2	8.3	1560.5	4.1	13.0	北北西	1706.9
H21年	21.6	34.0	8.3	1948.5	5.0	19.5	東	1723.9
H22年	21.4	31.8	7.8	2876.5	4.8	20.2	北北西	1372.3
H23年	21.1	33.0	6.8	2147.5	4.8	29.6	南南東	1441.0
H24年	21.2	31.6	9.7	2531.5	5.0	33.6	南東	1388.3
H25年	21.5	30.1	8.4	1653.5	5.0	22.6	東北東	1650.0
H26年	21.3	32.0	9.1	2302.5	5.6	33.3	北北東	1619.9
H27年	21.7	33.9	7.9	1506.6	5.3	33.0	東	1596.6
H28年	22.2	34.0	4.1	2410.5	5.3	21.3	南東	1601.1
H29年	21.7	35.1	9.0	1941.5	5.2	29.0	東北東	1601.7
平均値	21.5	32.7	7.9	2087.9	5.0			1570.1

※気象データは気象庁「糸数」のデータ

年平均気温の推移（直近 10 年間）



降水量の推移（直近 10 年間）

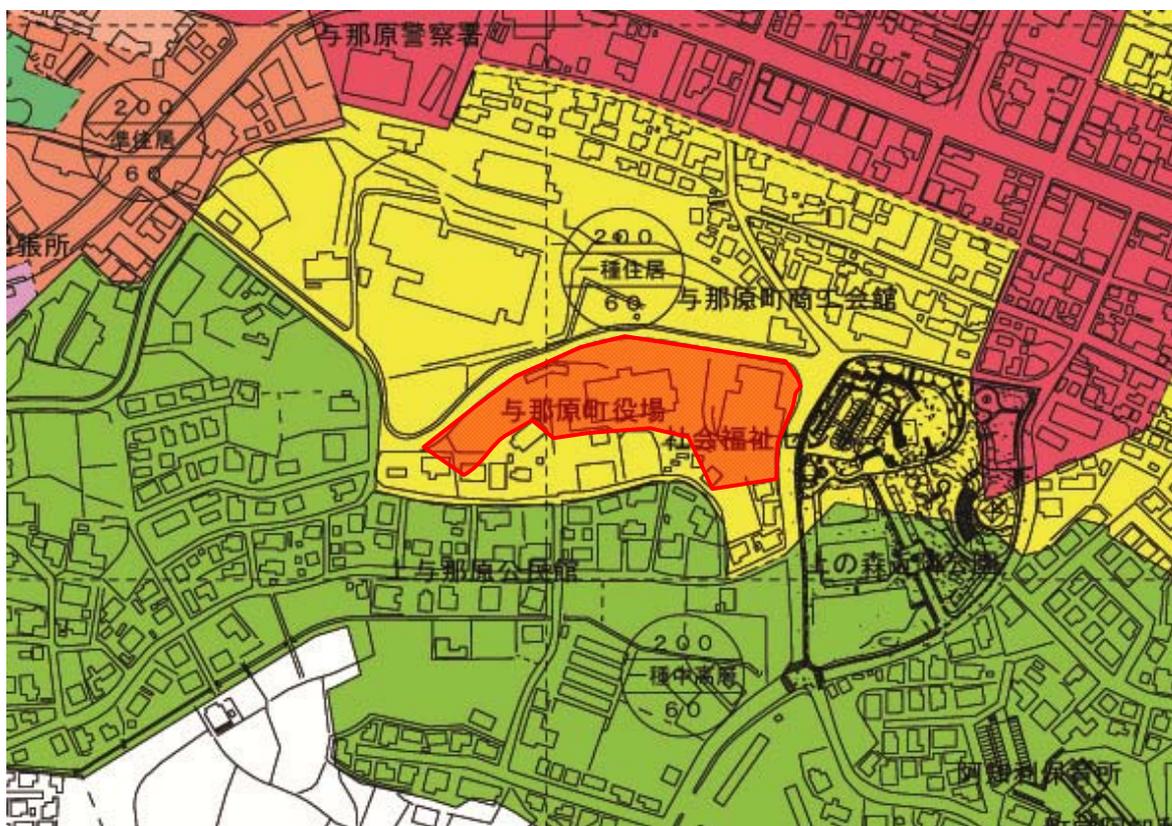


月別風速及び風向 2017 年（月ごとの値）

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最大風速 (m/s)	13.4	13.9	12.7	11.2	13.1	17.4	10.4	11.8	19.1	29.0	13.5	15.3
最大風速 風向	北	北北西	北	北北西	北東	北東	南南東	南東	南東	東北東	北	北
最大瞬間風速 (m/s)	19.6	20.4	20.7	18.5	17.7	23.6	18.2	18.2	29.4	44.2	20.9	21.1
最大瞬間風速 風向	北北西	北西	北西	北	北東	東北東	南南東	東北東	南東	北東	北	北

② 都市計画上の位置づけ

新庁舎建設地は、都市計画では、用途地域が第一種住居地域になっており、建ぺい率 60%、容積率 200%となっています。



庁舎（事務所）を建築する場合、延面積 3,000 m²以下の制限がありますが、地方公共団体が施設を建設する場合は、建築基準法 48 条但し書きを準用し建設可能となります。

計画地：与那原町上与那原 16 番地

敷地面積：8,008.34 m²

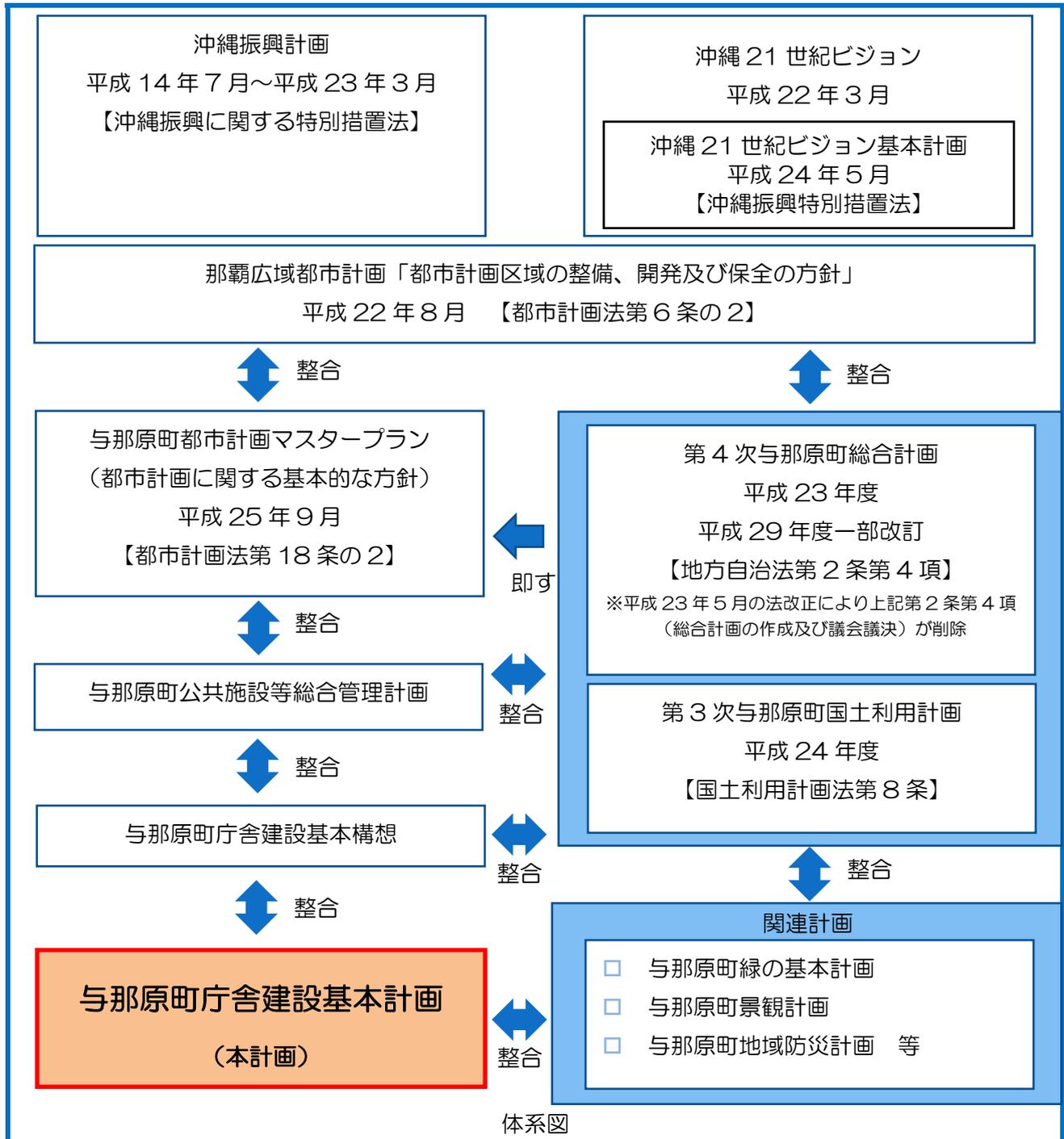
③ 法的条件（用途地域：第一種住居地域）

斜線制限：	道路斜線	勾配：1.25
	隣地斜線	20m+勾配 1.25
	北側斜線	適応なし
日影規制：	計測基準面	GL+4.0
	計測時間	3h / 5h

⑥ 上位計画との整合

沖縄県（以下、「本県」という）や本町では『那覇広域都市計画』や『第4次与那原町総合計画』等、複数のまちづくりに関する計画を策定しています。

『与那原町庁舎建設基本計画』においても、本県や本町のまちづくりには充分配慮し、これらの計画との整合性を図り、作成しています。



第6章 庁舎の整備方針及び必要機能について

(1) 基本理念：

本町は交通の要衝としての性格を有しており、コンパクトな市街地の中に住宅・商業・業務施設等が集積しています。近年では、中城湾港マリントウンプロジェクトにより造成された東浜地区に新たな市街地が形成されており、人口は増加傾向にあります。

また、東浜地区では大型 MICE 施設の建設が決定しています。このようなまちの特性と将来予測を踏まえ、新庁舎は「太陽とみどり、伝統とやさしさを未来へつなぐ海辺のまち」の拠点となる施設を目指します。

新庁舎の建設にあたっては『第4次与那原町総合計画』で定めるまちづくりの基本方針を基に以下のように設定し、計画を行います。

まちの将来像

「太陽とみどり、伝統とやさしさを未来へつなぐ海辺のまち」

まちの目標

みんなで創るこころ豊かなまち

ゆとりと潤いのあるまち

まちづくり基本方針

1. 協働と連携、
未来につながるまちづくり

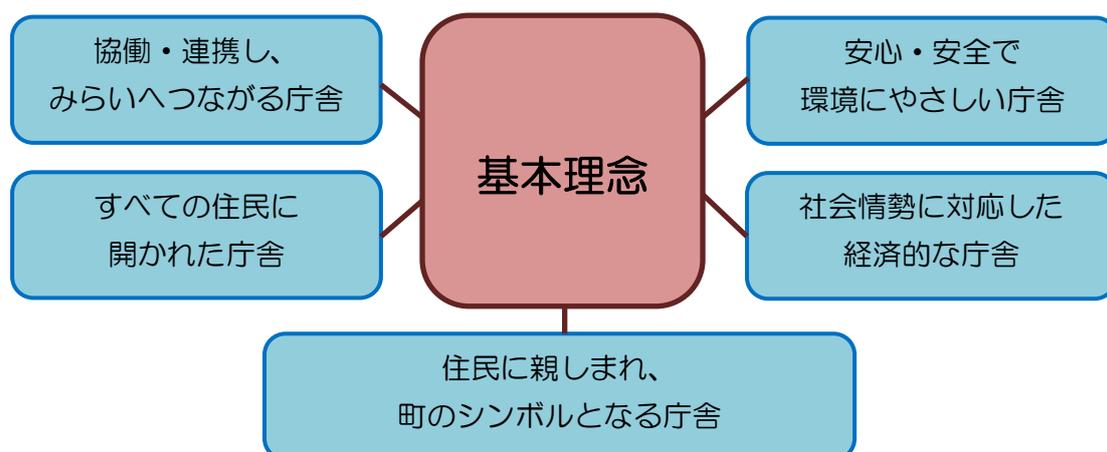
2. 豊かな学び、
文化が根づくまちづくり

3. 笑顔いきいき、
やさしいまちづくり

4. コンパクトで
快適に暮らせるまちづくり

5. 安心・安全で
環境にやさしいまちづくり

6. 誇れる産業で
活気あふれるまちづくり



(2)基本方針：

協働・連携し、みらいへつながる庁舎

- ◆ 行政・民間・企業がともに考え、協力し合える環境を目指します。
- ◆ 必要な情報を積極的に発信し、誰もが活用できる施設を目指します。
- ◆ 地域コミュニティの充実や多様な交流が生まれる施設を目指します。

すべての住民に開かれた庁舎

- ◆ これまで対応していなかったバリアフリー等を考慮した施設とします。
- ◆ 誰もが気軽に利用できる開かれた施設を目指します。
- ◆ 住民サービスが向上するような施設を目指します。

安心・安全で環境にやさしい庁舎

- ◆ 地球温暖化や環境破壊の問題に対応した施設とします。
- ◆ 災害時には住民の安心・安全を守るため、防災拠点として機能できる施設とします。

社会情勢に対応した経済的な庁舎

- ◆ 少子高齢化や情報化等の社会情勢に対応した施設とします。
- ◆ 建設から管理運営に至るまで、長期的な視点でコストを検討します。
- ◆ 経済性だけでなく、機能や品質とのバランスのとれた施設を目指します。

住民に親しまれ、町のシンボルとなる庁舎

- ◆ 本町におけるまちづくりの顔となる施設を目指します。
- ◆ コスト意識を持ちながらも、景観を活かすこと等により、与那原らしく、住民に親しまれる施設を目指します。

(3) 新庁舎の備えるべき機能

目指すべき庁舎像の実現に向けて基本方針に基づいた新庁舎に備えるべき機能を定める

協働・連携し、みらいへつながる庁舎

住民・行政・企業がともに協働・連携できる庁舎

すべての町民や沖縄県・与那原町を訪れる人々にとって、より魅力ある与那原町実現のため、地域活性化の拠点として新庁舎を整備します。

多種多様な目的で来庁する町民が、迅速かつ確に行政サービスを受けられ、事務効率の向上が可能な庁舎とします。

① 窓口機能

来庁者が迷うことなく、より簡単に、より利用しやすい窓口機能を整備します。

来庁者のプライバシーに配慮し、円滑で安心できる行政サービスが受けられることができる機能を導入します。

(ア) 低層階に総合窓口カウンター等の設置

町民の利用しやすい1階に総合窓口カウンター（ワンストップ窓口等）等の設置を検討します。これにより、来庁された方が気軽に各種手続き等が出来るように検討します。



(イ) 使いやすいカウンターの設置

カウンターの造りや執務スペースの机の配置等は、利用者の導線に配慮し、関連手続き窓口の近くに配置するなど、利用者の利便性を図ります。

また、将来の窓口業務等の変化に対応するため比較的簡単に改修できるつくりとします。



(ウ) プライバシーに配慮したカウンター等の設置

個人情報情報の漏洩を防ぎ、来庁者のプライバシーが十分確保できるよう配慮します。

また、個別対応を必要とする窓口に関しては、人の目に触れることなく出入りできる工夫を検討します。



(工) 視認性を重視した案内サインシステム（色分）の導入
初めて訪れた来庁者でも判りやすい、サインシステム
の導入を検討します。窓口や課毎に色分けを行ったり、案内
掲示板の設置、矢印の行先表示など、視認性を重視したサイン
の導入を検討します。



(オ) 町民も併用できる、打合せコーナーや会議室等の設置
町民が利用できる打合せコーナー、会議室、多目的
スペースの設置を検討します。



② 議会機能

町議会は、町長から提出された議案の決議という最終的な意思決定を担う機関であることから議決機関としての独立性を担保しつつ、議場としての適切な機能と「町民に開かれた議会」としての開放性を兼ね備えたものとして整備します。また、議会フロアの安全・防犯対策に配慮します。さらにエレベーターやスロープによる段差の無い議場へのアプローチを計画するとともにバリアフリー化を図りながら、障がいのある人や高齢者、子ども連れの傍聴者への対応を検討します。

(ア) 傍聴しやすい、開かれた議会の整備

議場は開放性の有る空間とし、町民から見やすい傍聴席や記者席を設けます。また、様々な来庁者に対応できる傍聴席の整備や、インターネットを通じた画像配信等、町民の議会への関心等に答えるための機能を取り入れます。

(イ) 機能的な議会関係諸室の整備

議会フロアは、適度な独立性を保ちつつ、必要関連諸室を機能的に配置する作りとします。また、議場や会議室には、IT時代に即した各種機能・設備を備えるものとしてします。

床形式及び天井高の関係（フラット方式と段床方式）

議場は想定される利用方法により、形式が分かれるが、其々の形式の違いが発生する

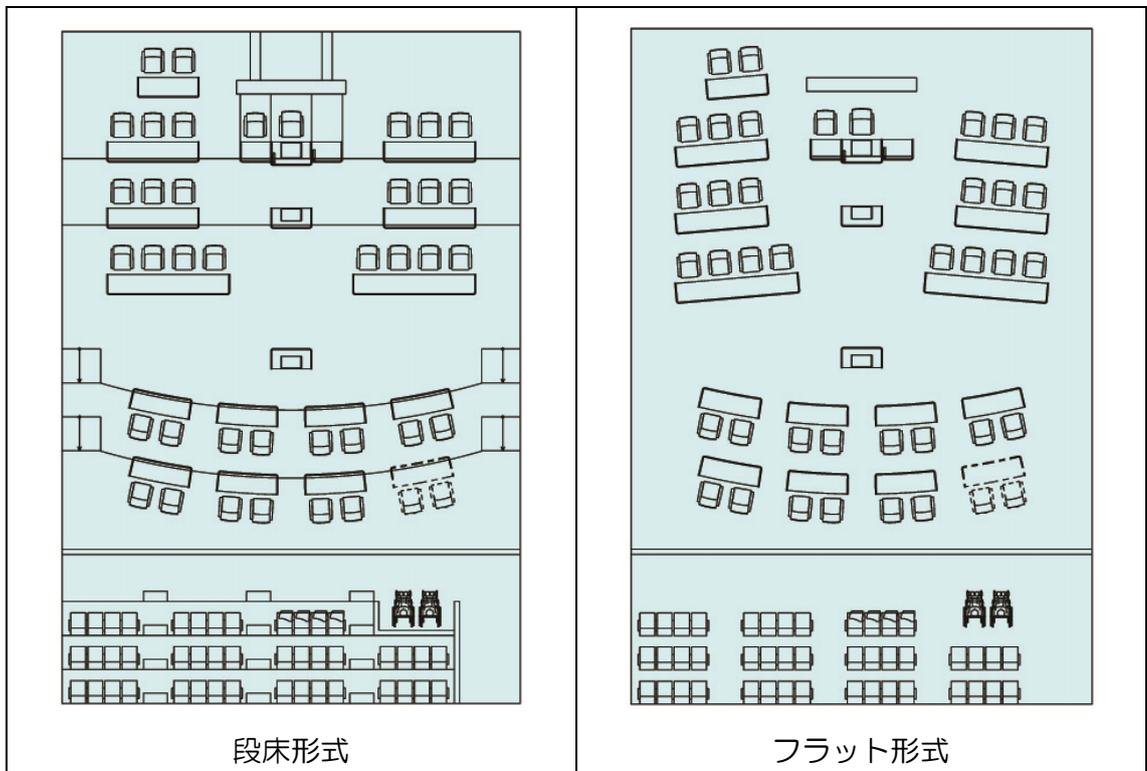
	フラット方式	段床方式
断面		
サイトライン	確保しづらい	確保しやすい
デザイン	仕上げによるが、オープンな演出がしやすい	仕上げ材によるが、従来の議場に近い演出となる
利用勝手	可動式の席とする事で、議場以外の利用方法が可能	段床となっているため、議場以外の利用が難しい

天井高さについては、音響環境、重厚感の演出等を考慮すると2層を利用し6m程度の天井高さの確保が必要と考えられる。

	1層利用	2層利用
断面		
室内音響	室容積が少なく、明瞭度が確保しづらい	室容積が十分取れ、明瞭度が確保しやすい

座席配置

議場の座席配置形態としては、フラット方式・段床方式によって異なるが、一般的には下記2パターンとする場合が多い。



すべての住民に開かれた庁舎

バリアフリーとユニバーサルデザインに対応した庁舎

現庁舎は、“バリアフリー化”への対応が十分ではなく、高齢者や障がい者などへの配慮も不足しています。また事務室内や駐車場内についても、バリアフリー化への対応が十分ではありません。さらに、“ユニバーサルデザイン”に対応した施設を前提に、総合案内や総合窓口等をわかりやすい位置に設け、個人情報扱う各窓口ではプライバシーに配慮するなど、町民や初めての来庁者にも、わかりやすく誰もが利用しやすい庁舎とする必要が有ります。

本庁舎計画での施設整備に関しては、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び、「沖縄県福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」に基づき、整備するものとします。

年齢や国籍、障がいの有無に関わらず、誰もが快適に利用できる環境
「ユニバーサルデザイン」

高齢者や障がい者が円滑に利用できる環境
「バリアフリー」

バリアフリー化

身体障がい者や高齢者が生活を営むうえで支障がないように、商品を作ったり建物を設計したりすること。また、そのようにつくられたもの。

ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。

① バリアフリーとユニバーサルデザイン機能

(ア) 出入口の対応

出入口は、ガラス衝突防止表示を設け、幅にゆとりをもたせる。
主用な建具は自動ドアもしくは引き戸を基本とし、段差のない計画とする。

(イ) 廊下の対応

建物内の主たる廊下は、車椅子の利用に配慮し幅にゆとりを持たせ、適宜、手すり、誘導ブロック等を設置します。

(ウ) 階段の対応

主用な階段では、2段手すりを基本とします。階段の一段あたりの高さは比較的緩やかな勾配となるよう配慮します。階段先端については、視認性を確保できるよう、配色・素材を選定し、滑りにくい素材を選定します。

(エ) エレベーターの設置

エレベータは車椅子利用者、担架及びストレッチャー等に対応可能な、ゆとりある大きさとし、また、視覚障がい者対応として点字表示、音声案内などの設備を設置するほか、聴覚障がい者等の利用に配慮し、緊急時等においてエレベーター（かご）内外の連絡等が可能となるように、出入口にガラス窓の設置を検討します。

(オ) 段差解消、防滑床材、スロープ等の採用

屋内の段差は極力解消し、防滑床材、スロープ等を採用します。

(カ) トイレの対応

車椅子利用者、オストメイト利用者、高齢者、乳幼児連れ等に対応した多目的トイレを適所に計画します。



(キ) 駐車場の対応

車椅子・ベビーカー等の使用に配慮した多目的駐車スペースは、エントランス近くに配置し、庁舎屋内までの経路には屋根を計画します。庁舎利用者の安全に配慮し、歩行者と車両の導線が交差しないよう配慮します。



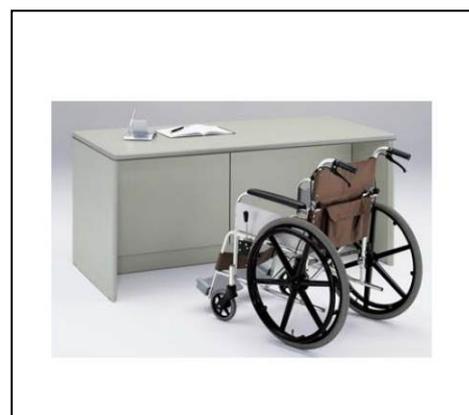
(ク) 全ての人に分かり易いサインシステム（機能）導入
 庁舎内の案内表示などの主な標記は、多言語表示とします。また、視覚的に理解できるピクトグラムなどのサインシステムを導入します。また、受付窓口、階段、トイレなど様々な利用者が想定される箇所には、点字表示案内を設け、サインの取付位置などに関しても、子どもや車いすからも見えやすい位置になるよう配慮します。

駐車場	敷地内 通路	建物の主な 外部出入口	トイレ	誘導案内	昇降設備	乳幼児 コーナー	その他

(ケ) キッズコーナー、授乳室、ベビーベッドの設置
 窓口付近の待合スペースの近くなどには、大人が目が行き届くキッズコーナーを設けます。そのほか、授乳室を設け、授乳やオムツ替えの為にベビーベッド等を設置します。



(コ) 車椅子対応のカウンターや自動販売機の設置
 窓口には適所に車椅子対応のカウンターを設けます。自動販売機等に関しても、車椅子利用者や、子ども・高齢者の使用にも対応した機種を選定します。



(サ) 音声誘導装置の設置
 エントランス付近等の要所には、案内設備として音声誘導装置を検討します。

(シ) 使いやすいアプローチ計画（道路～駐車場～庁舎）
 駐車場から、庁舎の入口まで屋根を設けるなど、雨や風を軽減するよう配慮します
 道路から庁舎への敷地内歩道は、車両導線との交差を避け、出来る限り短くなるよう配慮します。



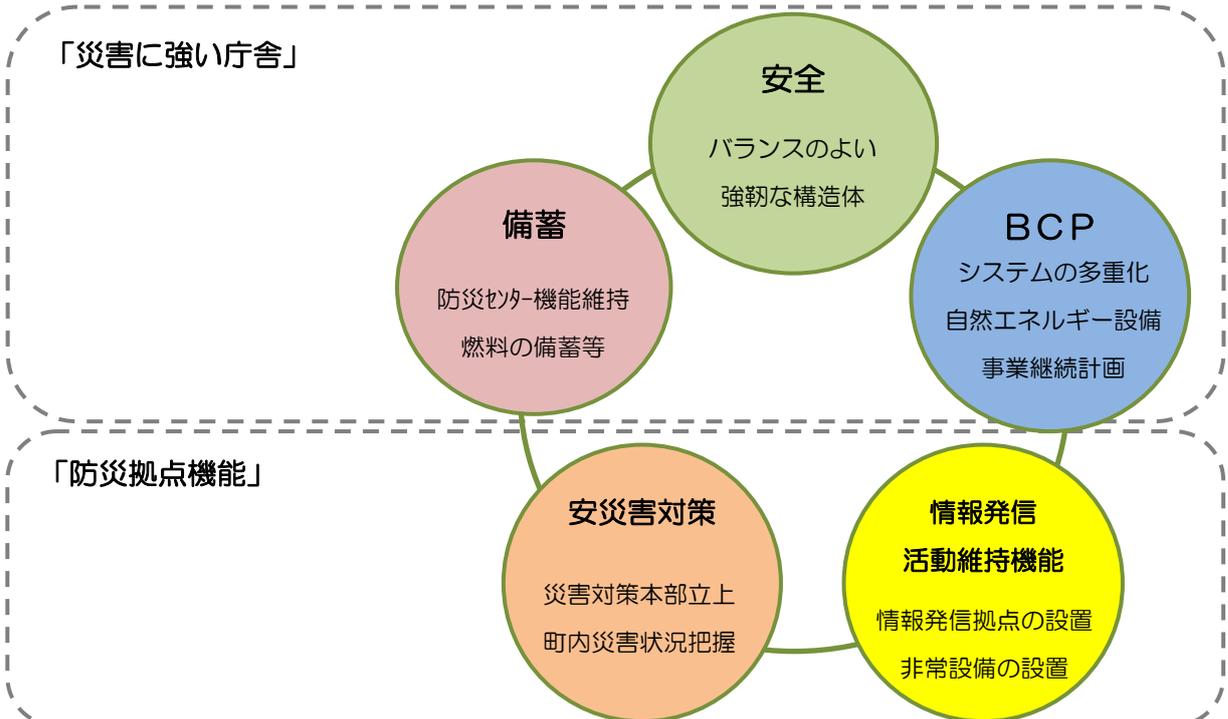
安心・安全で環境にやさしい庁舎

町民の安全・安心を支える庁舎

先般の東日本大震災や熊本地震での教訓を活かし、災害時における防災対策・災害応急対応・災害復興に必要な機能を備えた庁舎とします。

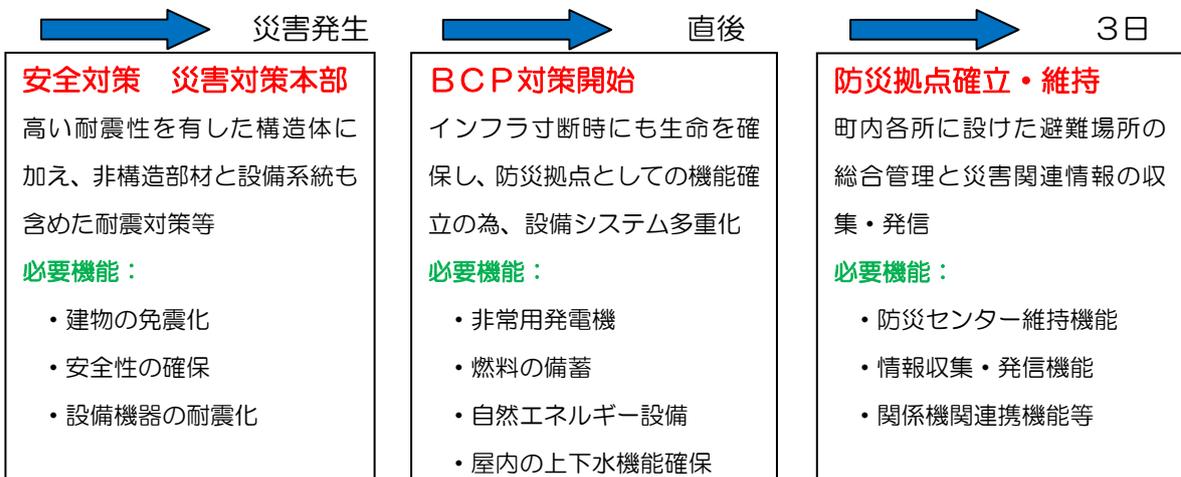
5つの機能による連携

町民の安全・安心を支えるには、大きく分けて下記の機能が重要と考えられ相互連携が必要



5つの機能は、様々な災害に耐え得る「災害に強い庁舎」としての3機能、「安全」「BCP」「備蓄機能」及び、災害時に地域の司令塔たる「防災拠点機能」としての2機能、「災害対策本部機能」「情報発信・活動維持機能」に分類して考えられます。

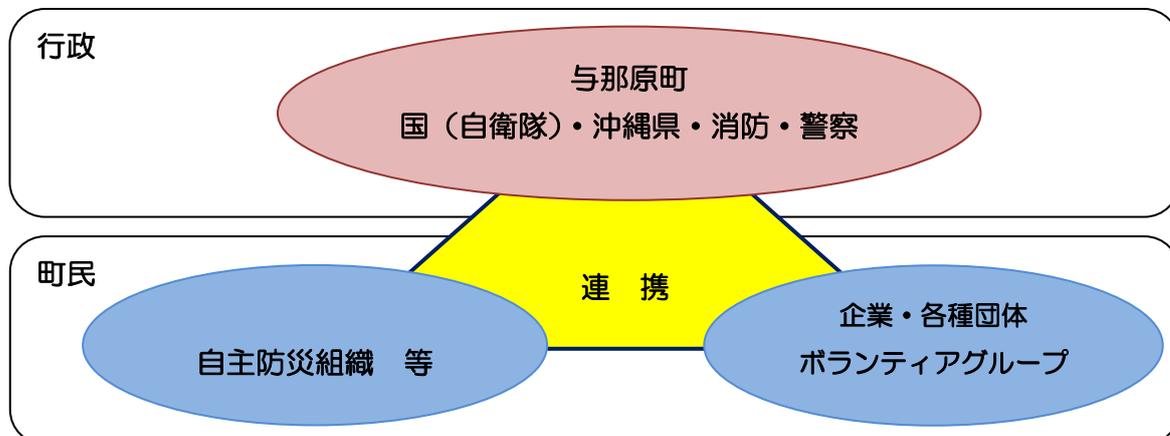
また、災害発生（地震、水害、落雷、火災、風害、台風等）から防災拠点の確立・維持まで、刻々と変化する状況に応じて柔軟に対応できる機能が必要です。



① 防災機能

(ア) 災害対策本部及び付帯設備の設置

災害時には、町民、関係者及び関係諸官庁と十分な連携を図り、ニーズに応じた迅速な対応が可能となる施設整備を行います。



防災主管課の近傍に災害対策本部室を配置します。平常時は設備や機能に支障のない範囲で、庁議やその他の会議室として活用しながら、防災時には即座に対策室・情報整理室・本部室といった災害対策本部体制に移行可能な備えとして視聴覚映像設備等の必要な機器類を整備します。

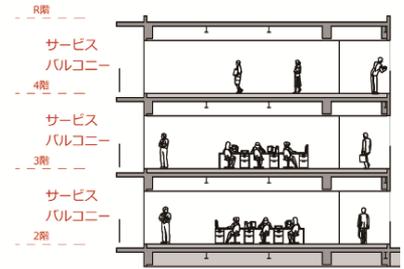
(イ) 災害対応通信設備の設置

衛星携帯電話等の情報通信設備、沖縄県防災情報ネットワークシステム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を配備し、防災情報の伝達及び災害情報の集約を図ります。また、十分な電源設備、通信回路等を整備し、防災主管課の執務室と隣接した配置とします。

防災用無線（生活環境安全課所有）防災行政無線、災害用専用固定電話回線等の設置、MCA無線の設置、避難施設への災害情報発信設備の設置を検討します。また、災害に対する統合型GIS地図情報システムの導入を検討します。加えて、管路情報システム、道路情報システム、消防設備システムなどを統合したマッピングシステムの導入検討を行います。

(ウ) 災害時の飛散物落下防止・強風対策措置

災害時・台風時のガラス落下防止、飛来物対策の雨戸設置等を考慮しメンテナンスバルコニーの設置を検討します。また、計画地は風が強いことを考慮し正面玄関等の風除室の設置及びヒンブン等の風除け対策を考慮します。



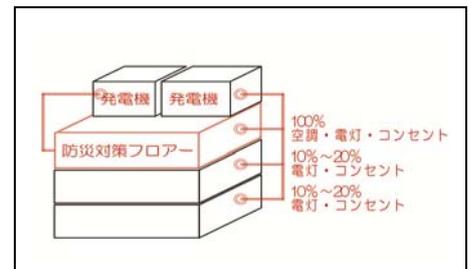
(工) 免震構造

大地震時の防災拠点機能維持のため、免震構造の導入を検討します。



(オ) 空調及び電源の系統分けの導入

防災対策関連諸室棟の空調及び電気設備に関しては、他諸室と系統を分けて計画し、災害時にも継続して供給できるようにシステムの多重化を考慮しながら計画します。



(カ) 非常用発電機の設置（燃料の備蓄）

構内適所に非常用発電機を整備し、燃料の備蓄と併せ、独立電源の確保を図ります。



(キ) 太陽光発電設備及び蓄電池の設置

太陽光発電設備及び蓄電池を整備し、独立電源の確保と併せ、夜間及び停電時の電力供給を可能とします。



(ク) 備蓄倉庫の設置

資機材や食料（災害対策職員分含む）の備蓄を行うスペースについては、搬入・搬出を容易に行え在庫確認が容易な配置とします。資材と食糧倉庫は別に整備し備蓄食料は一括管出来るものとします。



(ケ) 情報発信設備、防災啓発設備の設置

1階エントランスに大型モニターを設置し、災害時には、災害状況、安否確認、避難勧告等の情報発信を行います。平常時には、太陽光発電量の表示、町民に対する情報発信に利用します。また、防災教育や啓発を目的としたスペースを設置し、平時から町民の防災意識の高揚を図ります。



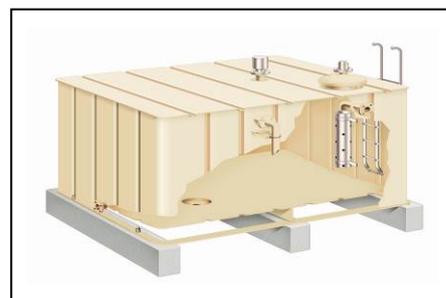
(コ) 駐車場（オープンスペース）の確保

敷地内には、駐車場としてまとまった広さを持つ空地を確保します。通常時は各種イベント等に積極的に活用し、まちのにぎわいを創出すると共に、災害時は防災活動の場として利用します。



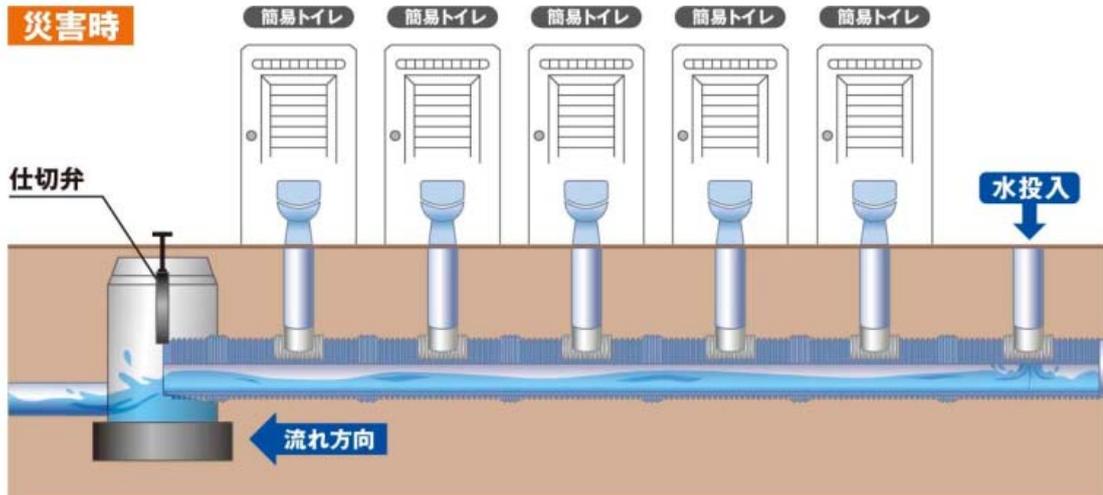
(サ) 鋼板一体型貯水槽の設置

停電時でも、給水が可能なよう耐震性・耐久性の高い鋼板一体型水槽の設置を検討します。



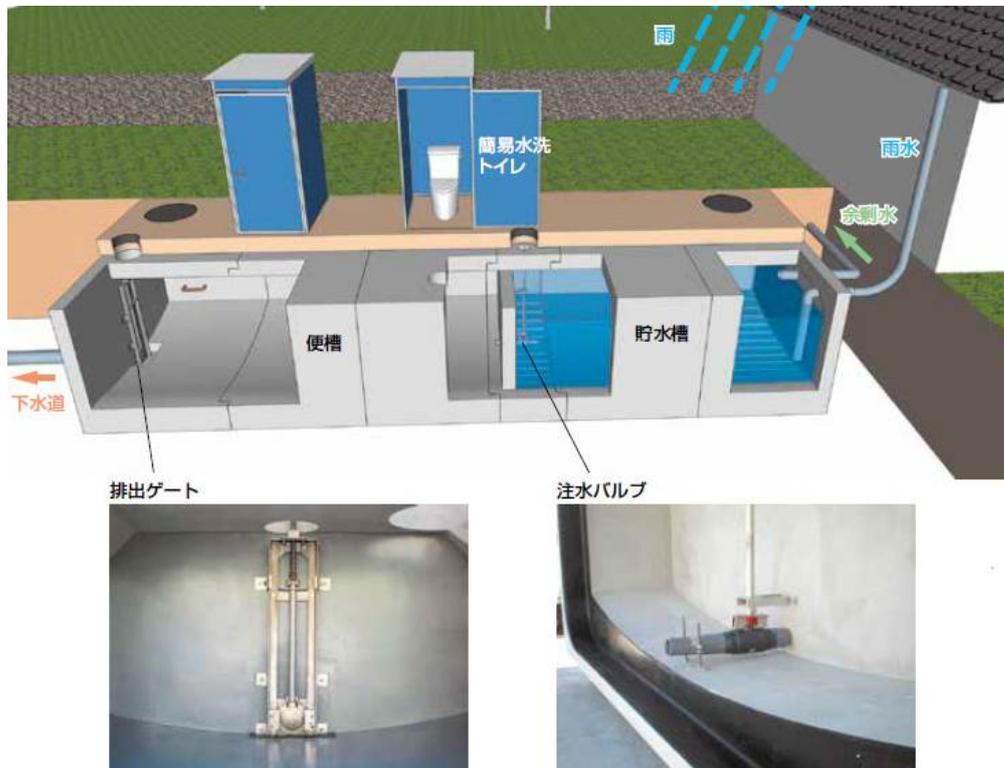
(シ) マンホールトイレの設置

災害時においても下水道の利用が可能な場合、マンホールトイレの設置が有効です。電気や水道が止まってしまった場合でも、トイレの利用が可能となるようマンホールトイレの設置を検討します。



(ス) 非常用防災便槽の設置

下水道遮断、洗浄水遮断の場合でも、対応が可能となるよう、汚物のみを貯留できる非常用防災便槽の設置を検討します。設置場所は、駐車場や広場等の空地を検討します。



② 新庁舎の耐震機能

(ア) 防災拠点として考えられる構造の比較検討

構造計画においては、利用する住民や職員の安全性、機能性、耐久性、施工性、経済性などについて十分検討し、建物特性や地盤条件、設備、法規などの制約条件を満たした構造計画を立案する必要が有ります。

本施設は庁舎であり、防災時には防災対策の指揮、情報伝達や応急復旧活動などの防災拠点としての役割を担うことから、構造については慎重に検討し、地震時の構造的な対策を視野に入れ、設計条件や要求性能に応じた検討を行い決定します。

(イ) 建物の構造種別の例

項目	鉄筋コンクリート造 (RC造)	鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC造)	鉄骨造 (S造)
主架構	ラーメン架構(※1)及び耐震壁併用 標準スパン 6m~10m ロングスパン梁にはPRC(※2)採用	ラーメン架構(※1)及び耐震壁併用 標準スパン 8m~14m	大スパン架構の構成に有利 純ラーメン架構形式が可能 標準スパン 10m~20m
基礎	建物自重が大きく、基礎に要するコストが高くなる	建物自重が大きく、基礎に要するコストが高くなる	比較的建物自重が軽く、基礎に要するコストが低くなる
耐火性	耐火構造とするのは容易	耐火構造とするのは容易	準耐火構造とするのは容易であるが、耐火構造とするためには耐火被覆等が必要となる
居住性	遮音性能、防振性能に優れている	遮音性能、防振性能に優れている	比較的振動が伝わり易い
耐久性 (外壁)	コンクリートの外壁となり、強度、耐久性に優れる 性能を維持するためには、仕上材のメンテナンスが必要	コンクリートの外壁となり、強度、耐久性に優れる 性能を維持するためには、仕上材のメンテナンスが必要	工場で作成された耐久性に優れた外装材を採用することが可能 性能を維持するためには、外装材の仕上げや継目の止水材のメンテナンスが必要
施工性 工事 工期	鉄筋。型枠、コンクリート工事等は比較的煩雑である PRC 梁採用の場合、多少工期が長くなる場合がある	RC造の煩雑さに加え、鉄骨と鉄筋の取り合いなど納まりが複雑 RC造に比べ鉄骨工事の工期分工期が長くなる	工事現場での作業期間が短く、外壁等は乾式工法となるため、工事工期は比較的短い 使用する鉄骨部材によっては、発注、製作に長期間必要となる場合がある。

※1 ラーメン架構：柱と梁で骨組をつくり、接合部をしっかりと固定（剛接合）された架構

※2 PRC：PC鋼材を使ってコンクリートに圧縮力を加えるプレストレスコンクリートの一種で、ロングスパン梁等の大きな荷重に耐える工法

(ウ)構造体の耐震安全性の目標及び保有すべき性能

平成 19 年に国土交通省が定めた「官庁施設の総合耐震計画基準」では、官庁施設の耐震安全性について、下表に示す様に分類しています。

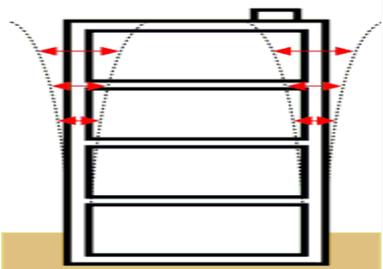
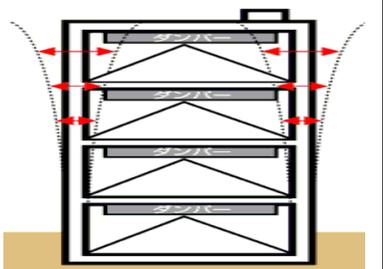
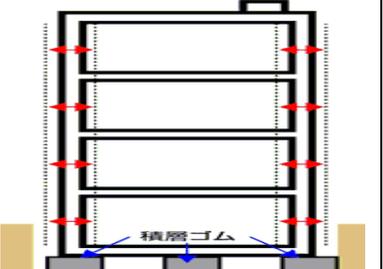
新庁舎については、防災拠点となる施設づくりを目指す災害応急対策活動に必要な施設のうち、特に重要な施設に準ずる施設として、耐震安全性の目標を最も高い基準に設定します。構造体の安全性の分類は、「Ⅰ類」建築非構造部材の耐震安全性は「A類」、建築設備の耐震安全性は「甲類」を目標とします。

部位	耐震安全性の分類	耐震安全性の目標	保有すべき性能	重要度係数	大地震動時の変形規制
構造体	Ⅰ類 特に構造体の耐震性能の向上を図るべき施設	大地震動後、構造体の補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られる。	大地震動に対して、無被害あるいは軽微な損傷にとどまり、直ちに補修を必要とするような耐力低下を招くことがない。	1.5	RC造 SRC造 1/200 S造 1/100
	Ⅱ類 構造体の耐震性能の向上をはかるべき施設	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物として使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られる。	大地震動に対して、比較的小さな損傷にとどまり、直ちに大きな補修を必要とするような耐力低下を招くことがない。	1.25	RC造 SRC造 1/200 S造 1/100
	Ⅲ類 建築基準法に基づく構造体の耐震性能の向上を確保する施設	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られる。	大地震動に対して、部分的な損傷は生じるものの、倒壊・部分倒壊などの大きな損傷は発生せず、著しい体力低下を招くことがない。	1.0	RC造 SRC造 1/200 S造 1/100

部位	耐震安全性の分類	耐震安全性の目標
建築非構造部材	A類	大地震後、災害応急対策活動や災害者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動後により建築非構造部材の破損、移動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

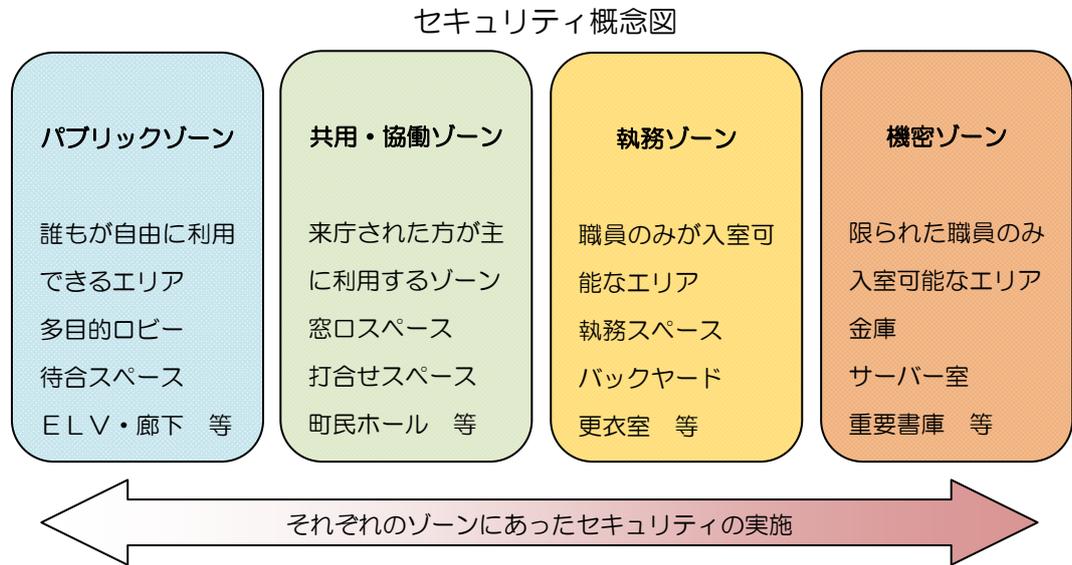
(工)地震に対する構造形式

耐震・制振・免震の3種を比較します。設計段階において、構造、規模、形状やコスト等の検討を踏まえた上で最も適切な形式を選定します。

項目	耐震構造	制振構造	免震構造
イメージ図	<p>構造部材の塑性化による地震力の吸収</p> 	<p>主に制振ダンパーによる地震力の吸収</p> 	<p>積層ゴムなどのアイソレーターによる地震力の低減</p> 
	100	70~90に低減	40~60に低減
特徴	<p>大地震時には、多少の損傷は許容するが人命にかかわる倒壊や崩壊がおこらない方針とする構造形式</p> <p>地震の揺れを建物その物で耐えるので、建物に地震の揺れが伝わる</p> <p>耐震性を高めるために耐震安全性の分類がⅠ類やⅡ類の場合は、耐力壁配置が必要となる。</p>	<p>建物への地震の揺れについては、耐震構造に原則同じであり、建物に地震の揺れが直接伝わる</p> <p>中高層以上（特に鉄骨造）で制振効果（地震や風）が得られやすいが、低層建物の場合は効果が発揮されにくい</p>	<p>免震構造は、地震の揺れを土台から回避することを目的とする</p> <p>上部構造の重さと剛性（かたさ）があるほど性能が発揮できる（どちらかと言えば低層、軽量の建物は不向き）</p>
長所	<p>一般的工法であり施工に特殊性が無い</p> <p>設計及び工事工期ともに原則標準工期である</p>	<p>制振部材にて地震エネルギーを吸収して架構の損傷を抑える</p> <p>施工に特殊性は少ないが、制振の手法による</p>	<p>3工法の中では突出した耐震性能</p> <p>建物への地震での揺れが小さくなるため、家具や設備の耐震性能も高まり、プランの自由度も高まる</p>
短所	<p>地震の揺れを直接受けるため、家具や天井などの倒壊や落下対策が必要</p> <p>耐震性を高めるために必要な耐力壁の配置により、プランや将来的模様替えの制約が生じる</p>	<p>地震の揺れを受けるため、家具や天井などの転倒や落下対策は必要である</p> <p>制振部材を配置する部分にはプランの制約が生じる</p>	<p>地震時に建物が動くため、建物廻りにクリアランス（ゆとり）が必要、接続配管等も可動対応が必要</p> <p>耐震構造に比べ、設計及び工事工期が長くなる可能性がある</p>
維持管理関連	<p>地震後（特に大地震時）には、補修や復旧対応が生じる</p>	<p>耐震構造に比べ、補修や復旧対策は低減される</p>	<p>大地震後も損傷が少なく、補修や復旧対応は少ない</p> <p>数年おきの専門業者点検（日常点検は管理者での対応可能）が必要</p>
概算工事費用	<p>地震に対する構造形式の中では最もコストが低い</p>	<p>耐震構造と比較して、制振ダンパー等設置のためのコストがかかる</p>	<p>耐震構造と比較して、免震層等設置のためのコストがかかる。</p>
工事工期	<p>耐震構造の工期を標準とする</p>	<p>耐震構造とほぼ同等の工期となる</p>	<p>耐震構造と比較して、4.5~5.5カ月程度工期が延びる</p>

③ セキュリティ・管理機能

町民に開かれた庁舎とすることを前提として、個人情報保護及び行政文書の管理の徹底や防犯上の観点から、セキュリティに配慮した庁舎の実現を検討します。



(ア) セキュリティ機能

執務室は開放性を確保しつつ、個人情報を保護するため、カウンター内への入室抑制やカウンターからの端末画面等の情報漏洩を防止する機能を設けます。

町民情報を保存する重要諸室や倉庫などについては、重要度に応じた適切なセキュリティ機能を整備します。

複合コピー機やファックスなどは、専用の印刷室を設け用紙等の備品も収納するものとし、廊下等にはみだし、避難時の妨げになることのないよう計画します

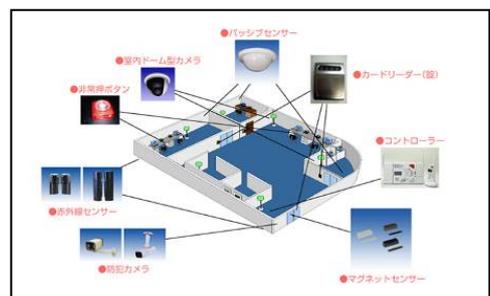
(イ) 管理機能

時間外や閉庁日は、シャッター等によって町民が利用できるエリアを明確にします。

庁舎内はエリア毎に予想されるトラブルを想定し、電気錠やシャッター等の侵入防止策、防犯センサーや防犯カメラを設置するなどして防犯対策に万全を期します。

(ウ) 時間外利用に対応した窓口及びセキュリティの導入

閉庁時でも対応できる時間外窓口を設けます。また、利用形態により時間帯が異なる場合には、適所にセキュリティーに配慮した出入口などを導入します



社会情勢に対応した経済的な庁舎

利用しやすく、事務効率の向上を目指した庁舎

少子高齢化や情報化等の社会情勢に対応し、建設から管理運営に至るまで、長期的な視点でコストバランスの取れた庁舎を目指します。また、経済性だけでなく機能や品質などにも考慮したバランスのとれた施設とします。

① 事務機能(執務機能)

町民サービスを効率的に提供できる機能を有し、事務効率の向上、将来の組織変更にも柔軟に対応でき、部署間の連携が効果的に図られる執務空間を整備します。

(ア) 執務フロアの配置

来庁者が多く利用する窓口機能を優先的に1階もしくは低層フロアに優先的に配置することとし、上下階が確認できる吹抜けやエスカレーター等の効率的な配置を検討します。

また、業務の関連性の強い部署を近くに配置すると共に、町民サービスに配慮した効率的な配置を検討します。

(イ) 執務フロアの構造

開放的で視認性の良い無柱空間のオープンフロアの執務スペースを基本とし、各部署や職員間のコミュニケーションがはかりやすい執務フロアとし、組織改編や職員数の変動による改修工事を最小限とする備えを導入します

(ウ) ユニバーサルレイアウトの執務スペース

執務空間は、組織変更や人員増減の際に極力レイアウトを変えることなく、柔軟に対応できるユニバーサルレイアウト方式を基本とします。

(※ユニバーサルレイアウト方式：基本的にレイアウトを変更せずに「人」「書類」の移動のみで対応可能なオフィス運用方式)

(エ) 文書の保管と管理

執務フロア内には、視界を妨げない収納庫を定期的に配置し、整理のしやすさ及びセキュリティに配慮した文書管理を行います。

移動式書架を採用するなど効率的に収納できる文書庫を整備し、必要に応じたセキュリティ機能、耐火防水機能を検討します。

(オ) 会議室・ミーティングスペース

会議室の壁は必要に応じて広さを変更できる移動式壁を採用し、稼働率を上げます。

各部署間で共有でき、簡単な打合せが出来る小会議室や打合せコーナーを要所に設置し、必要に応じ、電話、無線、有線LAN、モニター、プロジェクター設備、テレビ会議システム、マイク設備などの整備を行います。

大会議室には椅子や机を収納できるスペースを確保し、多目的利用を配慮します。

(カ) 収納庫及び資機材倉庫

執務室内には、事務用品や資機材などを乱雑配置する事無く、快適な空間を維持するために十分な収納庫を整備します。

屋外には、風雨時にも難なく積み降ろし等ができる資機材倉庫を整備し、資機材については、できる限り部署間でシェアするなど、効率的な利用と保管に努めます。

(キ) 多目的会議室

会議室での対応が適当でない臨時的な事務や窓口開設（確定申告会場、臨時給付窓口、選挙投票所）などに対応するため低層階に多目的会議室の整備を検討します。

(ク) 職員福利関連機能（更衣室・ロッカー・休憩室）

現場での作業、災害対応時のほか、更衣が必要な職員の円滑な業務を支援するため、ロッカールーム（更衣室）・シャワー室を整備します。また、職員間の打合せ、窓口業務職員の食事場所、災害時の詰所、救護等において使用する職員休憩室を適宜配置します。

(ケ) 経済的・合理的機能

新庁舎は、将来の行政需要の変化に柔軟に対応できる可能性を備え、適正な建設コストやランニングコストでの運営を図ります。

② 高度情報化対応機能

(ア) 電子掲示板等の設置・Wi-Fi 等無線 LAN 設備の設置

タッチパネルによる庁舎案内や、Wi-Fi（無線 LAN）の導入、コンビニエンスストアでの各種証明書の発行等 IT 技術導入により行政サービスの一層の情報化・多角化を進め、市民の利便性向上を図ります。

また、1 階ロビーには電子掲示板を設置するなど、町域及び庁舎周辺の地図表示と併せ、町政情報や催事情報等をオンラインでタイムリーに表示できる設備の設置を検討します。

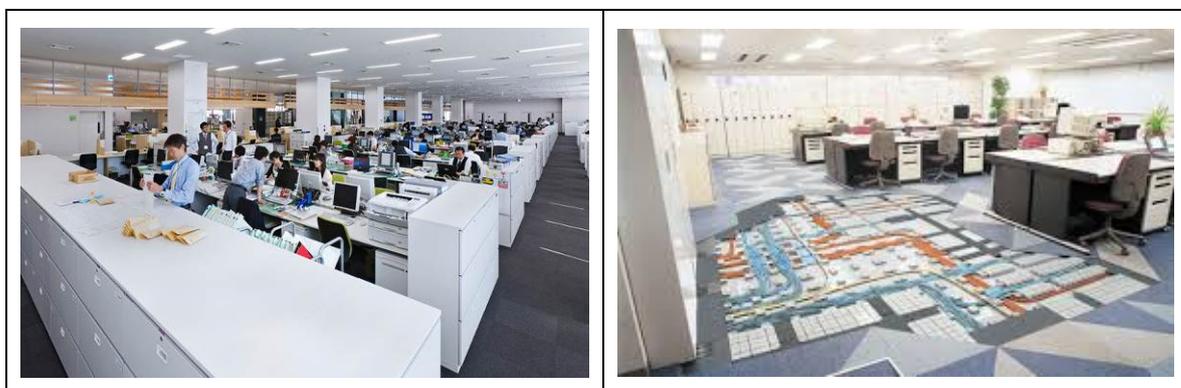


電子掲示板イメージ

(イ) O Aフロアや余裕をもった電気通信設備設置スペースの確保

執務エリアの床には O Aフロア等を導入し、電源や情報ケーブル等の床下格納を行い、デスク等のレイアウト変更に対応できる備えとします。

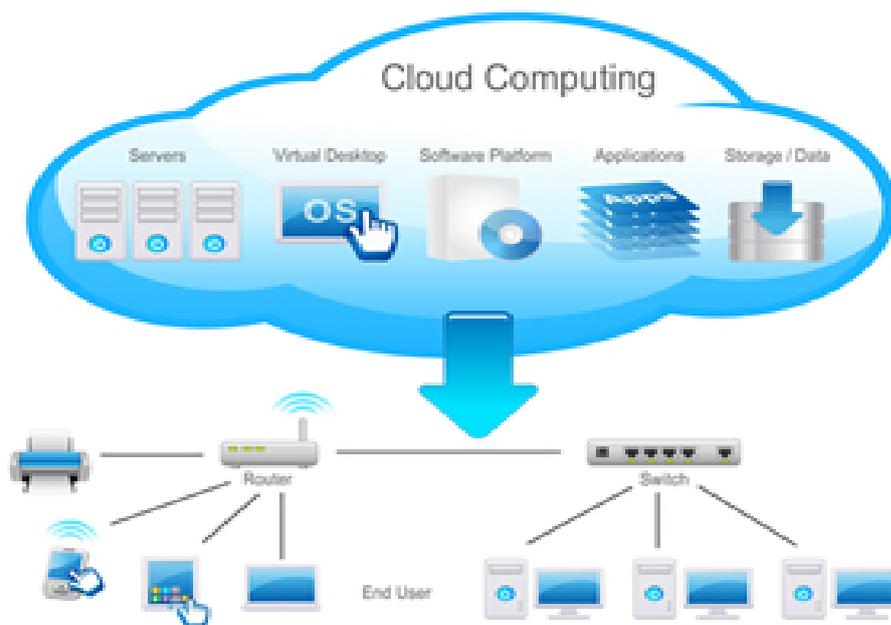
また将来、情報システムが容易に変更できるよう、EPS 等の電気設備設置スペースも余裕をもった計画とします。



(ウ) 庁内情報システムについては、運用の効率化やコスト縮減に向け、OA・ICT 機能による最適化を推進し、今後更に高度化する情報化社会に向け、柔軟に対応できる環境を整備します。

(エ) クラウドコンピューティング導入の検討

庁内ITシステムの構築に関しては、庁内外の状況調査の上、庁内に専用サーバーを持たない、外部データセンター等を利用した、クラウドコンピューティングの導入を検討します。



クラウドコンピューティング：

ネットワーク、特にインターネットをベースとしたコンピューター資源の利用形態。ユーザーは、コンピューターによる処理やデータの格納をネットワーク経由で、サービスとして利用する事が出来る。

(オ) 情報システム関連その他

システム構成ごとにラックを分け、施錠等の対策を行う。コピー機やファックスなどは専用の個室を計画し備品が廊下等の避難経路へはみだし、避難時に通路幅員の確保が出来る様に計画します。

③ 環境負荷低減機能

(ア) 周辺環境との調和

庁舎周辺や駐車場など敷地内の緑化により、周辺環境に調和するよう景観に配慮します。

(イ) 自然採光、自然換気の積極的な導入

建物内部への自然採光や、自然換気を積極的に導入する事で、建物のランニングコストの主な要因である照明負荷、空調負荷の低減を図ります。春や秋の外気の取り入れが有効な季節には、積極的な導入を図ることで、空調運転期間の短縮をはかります。

(ウ) 自然エネルギーの活用

太陽光や太陽熱を利用したエネルギーシステムの効率的な導入を検討します。

(エ) 節水型便器の導入

節水型便器を導入し、使用水量の節約を図ります。

(オ) リサイクル建材や低環境負荷建材の導入

リサイクル建材であるフライアッシュや再生砕石等の他、環境負荷の少ない建材（地場産材料・製品）を積極的に活用します。

(カ) 外壁、窓ガラス等の断熱性能の確保や庇等の設置による空調負荷の低減措置

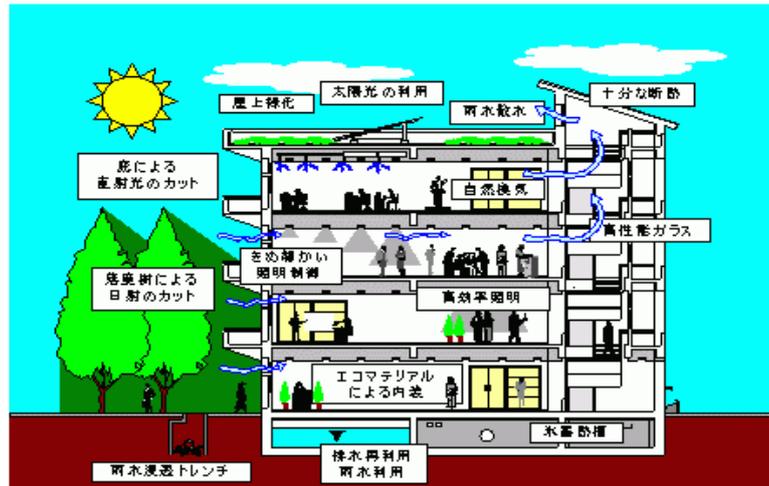
外壁、窓ガラスの建具は断熱性能の高いものを採用し、外部開口部には庇を設け、ガラス面に当る直射日光を抑制するなど、空調負荷の低減を図ります。

(キ) 耐久性やメンテナンス性を考慮した、設備機器や仕上げ材等の導入

長期的な運用の視点から、耐久性やメンテナンス性を考慮し、設備機器や仕上げ材等を選定します。

(ク) LED照明や高効率設備機器の導入

照明器具はLED照明等を用い、高効率設備機器の導入によりランニングコストの削減を図ります。

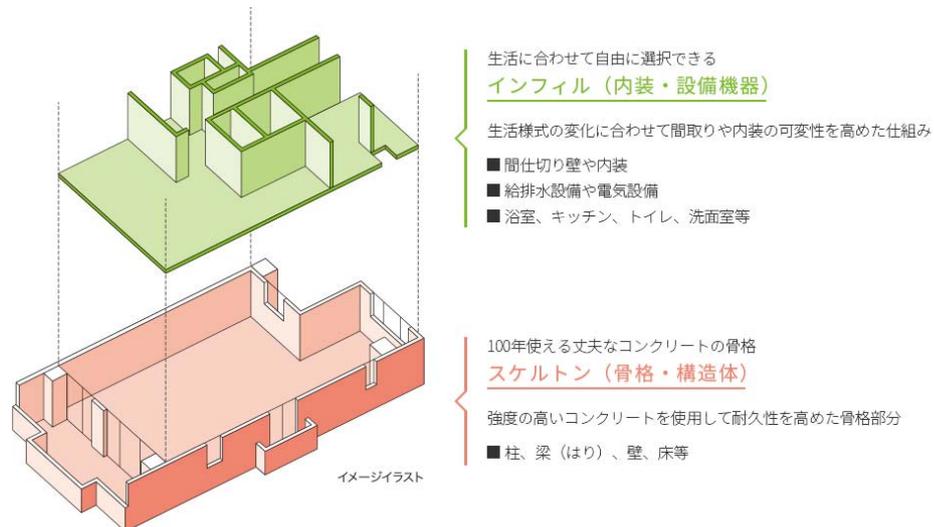


(ケ) 建設物価動向の見極めによる適切な工法の選択

建設資材の物価動向を見極め、適切な工法を選択します。

(コ) スケルトン・インフィル工法の導入

維持管理や修繕・改善がしやすく、計画的な設備の更新などにも配慮した建物構造とします。具体的には、「スケルトン・インフィル工法」等を採用する事で、設備機器等は耐用年数に応じて更新し、建物全体の長寿命化を図ります。



(サ) 浸透性舗装材や緑化舗装の検討

地下水の浸透やヒートアイランド現象の抑制に効果のある浸透性舗装や緑化舗装について、駐車場や歩道等への導入を検討します。

(シ) 井戸水及び雨水の雑用水利用の検討

井戸水の活用や、雨水用貯水タンクを設け、緑地への散水や、災害時の非常用水としての運用を検討します。

住民に親しまれ、町のシンボルとなる庁舎

「与那原町景観計画」に示す、豊かな緑と水辺に抱かれた与那原の営みと歴史が創出する癒しとゆとりの景観づくりに基づき、豊かな自然環境を後世に継承していくために、様々な環境負荷を低減させる手法を積極的に導入し、将来にわたって持続可能な循環型社会の構築に寄与する環境循環型庁舎の実現を目指します。

① 町民機能

(ア) 効果的な情報コーナーの設置

町民の利用度の高い低層部には、掲示物やチラシ等の集約や映像表示装置等の導入を図ります。情報コーナーでは、観光・物産の紹介や、与那原町の魅力を発信する展示等を計画します。また、掲示内容は、定期的な更新をするなど、町民や来訪者が繰り返し訪れたいくなるような工夫を行います。

(イ) 町民協働スペースの設置

与那原町は町民協働によるまちづくりを進めています。今後も行政だけでは解決できない課題や町民だけでは解決できない課題に対し、町民活動団体と行政が協力して、課題解決に取り組んでいきます。新庁舎ではそうした活動を一層推進するため、関連情報を提供できるスペースや、町民や町職員との協働スペースを設置します。また、1階待合スペース付近では、NPO等の活動団体の紹介や、協働事業に係る各種展示をおこないます。

(ウ) 喫茶スペース、町民団体等の作品・活動内容等の展示スペースの設置

喫茶スペースや町民活動の展示スペース等を整備し、町民や来訪者が気軽に立ち寄り交流できるスペースを検討します。展示スペースは照明・展示ワイヤー等の展示設備を整備し、様々な展示や催しに柔軟に対応できるように配慮します。

また、これらのスペースは、町役場の営業時間外の利用にも配慮した備えとします。その際にセキュリティの管理や照明・空調等の設備稼働に関しても配慮します。

(エ) 年間を通じ、屋外駐車場等のオープンスペースを利用した様々なイベントの実施

屋外駐車場等のオープンスペースは、イベントスペース等との兼用を図ります。また、庁舎利用者の安全面に配慮し、歩行者と屋外駐車場への車両導線が交差しない様配慮します。

(オ) 周辺環境と調和し、町民に長く愛される庁舎デザインの導入

新庁舎は、市街地に位置し町の代表的な建物となることから、整備に当たっては、「与那原町景観条例」等に基づき、優れた都市景観づくりの先導的な役割を果た

すと共に、周辺環境と調和し町民に長く愛され、シンプルで機能的なデザインを基調とします。また、与那原町の中心市街地に残る看板建築や与那原らしい歴史的雰囲気を取り入れたデザインとします。

(力) 町民参画も考慮した構内緑化の整備

新庁舎の外構計画では、積極的な構内緑化等の導入により、町民の憩いの場の形成はもとより、優良な街並み形成の誘導を図ります。また、構内緑化の整備・維持管理では、町民参画も積極的に推進し「愛着のもてる庁舎づくり」とします。

(キ) 旧庁舎石碑等の再利用の検討

旧庁舎で使われていた石碑、庁舎看板等の再利用を検討します。

第7章 庁舎の規模算定について

庁舎全体の規模の算定

新庁舎の規模を算定する為の基本指針として、将来人口・将来職員数及び議員数により必要面積を算出します。

また、新庁舎の規模算定は、総務省による「地方債庁舎面積算定基準」のほか国土交通省による「新営一般庁舎面積算定基準」による基準を基に比較検討し適正な規模を算定します。

(1)前提条件

- 現庁舎職員数は 154 人で、職員 1 人あたりの面積は 13.09 m²です。
- 現庁舎は施設が狭隘なため、生涯学習振興課は本町コミュニティセンターに併設されています。
- 狭隘なため、上下水道課は上下水道庁舎に配置されています。
- 新庁舎では現庁舎職員数に加えて、集約検討部署として生涯学習振興課、上下水道課職員数を加えた 184 人を職員数とします。
- 議員数は現状の 14 人とします。

新庁舎における職員数・議員数						
	三役・特別職 [人]	課長級 [人]	課長補佐 [人]	一般職 [人]	臨時・嘱託職 [人]	合計 [人]
現庁舎職員	3	17	17	63	54	154
集約検討部署職員		2	4	12	12	30
合計	3	19	21	75	66	184
町議会議員数						14

(2)庁舎規模算定

3 方式で庁舎規模を算定後、条件等を比較し、適切な算定方式、適正庁舎規模を決定します。

① 総務省地方債庁舎算定基準による算定

庁舎の建設には地方債を財源として充てることが認められており、『地方債同意等基準運用要綱』において、起債対象となる庁舎の標準面積が記載されています。

② 新営一般庁舎面積算定基準（国土交通省）を参考とした算定方法

各省営繕事務の合理化・効率化のために定められた基準です。本基準に含まれていない業務支援機能や議会機能については、基準外諸室面積として個別に算出、加算します。

③ 近隣町村データによる算定

近隣町村の庁舎における職員 1 人あたりの面積を算出し、本町の常勤職員数に乗じて必要庁舎面積を算出します。

比較的庁舎の新しい 6 町村のデータを活用します。

① 総務省地方債庁舎標準算定基準

室名	職区分	イ) 職員数	ロ) 換算率	ハ) 基準面積	イ)×ロ)×ハ) 必要面積 (㎡)
事務室 (換算職員数 × 4.5 ㎡)	特別職等	3	12.0	4.5	162.00
	課長級	19	2.5		213.75
	課長補佐	21	1.8		170.10
	一般職員	75	1.0		337.50
	臨時・嘱託職員	66	1.0		297.00
① 事務室 小計					1,180.35
倉庫	事務室の13%	1,180.35 ㎡ × 0.13			153.45
※1 会議室等	職員数×7.0 ㎡	184人×7.0 ㎡			1,288.00
② 付属部分面積 小計					1,441.45
※2 ③玄関等	専用部分40%	③ (①+②+⑦) × 0.4			1,481.92
④ 行政部門面積 ④=①+②+③					4,103.72
⑤議会関係	議員数×35 ㎡	14人 × 35 ㎡			490.0
⑤ 必要面積の合計		⑥ ④+⑤			4,593.72

※1：会議室等：会議室、電話交換室、便所、洗面所、その他諸室

※2：玄関、広間、廊下、階段等の交通部分

その他必要と思われる機能

業務支援機能	サーバールーム	現状面積を計上	60.00
	印刷室	12 ㎡×3 階	36.00
窓口機能	来庁者相談室	9 ㎡×3 室	27.00
	町民ロビー	待合、展示・町政情報コーナー	200.00
防災機能	防災対策機能	防災計画初動体制人数×7 ㎡	140.00
	備蓄倉庫	1万人当り 65 ㎡×2万人	130.00
保管機能	図書保管庫	必要面積（現況面積等）	100.00
福利厚生機能	休憩室	20 ㎡×3 階	60.00
	更衣室	20 ㎡×3 階	60.00
	シャワー室	5 ㎡×3 階	15.00
その他機能	産業医室	所要面積 150人以上 55 ㎡	55.00
	町民交流ホール	必要面積	200.00
⑦ の他機能面積 合計			1,083.00
⑧ 庁舎面積 合計		⑧ =⑥+⑦	5,676.72

② 国土交通省による新営一般庁舎面積算定基準

室名	職区分	イ) 職員数	ロ) 換算率	ハ) 基準面積	イ)×ロ)×ハ) 必要面積 (㎡)
事務室 (換算職員数 × 3.3 ㎡)	特別職等	3	10.0	3.3	99.00
	課長級	19	2.5		156.75
	課長補佐	21	1.8		124.74
	一般職員	75	1.0		247.50
	臨時・嘱託職員	66	1.0		217.80
	① 事務室 小計				
② 小計 (補正率 1.1)					930.37
③付属面積	会議室	100人当り 40㎡ 10人増で+4㎡			72.00
	電話交換室	換算職員数 160人の場合			36.00
	倉庫	845.79㎡×0.13			109.95
	宿直室	1人 10㎡、1人増で 3.3㎡追加			13.30
	湯沸室	6.5㎡~13㎡ 6.5㎡×4階			26.00
	受付	最少面積 6.5㎡			6.50
	便所・洗面所	職員 150人以上 (0.32㎡/人×184)			58.88
	医務室	所要面積 150人以上 55㎡			55.00
③ 付属面積 小計					377.63
④固有面積	議会関係	議員数 14人×35㎡			490.00
	防災機能	防災計画初動体制人数×7㎡			140.00
	備蓄倉庫	1万人当り 65㎡×2万人			130.00
	サーバールーム	現状面積			60.00
	印刷室	12㎡×3階			36.00
	来庁者相談室	9㎡×3室			27.00
	町民ロビー	待合、展示・町政情報コーナー			200.00
	図書保管庫	必要面積 (現況面積等)			100.00
	休憩室	20㎡×3階			60.00
	更衣室	20㎡×3階			60.00
	シャワー室	5㎡×3階			15.00
	町民交流ホール	必要面積			200.00
	④ 固有面積 小計				
⑤機械・電気室	設備機械・電気室	①+③+④≒2,741.43㎡≦3,000㎡ 基準 547㎡+96㎡			643.00
	自家発電機	有効面積下限値による			29.00
	⑤ 機械室 小計				
⑥交通部分	40%議会除く	①+③+④+⑤ 合計面積の 40% (事務室は補正前)			1,365.37
⑦必要面積の合計		⑦ = ②+③+④+⑤+⑥			4,863.37

③近隣町村データ

- 近隣町村の庁舎における職員一人あたりの面積を算出し、本町の常勤職員数に乗じて必要な庁舎面積を算出します。
- 比較的庁舎の新しい下表の6町村のデータを活用します。

市町村名	西原町	八重瀬町	中城村
庁舎写真			実施設計中
人口 (H18.3)	35,045 人	30,794 人	20,186 人
庁舎竣工年	2016 年	2017 年	2022 年
構造・延べ面積	RC(免震)/5,900 m ²	RC(免震)/7,036 m ²	RC/4,970 m ²
庁舎勤務職員数	282 人	230 人	138 人
職員一人あたり面積	20.90 m ² /人	30.59 m ² /人	36.01 m ² /人
市町村名	南風原町	北谷町	読谷村
庁舎写真			
人口 (H18.3)	33,267 人	26,881 人	38,530 人
庁舎竣工年	1998 年	1998 年	1997 年
構造・延べ面積	SRC/7,148 m ²	RC/9,780 m ²	RC/8,495 m ²
庁舎勤務職員数	214 人	272 人	213 人
職員一人あたり面積	33.40 m ² /人	35.95 m ² /人	39.88 m ² /人

上記 6 町村職員一人あたり面積の平均を、新庁舎常勤職員数 184 人に乗じる。

平均面積：

$$(20.90+30.59+36.01+33.40+35.95+39.88) / 6[\text{m}^2/\text{人}] = 32.79[\text{m}^2/\text{人}]$$

$$32.79[\text{m}^2/\text{人}] \times 184[\text{人}] = 6,033.36 \text{ m}^2$$

(3)新庁舎規模の整理

各算定方法により、職員数 184 人から算出した新庁舎の面積は次のようになります。

庁舎規模の算定			
	総務省地方債基準	新営一般庁舎面積 算定基準	近隣町村データ
必要庁舎面積	5,676.72 m ²	4,863.37 m ²	6,033.36 m ²
職員 1 人あたり 面積	30.85 (m ² /人)	26.43 (m ² /人)	32.79 (m ² /人)
備考	行政事務・議会が前提 防災機能等は新営庁舎 を参考に加算	国家機関が対象 来庁者が多岐に渡る町役 場では不足する機能あり	西原町、八重瀬町、中城 村、南風原町、北谷町、 読谷町実績より算定



新庁舎想定面積 **5,650 m²**

算定結果より、3方式で算出した面積の平均値に近似し、総務省地方債基準で算出した面積に、新営庁舎基準を参考に業務支援機能、窓口機能、防災機能、保管機能等必要面積を積上げ加算した面積から、新庁舎の総床面積は概ね **5,650 m²** を想定します。新庁舎の職員 1 人あたりの面積は、**30.70 m²** となります。

新庁舎想定面積を決定するにあたり、庁舎建設検討委員会委員からは下記の意見がありました。

- 使えるスペースを建設してもらいたい。吹抜け及び意匠的なスペースは不要。
- バリアフリー化してもらいたい。
- 高台にあるが故のスペース（バスの待合等）を考慮してもらいたい。
- 面積は、建設費に直結することから、バランスを取ったものとしてほしい。
- 無駄に施設規模を大きくする事無く、必要面積を精査してもらいたい。

(4) 社会福祉センターとの複合について

与那原町社会福祉センターは築 34 年が経過し、建物、設備共に老朽化が進んでいる。今後、施設の長寿命化を図るためには、大規模な改修工事が必要であり、また、バリアフリーを進めるためにエレベーター設備等の増設も考えると、多額の資金が必要になってきます。そこで、新庁舎と複合化し、建て替える案が出ています。

下記に施設概要を示す

建築年度	1983 年（昭和 58 年）	築後 34 年が経過（2018 年現在）
敷地面積	2,215.1 m ²	
建築面積	887.8 m ²	
延面積	1,536.3 m ²	約 1,550 m ²
	1F	724.0 m ²
	2F	758.8 m ²
	3F	53.5 m ²

各部屋共、利用頻度が高く、99%が町内団体の使用となっている
今後、社会福祉センターを取り巻く課題として下記事項があります。

- ① 老朽化に伴う維持管理費の増大
大規模改修か建替えかの検討時期が近い。
- ② 社会福祉協議会は、町民への福祉部門をになってもらっていることから、その運営費の大半を、町からの補助金で賄っており、自前での建替えは難しい。
- ③ 庁舎建設の事業手法を検討するのに、複合の有無の判断が必要。
※PFI 事業の場合（庁舎＋収益施設）、（庁舎・町民ホール＋収益施設）等のパターンがあります。
- ④ 庁舎配置計画への影響（土地の一体的有効活用）。
- ⑤ 町により、既成市街地における都市再整備計画を策定し事業認可を受ければ、町民ホールとして補助事業のメニューがあります。

以上の課題を挙げ、建設検討委員会で検討した結果、社会福祉センターは新庁舎へ町民ホールとして複合することが望ましいとの判断になりました。

なお複合化については今後、社会福祉協議会と十分な協議を行う必要があります。

第8章 車庫等付帯施設の規模の算定

駐車場台数は以下の2つの手法で算定し、適切な算定方式及び適正駐車場規模を検討します。
 なお、現庁舎における駐車場は来客者用 29 台、公用車用 31 台の計 60 台分です。

(1) 「最大滞留量の近似的計算法」を基とした算定方法

- 「最大滞留量の近似的計算法」（岡田光正）を用い、必要駐車場規模を算定します。なお、算定に用いる「窓口部門及び窓口部門外への来庁者割合」は「市・区・町役場の窓口業務施設の調査」（関辰夫）の数値を使用します。
- 算定の結果、必要駐車場台数は来客者用（窓口部門）15 台、来客者用（非窓口部門）29 台、公用車用 31 台の計 75 台となります。

必要駐車場規模（「最大滞留量の近似的計算法」を基とした算定方法）			
No.	区分	算出根拠	駐車場台数[台]
	合計	(①+②+③)	75
①	来庁者用（窓口部門）	自家用車での来庁者数×集中度×平均滞留時間	15
	・自家用車での来庁者数	町人口×窓口部門への来庁者割合×自家用車の割合	
	・町人口	19,224 人（平成 28 年 10 月現在）	
	・窓口部門への来庁者割合	0.9%	
	・自家用車の割合	84.8%（本庁舎に関する住民アンケート調査より）	
	・集中度	0.3	
	・平均滞留時間	20/60	
②	来庁者用（非窓口部門）	自家用車での来庁者数×集中度×平均滞留時間	29
	・自家用車での来庁者数	町人口×非窓口部門への来庁者割合×自家用車の割合	
	・町人口	19,224 人（平成 28 年 10 月現在）	
	・非窓口への来庁者割合	0.6%	
	・自家用車の割合	84.8%（本庁舎に関する住民アンケート調査より）	
	・集中度	0.3	
	・平均滞留時間	60/60	
③	公用車用		31
	・現状の公用車用駐車場台数	31 台	

(2) 自家用車の世帯あたり普及台数を考慮した場合

- 自動車検査登録情報協会によると、自家用車の世帯あたり普及台数（平成 28 年）は全国平均で 1.064 台、沖縄県で 1.292 台となっています。
- 本県は全国と比較し世帯あたりの自家用車保有台数が多いことから、前頁の「最大滞留量の近似的計算法を基とした算定方法」に本傾向を勘案し、再度算定します。
- 算定の結果、必要駐車場台数は来客用 59 台、公用車用 43 台の計 102 台となります。

必要駐車場規模（自家用車の世帯あたり普及台数を考慮した場合）			
No.	区分	算出根拠	駐車場台数[台]
	合計	(①+②+③+④)	102
①	来庁者用 (自動車普及台数考慮分)	来庁者用駐車場台数[台] ×全国平均に対する県内の自家用車普及台数の割合	53
	<ul style="list-style-type: none"> ・来客者用（普及台数考慮なし） 前頁 最大滞留量の近似的計算法を基とした算定方法より 15（窓口部門）+29（非窓口部門）=44 台 ・世帯あたり普及台数 1.064 台（全国平均），1.292 台（沖縄県） ・全国平均に対する県内の自家用車世帯あたり普及台数 $1.292 / 1.064 = 1.214$ 		
②	公用車用		31
	・現状の公用者用駐車場台数	31 台	
③	来客者用（集約検討施設分）		12
	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習振興課 現状の来客者用駐車場台数 2 台 ・本町交流センターひざし 現状の来客者用駐車場台数 10 台 		
④	公用車用（集約検討施設分）		6
	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習振興課 現状の公用車用駐車場台数 5 台 ・本町交流センターひざし 現状の公用車用駐車場台数 1 台 		

(3) まとめ

- 駐車台数を算定した2手法は、同様の方式を基に算定しているため、本県の特性を付加した「自家用車の世帯あたり普及台数を考慮した場合」がより適していると考えられます。
- 一般的に自家用車1台あたりの駐車場面積は20㎡なので、駐車場台数102台の場合の駐車場面積は2,040㎡です。

必要駐車場台数の算定		
	最大滞留量の近似的計算法	自家用車の世帯あたり普及台数を考慮した場合
必要駐車場台数	計76台 (来客者用45台, 公用車用31台)	計102台 (来客者用59台, 公用車用43台)

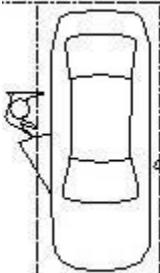
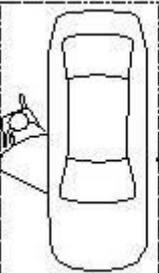
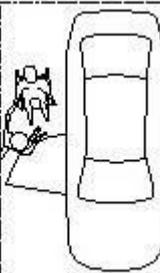
本県の特性を付加し
 駐車場規模は102台分(2,040㎡)が適切だと考えられます。

(参考) 本町社会福祉センターを複合化した場合
 現在の本町社会福祉センターに整備されている駐車場台数10台分を追加し、
 新庁舎の駐車場規模は112台分(2,240㎡)となります。

駐車場規模：現60台 → 112台 (2,240㎡=112x20)

	区分	算出根拠	駐車場台数
現庁舎	来庁者駐車場		53
	公用車駐車場		31
集約施設	来庁者駐車場		12
	公用車駐車場		6
庁舎合計			102
社会福祉センター複合化 加算台数			10
複合施設 駐車台数総合計			112

駐車場標準サイズ

軽車両	普通車両	介助車両	身障者対応	
				各車両のサイズに合わせ駐車帯のサイズを設定する。 軽車両：2200幅 普通社：2500幅 身障者：3500幅 思いやり駐車場は、雨天等を考慮し屋根及び専用通路を考慮する

第9章 配置予定部署

(1) 現庁舎の組織機能を基に、新庁舎への配置が予定される部署を以下の表に示す

各機能	想定面積	室名（課名）	設置想定階
執行機能	200	町長室、副町長室、教育長室、応接室・会議室	3階
執務機能	2,300	住民課、税務課、会計課、福祉課、健康保険課、子育て支援課、まちづくり課、公共施設課、生活環境安全課、財政課、企画政策課、総務課、観光商工課、学校教育課、 <u>生涯学習振興課、上下水道課、選挙管理委員会事務局</u> （下線：現在別建物に有る部署） 相談・打合せスペース、会議室、図書室、コピー室、書庫、倉庫	1階、2階
議会機能	500	議会本会議場、議長室、議員控室、議会事務局、議会委員会室、図書室、書庫・倉庫	4階
共用機能	1,200	玄関ホール、総合案内、情報コーナー、売店、廊下・階段、エレベーター、トイレ、その他	1階～4階
交流機能	2,000	多目的スペース、 交流ホール（可動客席、舞台、楽屋、倉庫）	1階
防災機能	300	防災対策本部、備蓄倉庫、防災無線室、自家発電（無停電）装置、サーバー室	2階、3階
管理機能	500	守衛室、宿直室、電話交換室、電気・給排水・空調設備	1階
厚生施設	200	組合室、休憩室、給湯室、更衣室・シャワー室、書庫・倉庫	1階～3階
面積合計	7,200	※ 面積は、 $5,650\text{m}^2 + 1,550\text{m}^2 = 7,200\text{m}^2$	

※ 上記の組織機能は、現在の庁舎機能に現段階で必要と思われる機能を追加していますが、今後の法令等社会情勢の変化に対応し変更する事が想定されます。

(2) 基本機能の整理

① 導入機能

新庁舎の機能は、「執行機能」「執務機能（窓口）」「議会機能」「管理機能」及び「駐車機能」等の〔基本機能〕と、「交流機能」「防災機能」の〔重点機能〕に大別できます。

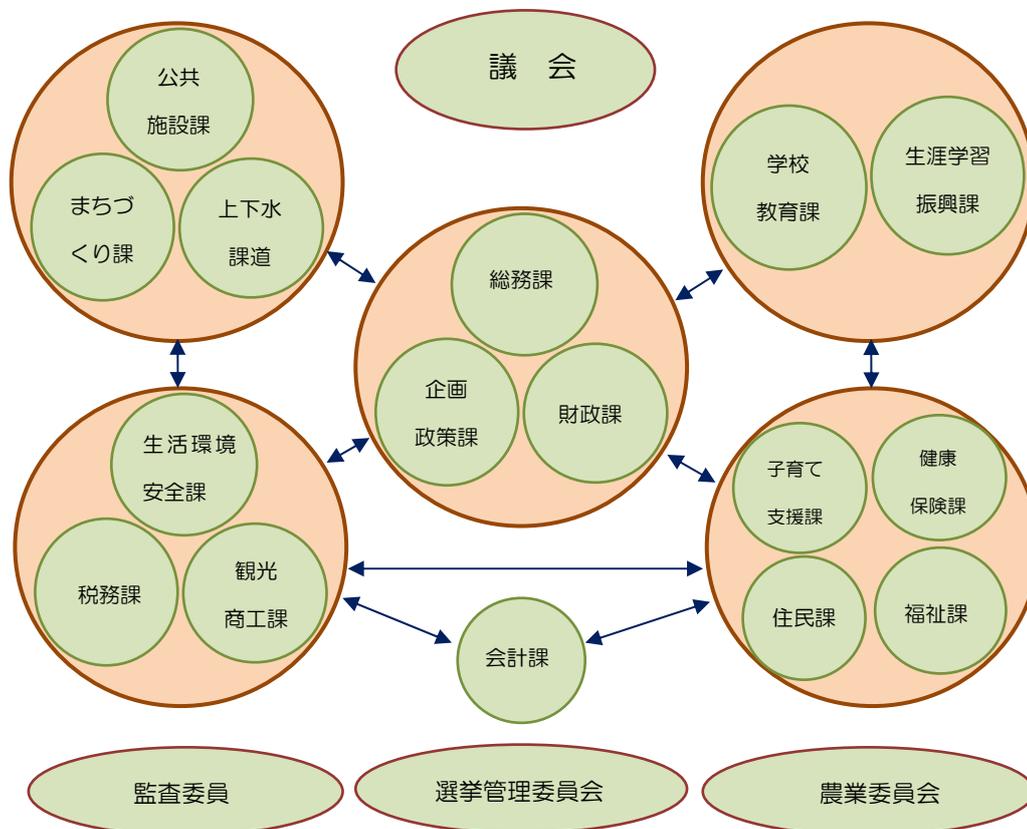
② 機能の配置

新庁舎の機能配置は、各部署の相関関係で最も適した配置を目指して検討します。特に市民の利用頻度が高い窓口、相談、市民利用機能を低層部に配置する事を基本とし、議会機能については独立性を保ち、市民に開かれた議会となるよう配慮した配置を検討します。

③ 隣接配置が望ましい関連部署

窓口業務の多い課	連携が望ましい課
住民課、福祉課、税務課、子育て支援課、健康保険課、会計課	住民課、福祉課、健康保険課、子育て支援課
支払手続きのある課	隣接が望ましい課
住民課、福祉課、税務課、子育て支援課、学校教育課、上下水道課	三役、総務課、企画政策課、財政課

機能の相関イメージ



④ 機能の階層配置イメージ

4 階案

4 階		議会部門 本会議場 傍聴席	議会部門 議長室、議員控え室 委員会室、事務局	書庫 倉庫	サーバ 室
3 階		会議室 相談室	執行部門 町長・副町長室 教育長室	防災機能 防災対策室 備蓄倉庫	書庫 倉庫 更衣室
2 階	交流部門 町民 ホール 備蓄倉庫	会議室 相談室	執務部門 執務スペース	書庫 倉庫	更衣室
1 階		共用部門 玄関ホール 総合案内・情報コーナ	執務部門 窓口スペース	売店 銀行	休日 夜間 受付

5 階案

5 階		議会部門 本会議場 傍聴席	議会部門 議長室、議員控え室 委員会室、事務局	書庫 倉庫	サーバ 室
4 階		会議室 相談室	執行部門 町長・副町長室・教育長	防災機能 防災対策・備蓄	書庫 倉庫 更衣室
3 階		会議室 相談室	執務部門 執務スペース	書庫 倉庫	更衣室
2 階	交流部門 町民 ホール 備蓄倉庫	会議室 相談室	執務部門 執務スペース	書庫 倉庫	更衣室
1 階		共用部門 玄関ホール 総合案内・情報コーナ	執務部門 窓口スペース	売店 銀行	休日 夜間 受付

第10章 必要諸室の選定及び規模の算定

組織配置：

総務省基準に基づく延面積算定における組織配置は下表の通りです。

なお、新庁舎は今後、機能の集約を進めていくことから、各課の配置について柔軟に対応できる計画とします。

下記に総務省基準 事務室換算面積を示す

	換算率		基準面積		基準面積	
特別職	12.0		4.5		54.0	
課長級	2.5				11.3	
課長補佐	1.8				8.1	
一般職員、臨時・嘱託	1.0				4.5	

役職・課名等	職員数				臨時 嘱託	合計 (人)	基準 面積 (㎡)	現況 面積 (㎡)
	特別職	課長級	課長 補佐	一般 職員				
町長	1					1	54	48
副町長	1					1	54	40
教育長	1					1	54	18
政策調整監		1				1	11	6
総務課		1	1	5	5	12	64	28
財政課		1	1	1		3	23	28
会計課		1		2		3	20	41
企画政策課		1	1	3		5	32	28
観光商工課		1	1	3	3	8	46	30
税務課		1	2	6	3	12	68	64
生活環境安全課		1	1	3	2	7	19	28
公共施設課		1	1	1	1	4	28	48
住民課		1	1	4	2	8	46	64
福祉課		1	1	6	12	20	100	72
子育て支援課		1	2	4	7	14	77	48
健康保険課		1	2	13	16	32	158	72
まちづくり課		1	1	5	1	8	46	48
上下水道課		1	2	5	5	13	72	125
学校教育課		2	2	5	2	11	70	48
生涯学習振興課		1	2	7	4	14	77	62
議会事務局		1		2		3	20	40
町史編纂					3	3	13	70
合 計	3	19	21	75	66	184	1,152	1,056

第 11 章 建物配置計画に関する考え方について

(1) 周辺地域への配慮

- 景観面からの配慮
与那原町を特徴付ける斜面緑地や水路、海岸線、赤瓦工場群等の景観に配慮し、与那原町の良さと景観に配慮するものとし、施工や耐久性、維持管理などの面を考慮しながら、行政機能に加え、町の地域活性化、歴史文化の継承、地域コミュニティなどのにぎわいの創出に向けた地域づくりの拠点にふさわしい庁舎として整備します。
- 環境面での配慮
 - ・新庁舎の建設による、周辺交通環境への影響をはじめ、風害、日影、ガラス窓の反射、設備機器の騒音、電波障害などの影響を最小限に抑えるよう、周辺環境に配慮します。
 - ・近隣には住宅地があり、時間帯によっては交通渋滞が発生していることから、庁舎建設によりさらに悪化する事がないよう配慮します・
 - ・敷地に隣接する北側住宅街は第一種住居地域に指定されており、本敷地内の建物が落す日陰の影響について十分配慮します。

(2) 敷地の利用計画に関する考え方

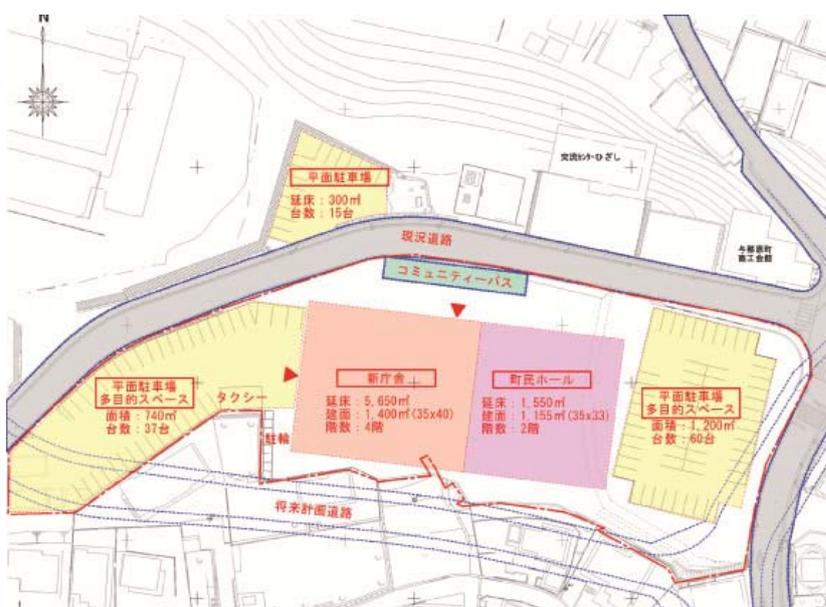
- 建物配置の考え方
 - ・本計画では、新庁舎建設中仮設庁舎もしくは、既存周辺関連施設を利用する事とします。このため、新庁舎の工事期間中は周辺地域に影響を及ぼさないよう配慮します。
- 導線計画の考え方
 - ・歩行者導線
敷地の 2 面が接道しており北側と東側がメインアクセスとなりますが、将来的には、南側の計画道路からのアクセスがメインとなります。既存道路及び計画道路共に歩道が整備されており、市民の利便性への配慮と共にまちづくりの観点を踏まえた歩行者導線の構築を図ります。
 - ・車両導線
車両導線は北側・東側の町道からのアクセスがメインとなり、将来的には南側の計画道路からのアクセスも考慮する必要があります。円滑な交通、明快な歩車道分離等、市民の安全を守りながら周辺交通環境に影響が少ない効率的な交通導線の確保に努めます。

- ① 4階建案：現況道路及び計画道路に囲まれた計画地の中に、庁舎棟 4 階及び町民ホール 2 階を中央に配置し周辺に駐車場を確保する案。



現況道路側にコミュニティバス乗り場、タクシー乗り場、駐輪場は庁舎左側駐車場に計画。駐車場は、3カ所に分散し必要台数（112 台）を確保する計画

- ② 5階建案：現況道路及び計画道路に囲まれた計画地の中に、庁舎棟 5 階及び町民ホール 2 階を中央に配置し周辺に駐車場を確保する案。4 階案に比べ庁舎周辺敷地に余裕あり。



現況道路側にコミュニティバス乗り場、タクシー乗り場、駐輪場は庁舎左側駐車場に計画。駐車場は、3カ所に分散し必要台数（112 台）を確保する計画

③ 立体駐車場及び周辺民有地活用案

(PPP/PFI 事業において社会福祉センター跡地を使用する際の駐車場計画)



現社会福祉センター側に PFI 用地を確保。現況道路側にコミュニティバス乗り場、タクシー乗り場、駐輪場は庁舎左側駐車場に計画。駐車場は、2カ所に分散し立体駐車場等の整備や周辺の民有地を駐車場などとして活用することで必要台数（112台）を確保する計画

第12章 概算事業費について

(1) 概算事業費

事業費の算定は、「総務省起債面積、国土交通省新営一般庁舎面積算定基準に基づく算定及び近隣町村の庁舎面積に対する職員一人当たりの面積算定」により、新庁舎想定規模面積を、5,650 m²とします。

施設の構造・デザイン及び内外装材料の他、機械・電気設備内容により、事業費の算定は大きく左右されますが、諸条件が新庁舎建設においてどうなるかについては、庁舎機能の具体的な検討を行う「基本設計」「実施設計」の段階において詳細な積算が必要となります。今回の基本計画の建設費用はあくまでも想定面積から算出される概算的な金額となります。

庁舎建設費の算出方法については、「総務省の地方起債事業に基づく標準単価」による算定方法と、「近隣町村の庁舎建設事業費 1 m²当たりの平均単価」による算定方法で検討を行います。

(ア) 「総務省の地方起債事業に基づく標準単価」による算定

$$5,650 \text{ m}^2 \times 357,318 \text{ 円/m}^2 = 2,018,846 \text{ 千円}$$

(イ) 「近隣町村の庁舎建設事業費 1 m²当たりの平均単価」

市町村名	八重瀬町	西原町	
人口 (H28.8)	30,794 人	35,045 人	
庁舎竣工年	2017 年	2014 年	
構造・延べ面積(A)	RC(免震)/7,036 m ²	RC(免震)/5,900 m ²	
庁舎勤務職員数(B)	230 人	282 人	
職員 1 人あたり面積	30.59 m ² /人	20.90 m ² /人	
事業費(C)	約 20 億	約 15.8 億	
1 m ² 当たりの単価	284,252 円/m ²	267,796 円/m ²	

参考単価 = 284,252 円/m²(直近に竣工した八重瀬町のm²単価を使用します。)

本庁舎部分：

$$5,650 \text{ m}^2 \times 284,000 \text{ 円/m}^2 = \underline{1,604,600 \text{ 千円 (庁舎)}}$$

ホール部分：(参考施設さわふじホール：1,220,000 千円 ÷ 2,148 m²=567,970 千円/m²)

$$1,550 \text{ m}^2 \times 568,000 \text{ 円/m}^2 = \underline{880,400 \text{ 千円 (ホール)}}$$

$$\text{想定外構工事費：} \quad \underline{200,000 \text{ 千円 (外構)}}$$

$$\text{想定設計監理委託費：} \quad \underline{118,600 \text{ 千円 (委託)}}$$

複合施設の場合の工事費用：

$$1,604,600 \text{ (庁)} + 880,400 \text{ (ホ)} + 200,000 \text{ (外)} + 118,600 \text{ (委)} = \underline{2,803,600 \text{ 千円}}$$

(2) ランニングコスト

新庁舎建設後の管理運営費の算出は難しく、建物の構造や使用する材料、設置する設備の性能等により異なるため、現時点での正確な積算は困難です。

実際の管理運営にあたっては、効率的かつ効果的な運営方法と無駄の排除に向けた精査・検討を行い、より一層の経費削減に努める必要があります。

また、太陽光発電や雨水利用、自然採光・自然換気の活用など、実効性のある省エネルギー設備を積極的に導入し、光熱費の節約に努めることとします。

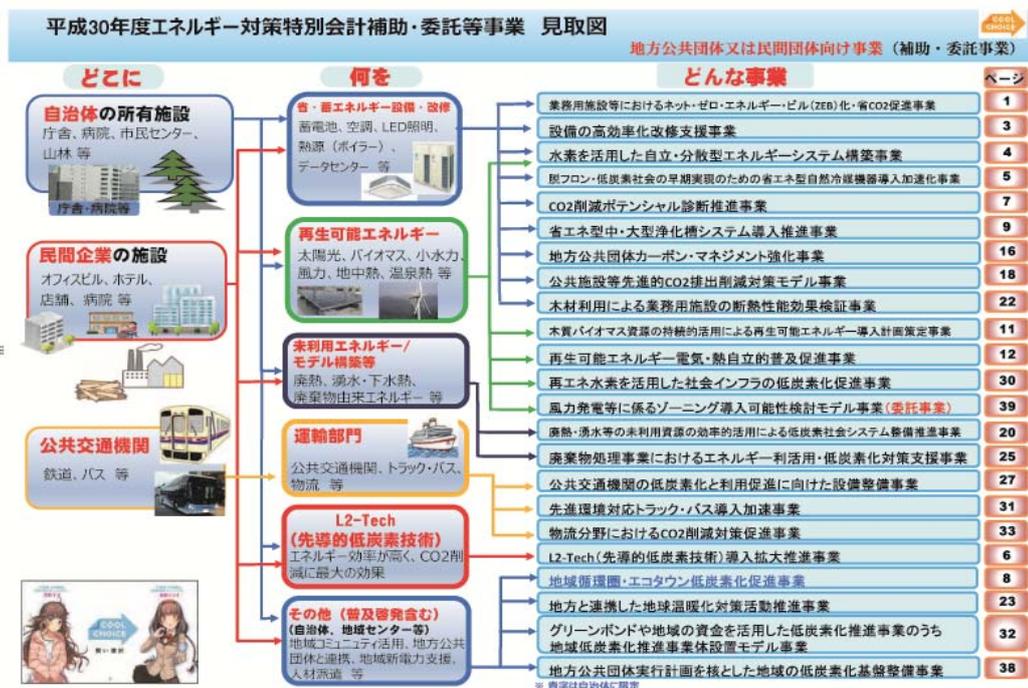
スマート社会の到来に向け、BEMS(Building Energy Management System)、ZEB(Zero Energy Building ゼロエネルギービル)の導入を考慮しランニングコストの削減に努めます。

BEMS (Building Energy Management System)

ビル内で使用する電力の使用量などを計測し、「見える化」を図るとともに、空調や照明設備等を制御するエネルギー管理システムです。使用状況に応じて、自動で「制御」できるものも多くあります。

ZEB (Zero Energy Building)

建物の運用段階でのエネルギー消費量を、省エネや再生可能エネルギーの利用を通して削減し、限りなくゼロにするという考え方。地球温暖化が加速する今、日本のエネルギー消費量の3割以上を占める、オフィスを含む民生部門での省エネの強化が求められています。



(3) 維持管理コストの提言

新庁舎建設にあたっては、建設費のみではなく、建設後の維持管理費、運用面においてもコスト削減に努める必要があると同時に、将来的な人口や職員数の増減、市民ニーズの多様化や庁内機構の変革、ICT技術の進展による窓口の有り方の更新等、行政需要の柔軟な対応が求められます。

計画にあたっては、柔軟性の高い空間構成や工法を採用すると共に、長期的な使用期間に十分耐え得る構造体を採用し、更新や維持管理が容易な設備計画を行うことで長期に渡って庁舎を活用できるよう配慮します。

また、自然エネルギーの積極的な活用やエネルギー資源の有効利用につながる環境負荷低減策を取り入れることで、建物の運用に関わるエネルギーを最少化し、ライフサイクルコストを削減できる庁舎建設を目指します。

(※ライフサイクルコストとは、建物が計画、建設されてから運用され維持管理や修繕、改修が行われながら最終的に解体されるまでにかかる費用となります)

第 13 章 事業方式の検討

庁舎建設における、設計・施工・維持管理に関わる事業手法については、施工の品質や性能を確保し、市町村役場機能緊急保全事業（起債事業）の活用による町の財政支出を縮減すると共に、将来的なニーズの変動にも柔軟に対応できる手法とする必要があります。

事業手法の整理

公共建築の主な事業手法を考察します。

● 従来方式

町の財政資金を用いて、各過程において設計、施工及び維持管理をそれぞれ民間事業者へ委託・発注する方式

メリット： 町庁舎のこれまでの実績、経験を生かし、設計、施工及び維持管理に係る行政実務を効率的にこなすことが可能。設計段階で利用者側の意向を反映する事ができ、設計の自由度も高くなります。計画に応じた建設が可能。

デメリット： 庁舎建設段階で短期間に多額の財政支出が発生します。設計、施工、維持管理・運営の各段階で事務上の手間がかかります。

● PPP/PFI 方式

PPP/PFI 法に基づき事業者が公共施設の設計、施工、維持管理の業務を行う

PPP/PFI 方式には、BTO 方式、BOT 方式、BOO 等があります（下記に代表例を示す）

◆ BTO 方式(Build Transfer Operation)

PPP/PFI 事業者が資金調達を行い施設を設計、施工した後、施設の所有権を町に移管した上で、PPP/PFI 事業者が維持管理を行う。

◆ BOT 方式(Build Operator Transfer)

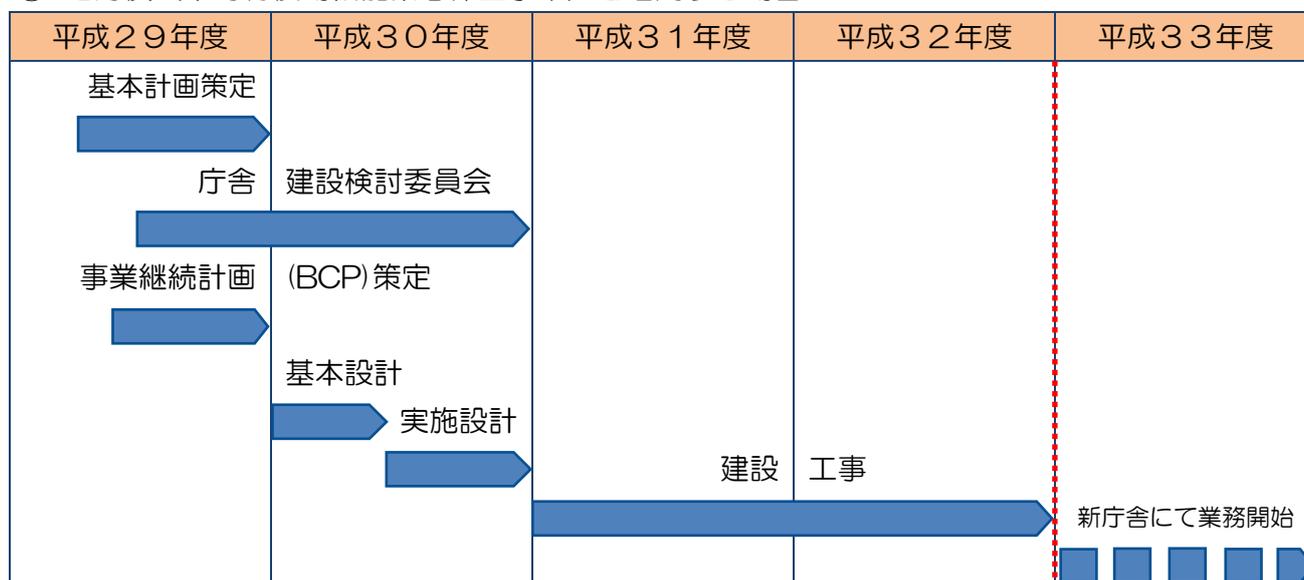
PPP/PFI 事業者が資金調達を行い施設を設計、施工、維持管理を行い資金回収をした後、町に施設を移管する。

◆ BOO 方式(Build Own Operator)

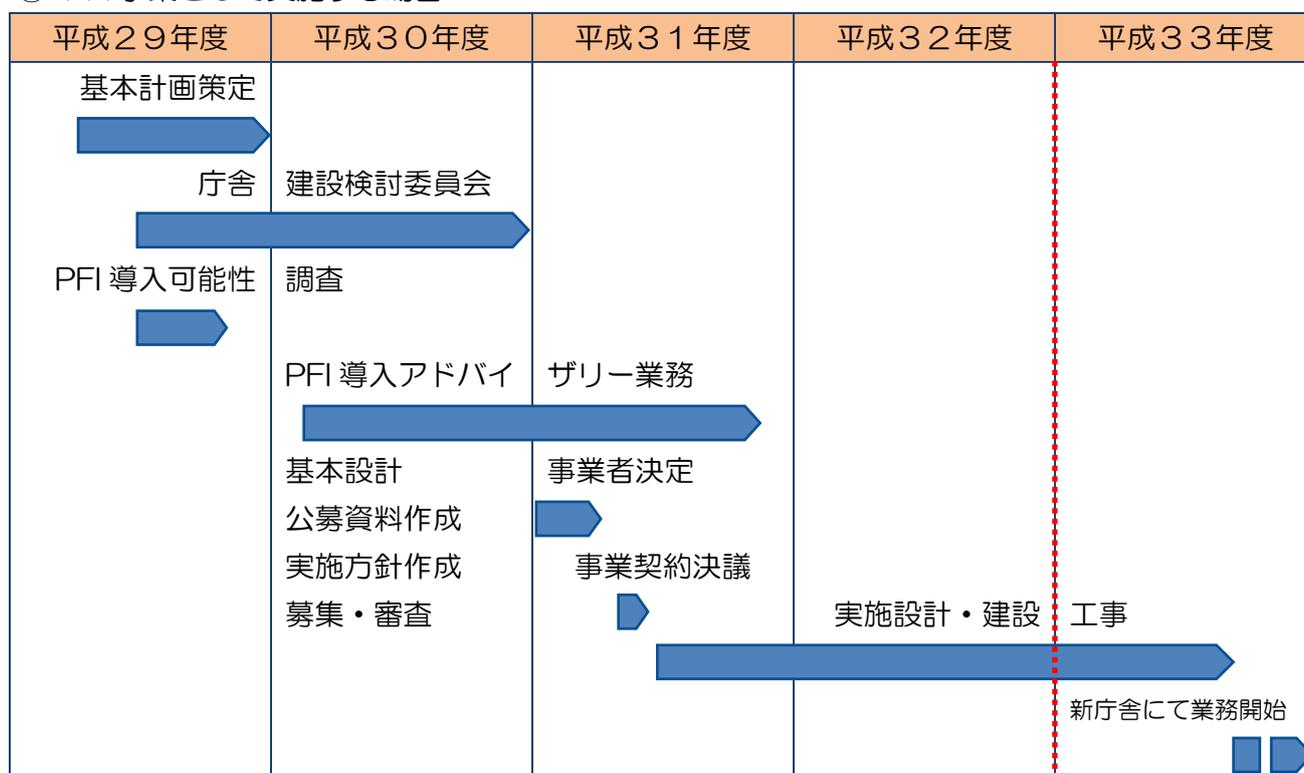
PPP/PFI 事業者が資金調達を行い施設を設計、施工、維持管理し保有する。

第 14 章 事業スケジュールについて

① 地方債（市町村役場機能緊急保全事業）を活用する場合



② PFI 事業として実施する場合



第 15 章 その他基本計画策定に関し、関係官公署との協議、各所法的手続きなど必要となる事項の整理

関連法規	基準	備考
建築基準法	各基準	
消防法	各基準	
都市開発法に基づく開発許可	都市計画区域 未線引き 3,000 m ² 以上	許可不要証明願
沖縄県赤土等流失防止条例届出	事業行為面積 1,000 m ² 超える	事業行為届出書
沖縄県福祉のまちづくり条例	複合施設 述面積 2000 m ² 以上	通知書の提出
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	非住宅 述面積 2000 m ² 以上	適合性判定
与那原町町景観計画景観条例の手続き	高さ 10M以上 延面積 300 m ² 以上	行為届出書

資 料 編

資料1. 新庁舎建設計画の経緯

資料2. 与那原町庁舎建設検討委員会規則・委員名簿

資料3. 与那原町庁舎建設プロジェクトチーム設置規程

資料4. 専門部会報告書（検討・意見集約書）

資料5. 国土強靱化基本法 概要

資料 1

新庁舎建設計画の経緯

No.1

年度	月日	会議等名称	内 容
28	5月23日		・与那原町公共施設等総合管理計画策定業務委託の契約
	8月15日		・与那原町公共施設等総合管理計画策定に伴う町民アンケートの実施
	10月3日		・新庁舎建設基本構想及び庁舎コンクリート劣化調査の追加変更契約
	3月21日		・与那原町公共施設等総合管理計画策定業務委託の完了
29	4月3日	国より事務連絡	・H29.4.3日付け総財地114号により平成29年度地方債同意等基準運用要綱により市町村役場機能緊急保全事業の通達有
	5月15日	三役会議	・新庁舎整備基本構想の説明 ・市町村役場機能緊急保全事業活用し庁舎の建替え方針の三役決定
	5月26日		・与那原町新庁舎建設基本計画策定業務の入札執行
	5月30日	定例庁議 (庁舎建設プロジェクト会議)	第1回庁舎建設プロジェクト会議 ・与那原町公共施設等総合管理計画及び新庁舎建設基本構想の説明。建替え方針の確認
	7月1日	～8月1日まで	・庁舎建設基本構想に対するパブリックコメント
	7月14日	町議会議員	・公共施設等総合管理計画・庁舎建設基本構想の議会議員への説明会
	8月30日	町民対象	・庁舎建設基本構想の住民説明会(福祉センター)
	9月11日	9月定例議会	・庁舎建設検討委員会の設置に関する条例の可決
	10月2日	定例庁議 (庁舎建設プロジェクト会議)	・第2回庁舎建設プロジェクト会議にて建替え方針の決定
	10月18日	庁舎建設検討委員会	・第1回庁舎建設検討委員会の開催 ・庁舎の建替え実施方針の決定
	11月20日	庁舎建設プロジェクト会議	・第3回庁舎建設プロジェクト会議にて新庁舎建設位置をA地(現庁舎)に決定
	11月24日	庁舎建設検討委員会	・第2回庁舎建設検討委員会の開催 ・新庁舎建設位置について

年度	月日	会議等名称	内 容
29	12月19日	庁舎建設検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第3回庁舎建設検討委員会の開催 新庁舎建設位置及び必要面積の決定 社会福祉センター複合について (町民ホールの設置)
	平成30年 1月16日	庁舎建設検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第4回庁舎建設検討委員会の開催 答申内容の検討及び決定
	1月19日	庁舎建設 プロジェクト会議	<ul style="list-style-type: none"> 第4回庁舎建設プロジェクト会議 建設検討委員会から検討報告 専門部会の設置報告
	1月22日	庁舎建設検討委員会	・庁舎建設検討委員会委員長より答申
		専門部会	・各部会長への検討内容説明
	1月25日	行政懇談会	・新庁舎建設計画説明(港区)
	1月26日	庁舎建設専門部会	・第1回庁舎建設専門部会合同会議
	1月29日	行政懇談会	・新庁舎建設計画説明(森下区)
	1月30日	行政懇談会	・新庁舎建設計画説明(与原区)
	1月31日	行政懇談会	・新庁舎建設計画説明(東浜自治会)
	2月1日	行政懇談会	・新庁舎建設計画説明(江口区)
	2月5日	行政懇談会	・新庁舎建設計画説明(上与那原区)
	2月6日	行政懇談会	・新庁舎建設計画説明(新島区)
	2月8日	行政懇談会	・新庁舎建設計画説明(板良敷区)
	2月9日	行政懇談会	・新庁舎建設計画説明(県営団地自治会)
	2月13日	行政懇談会	・新庁舎建設計画説明(大見武区)
	2月20日	庁舎建設 プロジェクト会議	<ul style="list-style-type: none"> 第5回庁舎建設プロジェクト会議 庁舎建設関連H30年度事業スケジュール確認
	2月21日	与那原未来をつくる 特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎建設検討委員会から検討報告書説明 庁舎建設関連H30年度事業スケジュール報告
	3月5日	庁舎建設専門部会	・第2回庁舎建設専門部会(環境・まちづくり部会)
	3月16日	庁舎建設専門部会	・第2回庁舎建設専門部会(災害対策等部会)
	3月19日	庁舎建設専門部会	・第2回庁舎建設専門部会 (住民・窓口サービス部会)
	3月22日	庁舎建設専門部会	・第2回庁舎建設専門部会(情報システム部会)

資料 2

○与那原町庁舎建設検討委員会規則

平成 29 年 9 月 12 日

与那原町規則第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、与那原町附属機関の設置に関する条例（昭和 59 年与那原町条例第 7 号）第 3 条の規定に基づき、与那原町庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、町長の諮問に応じ、与那原町庁舎建設に関する事項について審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町内の団体等の役員
- (3) 町職員
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否、同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 7 条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

与那原町庁舎建設検討委員会委員名簿

番号	規則上の区分	氏名	所属職名	備考
1	学識経験者	山田 義智	琉球大学工学部工学科教授	委員長
2	学識経験者	宮國克也	沖縄女子短期大学事務局長	
3	学識経験者	當間 卓	公益社団法人 日本建築家協会 沖縄支部長	
4	町内の団体等の役員	伊禮 清一	与那原町社会福祉協議会会長	
5	町内の団体等の役員	当真 聡	与那原まちづくり推進協議会 副会長	
6	町内の団体等の役員	喜屋武 力	与那原町商工会副会長	
7	町内の団体等の役員	仲里 司	与那原町議会議員	
8	町内の団体等の役員	瀬底 雄子	与那原町女性会会長	
9	町内の団体等の役員	徳村 政福	与那原町老人クラブ連合会長	
10	町内の団体等の役員	仲嶺眞助	与那原町区長会会長	
11	町内の団体等の役員	新里一史	与那原町教育委員	
12	町の職員	照屋 勉	副町長	副委員長
13	町の職員	石川 毅	企画政策課長	
14	その他町長が必要と認める者	新垣 光博	JICA沖縄	公募委員
15	その他町長が必要と認める者	小橋川 涼花	沖縄女子短期大学在学	公募委員

※規則第3条（15名以内）

資料 3

○与那原町庁舎建設プロジェクトチーム設置規程

平成29年5月29日

訓令第4号

改正 平成29年12月6日訓令第15号

(設置)

第1条 与那原町庁舎の建設に関して調査及び検討するため、与那原町庁舎建設プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(任務)

第2条 プロジェクトチームは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 庁舎建設の基本計画の策定について必要な調査及び検討に関すること
- (2) その他庁舎建設に関する必要なこと

(組織)

第3条 プロジェクトチームは、次に掲げる者で構成し、町長が任命する。

副町長、政策調整監、総務課長、財政課長、企画政策課長、観光商工課長、まちづくり課長、上下水道課長、生活環境安全課長、農林水産課長、出納室長、学校教育課長、生涯学習振興課長、住民課長、健康保険課長、福祉課長、税務課長、子育て支援課長、議会事務局長

2 プロジェクトチームにリーダー及び副リーダーを置き、リーダーに副町長、副リーダーに政策調整監を充てる。

(専門部会)

第4条 プロジェクトチームに下部組織として専門部会を置く。

- 2 専門部会は、プロジェクトチームの指示に基づき、庁舎の建設に関して専門事項を調査及び検討し、その結果をプロジェクトチームに報告するものとする。
- 3 各専門部会及び所掌事務並びに構成員については、別表のとおりとする。
- 4 専門部会に部会長及び副部会長を置き、構成員の互選により決定する。

(設置期間)

第5条 プロジェクトチームの設置期間は、第2条の任務が完了されたと町長が判断したときまでとする。

(会議の開催)

第6条 プロジェクトチームの会議は、リーダーが招集し、リーダーが議長となる。

2 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 リーダーは、必要と認めるときは、プロジェクトチーム以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 プロジェクトチーム及び専門部会の会議の庶務は、総務課において処理する。

(その他必要な事項)

第9条 この規程に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営について必要な事項は、リーダーが会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成29年6月1日から施行する。

附 則 (平成29年訓令第15号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表 (第4条関係)

専門部会	所掌事務	構成員
住民・窓口サービス部会	①来庁者が迷うことなく、より簡単に、より利用しやすい窓口機能及び来庁者のプライバシーに配慮した、円滑で安心できる行政サービスを受けることができる機能 ②年齢や障がいの有無等にかかわらず、庁舎を利用するすべての人が安全で使いやすく、分かりやすい施設とするために必要な対策 ③快適な待合ロビーや供用スペースの在り方 ④事務効率の向上、将来の組織変更にも対応でき、関係各課の連携がスムーズに図られる執務空間の在り方	総務課、税務課、子育て支援課、福祉課、健康保険課、住民課、出納室、学校教育課、生涯学習支援課 上下水道課、まちづくり課、議会事務局
情報システム部会	①快適で安全なオフィス環境とするためのシステム環境の検討 ②庁内情報システムの、運用の効率化やコスト縮減に向けた、OA・ICT環境の検討及び、マイナンバー関連のセキュリティ対策 ③会議室、議場等でのLAN、モニター、プロジェクター設備等の検討 ④防災情報無線システムの検討	総務課、財政課、税務課、住民課、健康保険課、福祉課、学校教育課、上下水道課、議会事務局、生活環境安全課
災害対策等部会	①災害などの非常時に防災拠点としての災害対策機能の検討 ②防災拠点としての機能継続や諸活動の支援のための災害対	総務課、生活環境安全課、まちづくり課、農

	<p>策活動施設等の検討</p> <p>③災害時の備蓄機能の検討</p> <p>④防災拠点としての機能を維持するため、電力や給排水の確保等の検討</p> <p>⑤防災情報システム及び、災害時の通信手段等機能継続の在り方の検討</p>	<p>林水産課、上下水道課、観光商工課</p>
<p>環境・まちづくり部会</p>	<p>①都市計画、用途地域の検討</p> <p>②周辺道路網の検討。</p> <p>③都市整備再整備計画の検討</p> <p>④庁舎周辺や駐車場の確保についての検討</p> <p>⑤自然エネルギー活用や環境負荷の低減手法等の検討</p> <p>⑥周辺景観に配慮した、与那原らしい庁舎についての検討</p>	<p>総務課、企画政策課、まちづくり課、農林水産課、上下水道課、財政課、観光商工課</p>

与那原町新庁舎建設プロジェクトチーム（専門部会）

部会報告書
（検討・意見集約書）

平成30年3月

1. 与那原町新庁舎建設プロジェクトチーム専門部会の概要

新庁舎建設に関する設計・施行の根幹となる「与那原町新庁舎建設基本計画」を策定するにあたり、庁舎建設基本構想で設定した基本理念、基本方針、基本機能の考え方に基づき、与那原町新庁舎建設プロジェクトチームの下部組織である、各専門部会を設置することで、新庁舎整備の専門的事項について必要な調査及び検討を行いました。

また、新たな庁舎に備えるべき機能等についても検討を行っています。

2. 設置する各専門部会の概要

専門部会	所掌事務	構成員
住民・窓口サービス部会	① 来庁者が迷うことなく、より簡単に、より利用しやすい窓口機能及び来庁者のプライバシーに配慮した、円滑で安心できる行政サービスを受けることができる機能	総務課、税務課、子育て支援課、福祉課、健康保険課、住民課、出納室、学校教育課、生涯学習支援課、上下水道課、まちづくり課、議会事務局
	② 年齢や障がいの有無等にかかわらず、庁舎を利用するすべての人が安全で使いやすく、分かりやすい施設とするために必要な対策	
	③ 快適な待合ロビーや共用スペースの在り方	
	④ 事務効率の向上、将来の組織変更にも対応でき、関係各課の連携がスムーズに図られる執務空間の在り方	
情報システム部会	① 快適で安全なオフィス環境とするためのシステム環境の検討	総務課、財政課、税務課、住民課、健康保険課、福祉課、学校教育課、上下水道課、議会事務局、生活環境安全課
	② 庁内情報システムの、運用の効率化やコスト縮減に向けた、OA・ICT環境の検討及び、マイナンバー関連のセキュリティ対策	
	③ 会議室、議場等でのLAN、モニター、プロジェクター設備等の検討	
	④ 防災情報無線システムの検討	
災害対策等部会	① 災害などの非常時に防災拠点としての災害対策機能の検討	総務課、生活環境安全課、まちづくり課、農林水産課、上下水道課、観光商工課
	② 防災拠点としての機能継続や諸活動の支援のための災害対策活動施設等の検討	
	③ 災害時の備蓄機能の検討	
	④ 防災拠点としての機能を維持するため、電力や給排水の確保等の検討	
	⑤ 防災情報システム及び、災害時の通信手段等機能継続の在り方の検討	
環境・まちづくり部会	① 都市計画、用途地域の検討	総務課、企画政策課、まちづくり課、農林水産課、上下水道課、財政課、観光商工課
	② 周辺道路網の検討。	
	③ 都市整備再整備計画の検討	
	④ 庁舎周辺や駐車場の確保についての検討	
	⑤ 自然エネルギー活用や環境負荷の低減手法等の検討	
	⑥ 周辺景観に配慮した、与那原らしい庁舎についての検討	

3. 各専門部会の経緯

■住民・窓口サービス部会

第●回	実施日	内容
部会長会議	平成30年1月22日	各部会長への検討内容説明及び所掌事務の確認。
第1回	平成30年1月26日	全体会議、各部会の位置付け、所掌事務説明、検討事項説明、調査事項説明。
検討事項調査・意見集約	平成30年2月1日～ 2月28日	各部会員による各課からの意見集約及び検討内容の調査。必要機能の検討。
第2回	平成30年3月19日	所掌事務の検討、検討内容の意見集約、必要機能の検討。
部会長会議 (まとめ)	平成30年3月29日	部会報告書についての内容調整、体裁校正、最終確認。

■情報システム部会

第●回	実施日	内容
部会長会議	平成30年1月22日	各部会長への検討内容説明及び所掌事務の確認。
第1回	平成30年1月26日	全体会議、各部会の位置付け、所掌事務説明、検討事項説明、調査事項説明。
検討事項調査・意見集約	平成30年2月1日～ 2月28日	各部会員による各課からの意見集約及び検討内容の調査。必要機能の検討。
第2回	平成30年3月22日	所掌事務の検討、検討内容の意見集約、必要機能の検討。
部会長会議 (まとめ)	平成30年3月29日	部会報告書についての内容調整、体裁校正、最終確認。

■災害対策等部会

第●回	実施日	内容
部会長会議	平成30年1月22日	各部会長への検討内容説明及び所掌事務の確認。
第1回	平成30年1月26日	全体会議、各部会の位置付け、所掌事務説明、検討事項説明、調査事項説明。
検討事項調査・意見集約	平成30年2月1日～ 2月28日	各部会員による各課からの意見集約及び検討内容の調査。必要機能の検討。
第2回	平成30年3月16日	所掌事務の検討、検討内容の意見集約、必要機能の検討。
部会長会議 (まとめ)	平成30年3月29日	部会報告書についての内容調整、体裁校正、最終確認。

■環境・まちづくり部会

第●回	実施日	内容
部会長会議	平成30年1月22日	各部会長への検討内容説明及び所掌事務の確認。
第1回	平成30年1月26日	全体会議、各部会の位置付け、所掌事務説明、検討事項説明、調査事項説明。
検討事項調査・意見集約	平成30年2月1日～ 2月28日	各部会員による各課からの意見集約及び検討内容の調査。必要機能の検討。
第2回	平成30年3月5日	所掌事務の検討、検討内容の意見集約、必要機能の検討。
部会長調整会議	平成30年3月9日	庁舎周辺図、地区計画、地形等について確認及び検討内容の意見集約、必要機能の再検討。
部会長会議 (まとめ)	平成30年3月29日	部会報告書についての内容調整、体裁校正、最終確認。

専門部会での検討内容及び意見等

1. 各専門部会での検討内容

■住民・窓口サービス部会

1 部署の配置

検討内容	意見集約方法	専門部会での検討結果（意見等抜粋）	導入が望ましい機能等
1階、2階に優先的に配置する課	職員（課内）アンケート 部会会議	住民、福祉、税務、子育て、国保、出納といった窓口業務の多い課を集約して配置。住民の利用目的を考慮した、各課へのスムーズな導線の確保。	窓口機能、執務機能
住民の利便性を考慮した部署の配置及び連携について	職員（課内）アンケート 部会会議	総合案内窓口を配置する。分かりやすいサインの設置。移動困難な方々がよく訪れる課や窓口相談の多い課を1Fに配置。徴収関係の課の近くに指定金融機関を設置。	窓口機能、執務機能

2 各種機能について

検討内容	意見集約方法	専門部会での検討結果（意見等抜粋）	導入が望ましい機能等
執務スペース、収納、キャビネット、書庫倉庫について	職員（課内）アンケート 部会会議	執務スペースの十分な確保と資料保管場所の設置。オープンフロア及び個室タイプフロアなど柔軟なレイアウト。書庫は永年保存と複数年保存を別で設置。執務室以外の作業スペースの確保。	窓口機能、執務機能
ワンストップ総合窓口について	職員（課内）アンケート 部会会議	総合窓口設置には、専属職員を配置する。来庁者の多い課の近くに設置。費用対効果も考慮した上で設置を検討する。	窓口機能、執務機能
プライバシー保護機能について	職員（課内）アンケート 部会会議	窓口には仕切りを設け、別室の相談室も確保する。仕切りの高さをプライバシー保護に配慮した高さにする。組み合わせてもプライバシーが保護できるスペースの確保。	窓口機能、執務機能
セキュリティ機能について	職員（課内）アンケート 部会会議	関係者以外立入禁止などセキュリティゾーンの設定。施錠可能なキャビネット等の設置。情報端末などが見えないような配置・設置。	窓口機能、執務機能
相談室について	職員（課内）アンケート 部会会議	圧迫感を与えない相談室の設置。用途に合った大きさの相談室・会議室の設置。相談室での安全面を考慮した作りにする。	窓口機能、執務機能
住民が利用できるスペースの確保について（打合せスペース等）	職員（課内）アンケート 部会会議	打合せや待合スペースの確保及びテーブル・イス等の備える。立ち会議デスクの導入。共有の会議室等を設ける。事業者や住民が様々な用途で利用できるスペースの確保。	窓口機能、執務機能
住民待合スペースの確保	職員（課内）アンケート 部会会議	待合スペースへ各課情報を発信するライブラリースペースの確保。年配の方や乳幼児同伴の方などを考慮した十分なスペースの確保。企画展示スペースの設置。	窓口機能、執務機能
キッズコーナーについて（授乳室等）	職員（課内）アンケート 部会会議	安全性を考慮したキッズスペースの確保や手続き中の親子の配慮。キッズプレイコーナーの設置。保護者の目が届く位置にスペースを確保する。	窓口機能、執務機能

トイレ環境について	職員（課内）アンケート 部会会議	維持管理しやすい計画及び自然採光を取り入れる。個室にはベビーチェアの設置。性的少数者にも配慮された環境にする。入口ドアは設けず、導線で見えなくする等の防犯上の配慮。	窓口機能、執務機能
障がい者への配慮について（バリアフリー）	職員（課内）アンケート 部会会議	段差解消や車いすの高さからでも見易いサインの設置。エレベーター、エスカレーター等の設置。	窓口機能、執務機能
ユニバーサルデザインについて	職員（課内）アンケート 部会会議	庁舎全体計画に取り入れるべき、床面印字や各課案内板への採用。階段等の利用を促すデザインの採用。議場にもユニバーサルデザインの導入。	窓口機能、執務機能

3 その他の機能について

検討内容	意見集約方法	専門部会での検討結果（意見等抜粋）	導入が望ましい機能等
ATMコーナーの設置について	職員（課内）アンケート 部会会議	町の費用負担を考慮しながら、地域の利便性向上のために各課金融機関に対応したATM設置。	窓口機能、執務機能
自販機、売店、コンビニ、コピー機の設置	職員（課内）アンケート 部会会議	売店やコンビニ、食堂等の設置を検討する。自販機の電子マネー対応。来庁者用コピー機と業務用コピー機を分けて設置する。	窓口機能、執務機能
食堂、レストラン、カフェ等の設置	職員（課内）アンケート 部会会議	最上階にて景色が堪能できるカフェ等の設置。または、町の主な施設を地図で紹介できるような設備の設置。	窓口機能、執務機能
保育所の設置	職員（課内）アンケート 部会会議	事業所内保育所設置を検討する。もしくは、一時預かりなど利便性を検討する。	窓口機能、執務機能
介護施設（デイケア等）の設置	職員（課内）アンケート 部会会議	施設内設置の意見はなかったが、町民ホールでの乳幼児健診や集団検診等が実施可能な場所と妊婦教室等が開催できる小中ホールの設置等の意見がある。	窓口機能、執務機能

■情報システム部会

1 部署の配置

検討内容	意見集約方法	専門部会での検討結果（意見等抜粋）	導入が望ましい機能等
総務課（電算所管）とサーバー室との連携	職員（課内）アンケート 部会会議	1g回線と防災無線等を分けて設置。入退室の電子管理、防犯カメラ設置。サーバー室内への電話回線引込み。	窓口機能、執務機能
その他（総務以外のサーバー室との連携）	職員（課内）アンケート 部会会議	閲覧の可否の明確化（権限関係）。生活環境安全課と災害対策本部及び防災危機サーバー室の同一フロア設置。防災系と行政系のシステム分離。	窓口機能、執務機能

2 情報システム関連について

検討内容	意見集約方法	専門部会での検討結果（意見等抜粋）	導入が望ましい機能等
外部系、内部系、基幹系システムについて	職員（課内）アンケート 部会会議	ネットワーク構成毎に住み分けできるようなスペースの確保。システム構成毎のラック設置。	窓口機能、執務機能
ネットワーク構成（外部系、内部系、基幹系、広域連合等）について	職員（課内）アンケート 部会会議	役場以外の広域連合等のネットワークも混合するため、住み分けて設置。各ネットワーク毎に色を分けるなど配慮した設置。	窓口機能、執務機能
各フロアへのネットワーク配置について	職員（課内）アンケート 部会会議	コンセントやLANケーブル等は埋め込み式にする。OAフロアの採用。ネットワーク配線が各課や執務室を跨ぐなど必要以上に長くないよう配慮する。	窓口機能、執務機能
サーバー室の防災（専用の消火設備、非常用電源設備等）対策について	職員（課内）アンケート 部会会議	防災システムも含めた非常用電源の確保。電子機器専用の消火設備の設置。室内電力にはゆとりを持たせ一時的な負荷にも対応できるようにする。	窓口機能、執務機能
サーバー室のセキュリティ（施錠等）対策について	職員（課内）アンケート 部会会議	入退室の管理、防犯カメラ設置。電子媒体の持込みは許可制等の採用。	窓口機能、執務機能
会議室等のネットワークの構成（WiFi検討含む）について	職員（課内）アンケート 部会会議	備付けプロジェクターの設置やLAN配線等の設備を検討。ペーパーレス化の一環として、各会議室へのディスプレイ等の設置。	窓口機能、執務機能
議会中継システムについて	職員（課内）アンケート 部会会議	議会運営の効率化、開かれた議会の取組として、議会中継を個々のPCで見られるようにする。	窓口機能、執務機能
共有OA機器（複合機、プロッター等）の設置箇所について	職員（課内）アンケート 部会会議	廊下には設置せず、執務室内の一角に設置。印刷室（コピー室）の設置。用紙の保管庫としても。	窓口機能、執務機能
OAフロアの採用について	職員（課内）アンケート 部会会議	サーバー等の増設も主眼としたフロアスペースの確保。正面ロビー等へもイベント、申告等の業務に対応できるような設備の構築。	窓口機能、執務機能
防災情報無線システムの検討について	職員（課内）アンケート 部会会議	現防災情報システムの強化。今後の新たなシステム導入も検討に入れた配管レインの確保。施設間のIP電話導入の検討	窓口機能、執務機能
フリー（住民用）WiFiの設置検討について	職員（課内）アンケート 部会会議	住民用フリーWiFiは設置した方がいいのでは。主要施設を含めて検討。	窓口機能、執務機能

3 新築に伴うシステム移転について

検討内容	意見集約方法	専門部会での検討結果（意見等抜粋）	導入が望ましい機能等
工事期間中のシステム運用	職員（課内）アンケート 部会会議	運用するための仮設（システム運用）施設の検討。各拠点でシステムを運用するかは検討。工事期間中のシステムを外部機関に委託するかは検討する必要がある。防災関連のシステムについても、所管課、県、国等と調整が必要。	窓口機能、執務機能
福祉センター、上下水道庁舎、コミュニティセンター等への分庁の場合	職員（課内）アンケート 部会会議	選挙、健診、議会、申告会場になる共有スペースでの総合行政システム使用の検討が必要。各課の窓口や手続きの連続性・関係性からも検討が必要。分庁するだけランニングコストもかかる。	窓口機能、執務機能
新庁舎設計への反映手法	職員（課内）アンケート 部会会議	システム、IT関係を熟知した専門業者（コンサル）が必要。	窓口機能、執務機能

■災害対策等部会

1 部署の配置

検討内容	意見集約方法	専門部会での検討結果（意見等抜粋）	導入が望ましい機能等
免震構造、耐震構造、制震構造	職員（課内）アンケート 部会会議	新庁舎へは免震構造が良い。災害復旧時も迅速な復旧への対応が可能となる。住民が来庁されている場合も想定した際、揺れを最小限に抑える必要がある。	防災機能
その他	職員（課内）アンケート 部会会議	書庫等の転倒防止策を講じる必要がある。ガラス落下防止や雨戸設置作業用のバルコニーを設置。正面玄関の二重化などが必要。	防災機能

2 防災拠点機能について

検討内容	意見集約方法	専門部会での検討結果（意見等抜粋）	導入が望ましい機能等
災害対策本部としての機能について	職員（課内）アンケート 部会会議	本部職員との情報共有のための機器設置。防災システムの多重化による対策。災害対策本部は、防災主管課の執務室と隣接した配置にする。	防災機能
避難施設としての機能について	職員（課内）アンケート 部会会議	避難施設としては、併設する町民ホール及び観光交流施設を使用する。庁舎は災害復旧対応施設とする。また災害時の住民対応窓口を庁舎に設置。	防災機能
災害対策活動支援の機能について	職員（課内）アンケート 部会会議	災害対策本部は2F等に設置し、小規模災害時は1Fに設置するなど考慮する。非常用発電機の蓄電システムによる電源の確保。各公共施設間と通信可能な情報設備の設置。	防災機能
職員待機施設について	職員（課内）アンケート 部会会議	暴風や人手不足による動員職員が交代できない場合を想定して待機施設を設置する。	防災機能
BCPへの位置付けについて	職員（課内）アンケート 部会会議	BCPに対応した対策体制の取れるレイアウトや可動式間仕切りの採用。計画で位置付けた優先業務を行うための配置を検討する。	防災機能

3 災害対策時の機能について

検討内容	意見集約方法	専門部会での検討結果（意見等抜粋）	導入が望ましい機能等
電力や給排水の確保について	職員（課内）アンケート 部会会議	情報収集、通信に必要な独立した電力の確保。災害時の飲料等に必要貯水槽設備も必要。下水道遮断等時でも対応可能な非常用防災便槽の設置を検討する。	防災機能
備蓄機能について	職員（課内）アンケート 部会会議	備蓄計画等に基づいた食料、資機材を保管できる専用倉庫が必要。搬入出がしやすい工夫を検討する。	防災機能

4 その他の機能について

検討内容	意見集約方法	専門部会での検討結果（意見等抜粋）	導入が望ましい機能等
防災情報システムについて	職員（課内）アンケート 部会会議	庁内通信、防災行政無線等の災害対応通信設備等の設置。MAC無線導入の検討。避難施設への災害情報発信設備の設置。	防災機能
災害時の通信手段等機能継続について	職員（課内）アンケート 部会会議	衛生携帯電話等の情報通信設備、県防災情報ネットワーク、Jアラート等を配備し、防災情報の伝達及び災害情報の集約を図る。	防災機能
その他	職員（課内）アンケート 部会会議	災害に対応する統合型GPS地図情報システム等の導入を検討する。管路、道路、消防設備などの情報を統合したものが必要。	防災機能

■環境・まちづくり部会

1 新庁舎の外観について

検討内容	意見集約方法	専門部会での検討結果（意見等抜粋）	導入が望ましい機能等
周辺景観に配慮した、与那原らしい庁舎について	職員（課内）アンケート 部会会議	管理しやすい工夫された赤瓦の使用。景観計画に準じた緑化の検討。緑化は維持管理を念頭に慎重に検討する。	防災機能 駐車機能 象徴機能
景観計画との整合性について	職員（課内）アンケート 部会会議	周辺施設にも配慮しながら意匠を決定し、景観形成基準に沿った外観。外壁の色等も同様。	防災機能 駐車機能 象徴機能
庁舎周辺への影響について	職員（課内）アンケート 部会会議	周囲の景観を阻害することがないように配慮。圧迫感や重要史跡等の景観を阻害しないように配慮する。	防災機能 駐車機能 象徴機能

2 駐車場機能について

検討内容	意見集約方法	専門部会での検討結果（意見等抜粋）	導入が望ましい機能等
庁舎周辺での駐車場の確保について	職員（課内）アンケート 部会会議	敷地の高低差を活かした駐車場等を検討する。使用する公用車の役割を検討した上での配置計画を検討。周辺敷地での駐車場利用も検討する。	防災機能 駐車機能 象徴機能
思いやり駐車場について	職員（課内）アンケート 部会会議	屋根つたいで庁舎に入れるよう設置する。乗降に十分なスペースの確保。ダブルスペースの導入検討。	防災機能 駐車機能 象徴機能
タクシー等乗り場の確保について	職員（課内）アンケート 部会会議	デマンドタクシーや循環バス等でも乗降しやすいスペースの確保。タクシー等乗り場へも屋根やベンチを設置し、公共交通の普及に寄与する。	防災機能 駐車機能 象徴機能

3 環境機能について

検討内容	意見集約方法	専門部会での検討結果（意見等抜粋）	導入が望ましい機能等
自然エネルギーの活用について	職員（課内）アンケート 部会会議	自然採光や自然通風を活用する。太陽光発電システムの導入。自然エネルギーを活用する際は、利用者が快適に過ごせるよう害虫対策や温湿度管理に配慮する。	防災機能 駐車機能 象徴機能
環境負荷の軽減手法の検討について	職員（課内）アンケート 部会会議	遮熱・断熱効果のある資材・素材を活用しれ暖房機器を効率的に運用できるように検討する。（遮熱塗料等）地域特性に応じた省エネ・再エネ・築エネ等の導入検討。	防災機能 駐車機能 象徴機能
空調、照明の検討	職員（課内）アンケート 部会会議	長期間の使用に耐えうる高性能素材の使用。EMSやZEBの導入。	防災機能 駐車機能 象徴機能

4 周辺環境の整備について

検討内容	意見集約方法	専門部会での検討結果（意見等抜粋）	導入が望ましい機能等
都市計画、用途地域の変更	職員（課内）アンケート 部会会議	庁舎、町民ホールの必要規模に沿った土地利用計画、用途地域の変更を計画的に行う。町全体のまちづくりに影響を与える事業として検討する。	防災機能 駐車機能 象徴機能
周辺道路網の計画	職員（課内）アンケート 部会会議	将来の道路網計画に合致するような配置を検討する。また、観光交流施設やオリオン通りなどの商業地域など周辺地域との連携も図る	防災機能 駐車機能 象徴機能
都市再生整備計画について	職員（課内）アンケート 部会会議	社会資本総合整備計画に沿った道路網の再構築及び周辺施設整備を検討する。	防災機能 駐車機能 象徴機能
北側駐車場周辺斜面の活用及び拝所、平和の塔の移転について	職員（課内）アンケート 部会会議	将来的な北側駐車場周辺斜面の活用を視野に入れながら庁舎の配置、利活用を検討する。周辺の拝所等については利用者等を考慮しながら再整備もしくは移転等を検討する。	防災機能 駐車機能 象徴機能

1. 各専門部会の意見集約書
資料1（意見集約書）を参照
2. 与那原町庁舎建設プロジェクトチーム設置規程
資料2（設置規程）を参照。
3. 専門部会所掌事務、検討事項、部会構成確認書
資料3（各部会別資料）を参照。
4. 専門部会 部会員別名簿
資料4（部会員別名簿）を参照。

障がい者（児）の方など移動困難な方々がよく利用する課や窓口相談の多い課を1Fに配置すべき。
昼窓に対応した課を1階にまとめる。
ワンストップ窓口があれば、昼窓は不要になる
証明書発行のみの窓口設置や証明書説明用窓口の設置を検討する。
税金や料金を徴収する課の中心に指定金融機関を配置する。
まちづくり課、公共施設課は隣接した方がいい。業務の連携が図れる。

2 各種機能について

○ 執務スペース、収納、キャビネット、書庫倉庫について

執務スペースは十分な広さがほしい（過去1～2年分の資料は執務室内ですぐに確認できるような配置。
過去3年分ぐらいの書類は、各課の執務室に保管できるスペースの確保。
オープンフロアだけではなく、個室タイプのデスクなど、各課の業務に応じたオフィスを柔軟に検討する。
各階ごとに書庫を設け、毎年、保存、廃棄ができる体制を作る。
課によっては、執務室以外に作業場の確保が必要になるため、作業場を隣接させる。税務課や健康保険課は作業場が必須となる。確定申告、保険証発送など。
キャビネット等は高さの上限を1m程度にし、視界を遮らないよう配慮する。
書庫は、永年保存と複数年保存とで部屋を区別する。
書庫は必要に応じて1箇所に集約しつつも、各課で管理できるような工夫のある設備にする。
書庫は、管理や必要書類の検索等を効率的に行う上でも、なるべく1箇所に設置する。分散は避ける。
プライバシーの配慮が必要な課は、個別カウンターの設置が好ましいが、職員の安全面も考慮されたカウンターとする。
執務室のキャビネットについても、施錠できるものを標準化する。

○ ワンストップ総合窓口について

総合窓口には、専属の職員を配置する。各課の申請書等を配布したり、記載方法を説明すると窓口混雑の解消になる。
フロアマネージャーもしくは多言語に対応したタッチパネル式の案内システムの設置
来訪者が多い、住民課に総合窓口を設置。
各証明書発行、庁舎案内、電話受付等を行う総合窓口の設置。

	<p>来訪者の利便性向上の観点から必要だと思うが、先進地を研究し、利用率、人件費、課題等を精査した上で導入を検討した方がいい。</p> <p>統一的なマッピングシステムの導入（管路、道路、税務等も集約されている）</p>
<p>○ プライバシー保護機能について</p>	<p>窓口にはしきり、別室の相談室もあるとよい</p> <p>銀行窓口（相談窓口）のように各窓口を仕切り、個人のプライバシーの保護を確保してほしい。</p> <p>カウンターの仕切りを高くし、プライバシー確保。</p> <p>プライバシーに配慮し、受付番号発券機を設置。</p> <p>確定申告時や保育園入所申請時期など、込み合ってもプライバシーが保護できるような設備と実務可能なスペースの確保。</p>
<p>○ セキュリティー機能について</p>	<p>関係者以外が入室できない環境にしてほしい。</p> <p>施錠可能なキャビネット等の設置。</p> <p>住基端末などは町民から画面が見えないよう設置。</p> <p>コピー機、FAX機は執務室内に設置する。</p> <p>定時後は、シャッター等で執務室に入れないような設備を設置する。</p> <p>書庫へは簡単に入室できないようセキュリティーを高くする。（施錠＋防犯カメラ設置等）</p>
<p>○ 相談室について</p>	<p>圧迫感を与えない相談室を設置する。</p> <p>相談室は窓口業務を行う課には必須。各課毎に相談室を設置する。</p> <p>会議室が不足しているので、用途に合った大中小の会議室を設置してほしい。</p> <p>相談室、相談ブースの設置。但し、相談室は課内から見えるようにし、防犯性を向上させる。</p> <p>相談室は職員の安全面を考慮して、対応している職員の様子を別の職員が常に確認できる作りにする。</p> <p>相談室の出入口は、安全面を考慮し施錠できないような作りにする。</p>
<p>○ 住民が利用できるスペースの確保について（打合せスペース等）</p>	<p>打ち合わせや待合スペースとして使えるよう、テーブルとイスを備え、ポスター掲示やチラシ等も見やすいカウンター等もあるとよいのでは。</p> <p>職員と住民が打合せするスペースは必要と思われます。</p> <p>プライバシーが確保できるようなスペースも検討する。</p> <p>立ち会議デスクの導入（不要な長時間会議の防止及び気軽に話し合える場所の提供。</p> <p>各課共有の会議室を数力所設ける。現在は不足している。</p>

○ 住民待合スペースの確保について

確定申告や期日前投票など、時期的に大きなスペースを要する業務があるため、ロビー等で対応できるようなスペースを確保する。

弁当・飲み物等を飲食できたり、受け取れるスペースの確保。

事業者や住民など様々な打ち合わせで利用できるスペースの確保。

トイレ近くに設置できるとよい

待合スペースについては住民が退屈しないよう、視覚にて役場発信情報が目につくように、リラックスできる腰掛等の設置。

各課の情報を発信するライブラリースペースを設けて乱雑に貼られているポスター等を無くす。

年配の方や乳幼児同伴の方を考慮して、十分なスペースを確保して欲しい。

カフェスペースを設置して、町民いこいの場を設ける。

雑誌・絵本等を設置し、待合時間を快適にする。

町関係の展示物や企画展示スペースを各課共用で設置し、待ち時間に見学等ができるようにする。

待ち時間ストレス緩和のため、BGM等を流すなどの設備を検討する。

○ キッズコーナー（授乳室等）

授乳スペースを設ける

安全性を考慮したキッズスペースの確保や手続き中の親子のため、一時的な預かりなどのサービス提供。

（ショッピングモールにあるキッズガーデンのような）

キッズプレイコーナーと授乳室の設置。

授乳室は必須だが、キッズスペースは、安全面・衛生面からも考慮して検討すべき。特に保護者の目が届かないスペースには設けるべきではない。

○ トイレ環境について

維持管理しやすい計画に、照明器具だけに頼るのではなく、なるべく自然採光を取り入れる計画

トイレの個室にベビーチェアを設置。

多目的トイレは、利用者が多い課の近くに配置する。

トイレには、清掃用具等を収納できるスペースと設備を確保する。

公共のトイレとなるので、性的少数者にも配慮された環境にしなければならない。

トイレのドアは付けずに、導線で見えなくする。

○ 障がい者への配慮について
(バリアフリー)

配慮必要、段差・車椅子からのサインの見易さ
エレベーターやお客さんが多く行き来する1、2階は
エスカレーター（動きがゆっくり）があるといいのでは。

○ ユニバーサルデザインについて

ユニバーサルデザインは、計画全てにおいて必要。箇
所だけではなく、庁舎全体の計画に取り入れるべき。
各課案内看板の設置や床面印字などにより、窓口を案
内できるようにしてほしい。

(病院のように床面や曲がり角に案内を表示)

各課の業務が一目でわかるようなフロアガイドの設置。
導線を利用して階段等の利用を促す。また幅を考慮す
る。

1階ロビーには、繁忙期も対応できるようなスペース
及び設備の設置。LAN配線や移動式パーティション、
電源設備など。※イス等の備品も設置

最もスペースを必要とする業務に合わせて、1階ロビ
ー等の大きさを決定する。大は小を兼ねる。

過度なユニバーサルデザインは予算を圧迫するため、
適度なデザインにするよう考慮する。

議場については、傍聴席から議員の顔が見えるように
したほうがいい。年に数回の議会なので、簡素、質素に徹
する。多目的ホールの共用については、議会が緊急に臨
時会をやることも踏まえると、単独で設けた方がよい。
あるいは、議場使用のルール厳守と議会優先という条件
で共用する。議場・傍聴席についても当然バリアフリー
等で誰でも議員活動・傍聴できるようにする。

議場の席については、執行部、議員数に変動があっても
対応できる構造にする。現在は執行部側の人数増に対
応しきれていない。

3 その他の機能について

○ ATMコーナー

ATM利用者は多いと思うので設置してほしい。
来庁者や職員だけでなく、地域の利便性向上のために
各金融機関に対応したATMを設置する。

ATMコーナーは与那原の規模では金融機関側の採算
がとれないので、設置が難しいと聞いたことがある。あ
れば便利だが、そのような理由があるのであれば、町が
費用を負担してまでも設置すべきではないと思う。

職員用の休憩室は小規模でよいので、男女別で設置し
てほしい。

○ 自販機、売店、コンビニ、コピー機の設置

売店やコンビニ、食堂やレストランは、それほど住民の利用が見込めないと思われる。設置するのであれば、1階フロアに配置したほうがいい。

待合スペースにいくつか自販機があるとよいと思う。

自動販売機の電子マネー対応

来訪者用のコピー機の設置。セキュリティの観点からも設置が必須。

住民、職員の安全確保のため防犯カメラの設置。

コンビニを設置することが一番利便性が高まる。

来庁者用のコピー機だけでなく、FAX機の設置も必要があるので検討する。

売店やコンビニ等が厳しい場合は、軽食用自販機の設置を検討する。

自動交付機もしくはコンビニ証明書の機能を追加

※マイナンバーカードの普及にも繋がる

※コンビニ証明書が時代の流れ

自販機、コピー機（来訪者用）は必要だと思う。売店、コンビニは①庁舎内にスペースを設けるのか、庁舎外の敷地内に別途建物を作って設置するのか。②採算性を検討した上で設置すべきだと思う。①、②を総合的に勘案して設置できれば、賃料が町の収入源にもなるし、来訪者にとっても便利になるのではないかな。

○ 食堂、レストラン、カフェ等の設置

最上階にて景色が堪能できるカフェを設置し、町の主な施設を地図で紹介。

食堂は来訪者の数、提供するメニューの質や種類によるところが大きいと思うが、与那原の規模では採算が取れないのではないかな。無理に設置する必要はない。

○ 保育所の設置

保育所は今後の動向をみながら、検討する。

事業所内保育所があれば、子連れでの利用者などの一時預かりなど利便性は広がるのではと思われる。

○ 介護施設（デイケア等）の設置

町民ホールへは、乳幼児健診や住民集団健診が実施可能な大ホールと妊婦教室等が実施可能な小中ホールの設置が望ましい。また、町民ホールが庁舎に隣接されれば申告会場等、各課の事業で活用しやすい。

町民ホールへは、調理室を設置する。

（事業で使用する他、防災時には炊き出し可能）

意見集約書

情報システム部会

課名： 【 財政課 】 記入者（任意）： 【 部会長 上原 清武 】

検討内容	意見等
<p>1 部署の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総務課（電算所管）とサーバー室との連携 ○ その他（総務以外のサーバー室との連携） 	<p>防災システムの中でも、1g回線と防災無線を分けてシステムにする。</p> <p>サーバー室内へ電話回線引込み（コードレス） 総務課執務室の近くに設置する必要はないが、防犯上の配慮は必要。入退出の電子管理、防犯カメラ等。</p> <p>閲覧の可と不可が明確であれば連携した方がいい。 （セキュリティ上や権限の関係）</p> <p>生活環境安全課と災害対策本部及び防災機器サーバー室の同一フロア設置 防災監視カメラ管理室の設置 防災系と行政系の分離 災害所管課と防災系システムは同一フロアにする</p>
<p>2 情報システム関連について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外部系、内部系、基幹系システムについて ○ ネットワーク構成（外部系、内部系、基幹系、広域連合等）について ○ 各フロアへのネットワーク配線について 	<p>ネットワーク構成毎に住み分けできるようなスペースの確保。</p> <p>システム構成ごとにラックを分け、施錠等の対策を行う。</p> <p>システムは、分かりやすくわかる。現状は様々なシステムの機器が混合しており、わかりにくい。</p> <p>役場が設置したネットワーク以外の広域連合等のネットワークも構成されているため、混合しないように分け制度変更に伴う改修等にも対応できるように配置してしていく。</p> <p>必要なネットワークは各課により違ってくるため、混合しないように配慮した配線作業が必要。各ネットワークごとに色を分けるなど、一目でわかるように工夫する。</p> <p>コンセントやLANケーブル等を埋め込み式にし、床から引っ張ってこれるようにしてほしい。</p> <p>OAフロアの採用は必須。機構改革で執務室に変更が生じた場合でも対応できる。</p> <p>OAフロアの場合でも、必要なネットワーク配線が</p>

○ サーバー室のセキュリティ（施錠等）対策について

各課を跨ぐなど必要以上に長くならないよう配慮して設置する。一定の間隔で配線を下すなど。

配線をフローア下に設置してほしい。

配線、配管等はシステム別、用途別に設置する。

ネットワークの増設を考慮した配管設計を行う。

施錠は確実に必要。

入退室の管理及び防犯カメラ等の設置。電子媒体の持込みは許可制にするなど。

○ サーバー室の防災（専用の消火設備、非常用電源設備等）対策について

基本的に消防設備が整っている事。

防災システムも含めた非常用電源の確保。

電子機器専用の消火設備の設置。

非常用電源設備は、システム毎に分けて設置する。特に防災システムの独立化は必要。

サーバー室内の電力にはゆとりを持たせ、一時的な機器の増設等で電力に不可がかかっても耐えられるように整備する。

耐震性を持ったサーバーラックの設置。

非常時には、情報システム系のサーバー室電源と防災用サーバー室の電源とが互いに供給できるようにするなど、多重化して互いに補完し合える構成にする。

○ 会議室等のネットワークの校正（WiFi検討含む）について

会議室には備え付けのプロジェクターを設置する。

LAN配線等の設備を検討する。

ペーパーレス化の取り組みとして、各会議室にディスプレイ等を設置する。

会議室・ミーティングルームへ会議用のプロジェクター、LAN配線、モニター等の設備を構成する。

○ 議会中継システムについて

○ 議会運営の効率化・ペーパーレス化の一環として、

・ 議会中継を個々のパソコンで見られるとよい

○ 共有OA機器（複合機、フロッター等）の設置箇所について

複合コピー機やファックスなどは一角の個室のようにして、用紙が廊下に置かないようにして、避難時に廊下スペースの確保ができるようとしたほうがいいのではないかな。

印刷室（コピー室）みたいな部屋があるといいのでは、用紙も置けるスペースもあるといいと思う

○ OAフロアの採用について

サーバー等の増設を主眼としたフロアスペースの確保
将来的に模様替えにも対応できるように設計する事
正面ロビー等へもイベント、申告等の業務に対応できるよう設備を構築する。

○ 防災情報無線システムの検討について

現在防災情報システムの強化
防災情報システム等の今後の導入も含めた配管ラインの確保（今後の拡張及びメンテ等を考慮）
コスト・利便性を考慮しながら施設間のIP電話等の導入を検討する。
・GISは現在の状況であればLGWANで十分と考える。

○ フリー（住民用）WiFiの設置検討について

住民用フリーWiFiを設置したほうがいい。主要施設も含めて検討。

3 新築に伴うシステム移転について

○ 工事期間中のシステム運用

運用するための仮設（システム運用）だけの施設が必要
外部等の専用線も運用できるように工事期間中も建設システムを各拠点で使用できるように整備するのには各システムのセキュリティポリシー等の確認しながら行う必要がある。

工事期間中のシステムは、外部機関にハウジングするなど、コストを勘案しながら検討する必要がある。

防災関連システムの移設時期の調整。所管課、県、国等とも調整する必要がある。

○ 福祉センター、上下水道庁舎、コミュニティセンター等への分庁の場合

選挙、検診や申告会場になる共有スペースでのReams使用の検討が必要。平常時だけではなく、時期的な業務にも対応できるかの検証が必要。

各課の窓口や手続きの連続性・関係性から分庁可否を検討する必要がある。また、分庁すればするほど、各施設ごとにシステムを構築する必要があるため、コスト面からも検討する必要がある。

広域連合等の外部システムの移設は、早めに検討する必要がある。防災システムも同様に県、国等との調整も必要になる可能性がある。

建築中に被災する可能性も考慮すると、立地的に移設できないシステム（住基、戸籍、税情報等）がある。

○ 新庁舎設計への反映手法

システム、IT関係を熟知した業者からのコンサルが必要。NTT等の総合的に対応できる技術力と組織力を持った会社に委託する必要がある。

住民サービスの観点からGISを利用した外部発信をする必要があると思う。（避難場所や公共施設の発信を想定）それにともない、他課でも利用できる統合型GISの検討が必要。

意見集約書

災害対策等部会

課名： 【 生活環境安全課 】 記入者（任意）： 【 部会長 吉野 了 】

検討内容	意見等
<p>1 新庁舎の構造について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 免震構造、耐震構造、制震構造 ○ その他 	<p>新庁舎の構造は免震構造が良い。費用としては高価となるが、建物内の書棚の倒壊等が軽減され、人及び機器が保護され、迅速な復旧への対応が可能になる。</p> <p>町民ホールを分離して建設が可能であれば、倒壊するような設置物を減らし、免震構造と比較して安価でできる制震構造にするほうが効率的だと考える。</p> <p>庁舎内機器等の転倒や住民が来庁しているときを想定した場合、揺れを最小限に抑える必要があるため「免震構造」が妥当だと考える。</p> <p>書庫等の転倒防止策を講じるよう検討する。什器類も同様な検討が必要。</p> <p>災害時のガラス落下防止及び雨戸設置作業用のバルコニーの設置を検討する。</p> <p>台風時の強風及び飛来物防止策として雨戸やシャッターの設置を行う。</p> <p>立地的に風が強いため、正面玄関の二重化など強風対策が必要。現庁舎では、強風時には自動ドアを停止し手動で開け閉めするなど、対応に苦慮している。</p>
<p>2 防災拠点機能について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部としての機能について 	<p>災对本部の設置については本部職員との情報共有が必須になってくるため、大型のプロジェクターで被害状況の確認（TV）や本部の設置状況や内容（防災用PC端末）等が映し出す必要があると感じる。</p> <p>平常時は他の全体会議・複数の個別会議が同時に開ける広めの会議室を設置し、災害時には転用して災害対策本部室として使用する。防犯カメラ等の映像が見られる大型モニターを設置。対策室、情報整理室、本部室といった役割に応じた会議室を設置する。</p> <p>防災用システムは、多重化し補完できるような構築を検討する。また、電算機器や基幹システムとは分けて電力供給等を行う。</p> <p>災害対策本部は、防災主管課の執務室と隣接した配置にする。</p> <p>災害時には、住民、関係者及び関係諸官庁等と十分な連携を図れる施設を整備する。</p> <p>情報発信設備、防災啓発設備の設置を検討する。</p>

○ 避難施設としての機能について

避難施設としては併設する町民ホール及び観光交流施設を使用してもらう。復旧作業の阻害とならないように公用車等が駐車する駐車場とは別に町民ホール専用駐車場の整備も必要。

災害時においても住民窓口については必要であり、庁舎が避難施設の位置付けになると業務に支障が出る可能性がある。

避難施設と災害対策施設は分けた方がいい。

○ 災害対策活動支援の機能について

災害対策本部は導線を考慮し、2Fに設置。1階ロビーは小規模な災害対策に対応できるような配置にする。

駐車場に蓄電機能を持った、太陽光パネル式カーポートを設置する。

駐車場カーポートを利用した、簡易緊急避難テントの設置。

非常用発電機及び太陽光パネル蓄電池システムによる非常用電源の確保。

町内各公共施設間と通信可能な情報設備の設置。

十分な駐車場（オープンスペース）を確保し、災害対策活動の場として利用できるようにする。

かまどベンチの設置。

○ 職員待機施設について

災害対策時の休憩及びシャワー設備の設置。

職員が動員され、暴風や人手不足により動員職員が交代できない場合を考慮して、動員職員が仮眠できるような場所は確保する。専用でなくても構わない。職員ロッカーも必要。

○ BCPへの位置付けについて

BCPに対応した対策体制の取れる可動式間仕切り等のレイアウト及び自由にレイアウトを変更できるユニバーサルレイアウト方式の採用。

BCP計画で位置付けた優先業務を行うための、配置を検討する。例）業務窓口と待合スペースを分けるなど

3 災害対策時の機能について

○ 電力や給排水の確保について

Jアラート・情報収集・通信に必要な電力確保のために、独立した非常用発電機が必要。

災害時の飲料等に必要最低限の水を確保するために貯水槽水も必要。

電気自動車用急速充電器を設置し、災害時の電力確保及び災害活動用自動車としての活用。また、充電器は非常用発電機等に接続し、停電時でも充電可能な設備を検討する。

停電時でも給水可能な井戸水及びポンプの設置を検討。

○ 備蓄機能について

災害時の給水確保として雨水貯水槽設置及び排水機能（マンホールトイレ等）の確保。

下水道遮断、洗浄水遮断の場合でも対応が可能となる非常用防災便槽の設置を検討する。

備蓄計画に基づいた、食糧、資機材を保管できる専用の倉庫が必要。また、備蓄食料や資機材を搬入・搬出しやすく、在庫等が確認しやすい場所に倉庫を設置する工夫が必要。搬入出を考慮した備蓄倉庫、資材倉庫の仕様と広さを確保。食料庫と資材倉庫は別に用意する。

備蓄食糧は一括管理できる倉庫を設置する。

4 その他の機能について

○ 防災情報システムについて

庁舎内通信：防災用無線（生活環境安全課所有）、防災行政無線

災害対応通信設備等の設置。無線機、緊急電話、電源、災害用専用固定電話回線等の設置。

MCA無線導入の検討。

避難施設への災害情報発信設備の設置。

○ 災害時の通信手段等機能継続について

災害時の情報通信機能（防災情報システム等）の確保。衛星携帯電話等の情報通信設備、県防災情報ネットワークシステム、全国瞬時警報システム等を配備し、防災情報の伝達及び災害情報の集約を図る。また、十分な電源設備、通信回線等を整備する。

○ その他

災害に対する統合型GPS地図情報システムの導入検討。管路情報システム、道路情報システム、消防設備システムなどを統合したマッピングシステム導入の検討。

意見集約書

環境・まちづくり部会

課名： 【 まちづくり課 】 記入者（任意）： 【 部会長 金城 勝治 】

検討内容	意見等
<p>1 新庁舎の外観について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 周辺景観に配慮した、与那原らしい庁舎について ○ 景観計画との整合性について ○ 庁舎周辺への影響について 	<p>管理しやすく、工夫された赤瓦の使用。景観上も瓦が使用されていることがわかる意匠とする。</p> <p>緑化は景観計画の緑地率、緑被率、緑視率の努力義務を達成できるよう配慮する。壁面、屋上緑化は維持管理の観点からも考慮し、慎重に検討する。</p> <p>大綱曳をモチーフにしたモニュメント等の設置。撮影スポットにもなるような創意工夫のある作品にする。</p> <p>大綱曳のまち宣言らしい意匠にする。</p> <p>クララ教会の意匠にも配慮しながら景観形成基準に沿った外観となるよう配慮する。</p> <p>丘の上に建ち、目立つ建物となるので、外壁の色等は周囲に合った配色に配慮する。</p> <p>沖縄らしい素材の活用（琉球石灰岩等）</p> <p>周辺に高い建物がないため、周囲の景観を阻害する事なく、かつ、圧迫感等を与えぬよう配慮する。</p> <p>周辺の重要史跡等の景観を阻害しないよう配慮する。</p>
<p>2 駐車場機能について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 庁舎周辺での駐車場の確保について 	<p>福祉センター跡地の敷地有効利用を念頭に、東側に立体駐車場等を設置できないかなどの検討を行う。</p> <p>庁舎、町民ホールの必要台数を確保するため、敷地の高低差を活かした立体駐車場や地下駐車場を検討する。</p> <p>駐車場は点在させずに、利便性を考慮し集約を図りながら、庁舎の位置検討や近隣の用地購入を検討する。</p> <p>駐車場の確保は、町民ホール、庁舎以外の郊外施設（MICE）の利用者も想定した広さを確保する。</p> <p>公用車駐車場は、使用する公用車の役割を検討した上で庁舎敷地内駐車、敷地外駐車等の仕分けを行う。</p> <p>庁舎敷地内での自動車の取り回しや乗降を検討しながら必要なスペースを確保するとともに、敷地外の民有地についても駐車場として利用できるよう確保を検討する。</p> <p>駐車場を屋外型多目的広場としても活用できるように整備を行う。</p> <p>駐輪スペース等を確保し、エコロジーに寄与する乗物の推奨を行う。</p>

○ 思いやり駐車場について

庁舎に最も近い場所に屋根付きの「思いやり駐車場」を設置する。その際は、屋根つたいで庁舎に入れるように考慮する。

思いやり駐車場には、乗降に十分な広いスペースを確保し、不適正利用を抑止するような看板、塗装等を行う。

思いやり駐車場の適正利用を促進するための制度の活用を積極的に推進する。パーキング・パーミット制度や専用ゲートの設置など。

敷地面積には限りがあるため、ダブルスペースの導入等を行い、効果的に敷地を活用する。

タクシー等の乗り場には、デマンドタクシーや循環バス等でも乗降しやすいスペースを確保する。

タクシー等の乗り場へも屋根、ベンチ等を設置し、利用者の快適性を向上させ公共交通の普及に寄与する。

コインパーキング等の有料化導入を検討する。

閉庁時などにカーシェアリング等での活用を検討するなど敷地の有効活用を検討する。

○ タクシー等乗り場の確保について

3 環境機能について

○ 自然エネルギーの活用について

庁舎の屋根に太陽光パネルを設置し、自然エネルギーの活用及び遮熱効果を持たせる。

雨水等についてもコストと効率を勘案しながら有効活用を検討する。災害時の水源としても考慮する。

自然採光や自然通風を取り入れる構造にし、自然エネルギーを無駄なく活用する。

自然採光や自然通風を利用する際には、来庁者や労働者が快適に庁舎を利用できるよう配慮する。害虫対策や温湿度管理など。

遮熱・断熱効果のある素材を活用し、冷暖房機器を効率的に運用できるよう配慮する（ペアガラス、遮熱塗料等）

照明・冷暖房機器等の設備は、維持管理のコストも含めて総合的に検討する。

地域特性に応じた省エネ・再エネ・蓄エネ等を導入し、それらを相互に活用することで質の向上を図る。

県産品を活用することによる輸送コスト削減による環境負荷軽減や長期間の使用に耐えうる高性能素材を使用することによるライフサイクルコストの軽減を図る。

照明、空調、電気機器を一括で管理しながら、全体的な電力を効率良く活用するシステム等を導入する。EMS（エネルギーマネジメントシステム）

ZEB（ゼロ・エネルギー・ビル）の実現に寄与するデザイン、エネルギーマネジメント、再生可能エネルギーの利用を検討する。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の活用

○ 環境負荷の低減手法の検討

○ 空調、照明の検討

4 周辺環境の整備について

○ 都市計画、用途地域の変更

庁舎、町民ホールの必要規模に沿った土地利用計画、用途地域の変更を計画的に行う。庁舎、町民ホールの整備は、周辺環境のみならず、町全体のまちづくりに影響を与える事業として検討する。

○ 周辺道路網の計画

将来の道路網計画に合致するような配置を検討する。

庁舎、町民ホール、観光交流施設を中心として道路網計画の策定が必要。また、オリオン通りなどの商業地域との連携も図る。

○ 都市再生整備計画について

社会資本総合整備計画に沿った道路網の再構築及び周辺施設整備を検討する。

将来的な北側駐車場周辺斜面の活用を視野に入れながら庁舎の配置、利活用を計画する。

○ 北側駐車場周辺斜面の活用及び拝所、平和の塔の移転について

庁舎周辺にある拝所、平和の塔については、歴史、利用者等を考慮しながら再整備もしくは移転等を検討する。

多数の人が庁舎等を利用できるよう、新たなサイン看板等の設置を検討する。

○与那原町庁舎建設プロジェクトチーム設置規程

平成29年5月29日

訓令第4号

改正 平成29年12月6日訓令第15号

(設置)

第1条 与那原町庁舎の建設に関して調査及び検討するため、与那原町庁舎建設プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(任務)

第2条 プロジェクトチームは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 庁舎建設の基本計画の策定について必要な調査及び検討に関すること
- (2) その他庁舎建設に関する必要なこと

(組織)

第3条 プロジェクトチームは、次に掲げる者で構成し、町長が任命する。

副町長、政策調整監、総務課長、財政課長、企画政策課長、観光商工課長、まちづくり課長、上下水道課長、生活環境安全課長、農林水産課長、出納室長、学校教育課長、生涯学習振興課長、住民課長、健康保険課長、福祉課長、税務課長、子育て支援課長、議会事務局長

2 プロジェクトチームにリーダー及び副リーダーを置き、リーダーに副町長、副リーダーに政策調整監を充てる。

(専門部会)

第4条 プロジェクトチームに下部組織として専門部会を置く。

- 2 専門部会は、プロジェクトチームの指示に基づき、庁舎の建設に関して専門事項を調査及び検討し、その結果をプロジェクトチームに報告するものとする。
- 3 各専門部会及び所掌事務並びに構成員については、別表のとおりとする。
- 4 専門部会に部会長及び副部会長を置き、構成員の互選により決定する。

(設置期間)

第5条 プロジェクトチームの設置期間は、第2条の任務が完了されたと町長が判断したときまでとする。

(会議の開催)

第6条 プロジェクトチームの会議は、リーダーが招集し、リーダーが議長となる。

2 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 リーダーは、必要と認めるときは、プロジェクトチーム以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 プロジェクトチーム及び専門部会の会議の庶務は、総務課において処理する。

(その他必要な事項)

第9条 この規程に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営について必要な事項は、リーダーが会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成29年6月1日から施行する。

附 則 (平成29年訓令第15号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表 (第4条関係)

専門部会	所掌事務	構成員
住民・窓口サービス部会	①来庁者が迷うことなく、より簡単に、より利用しやすい窓口機能及び来庁者のプライバシーに配慮した、円滑で安心できる行政サービスを受けることができる機能 ②年齢や障がいの有無等にかかわらず、庁舎を利用するすべての人が安全で使いやすく、分かりやすい施設とするために必要な対策 ③快適な待合ロビーや供用スペースの在り方 ④事務効率の向上、将来の組織変更にも対応でき、関係各課の連携がスムーズに図られる執務空間の在り方	総務課、税務課、子育て支援課、福祉課、健康保険課、住民課、出納室、学校教育課、生涯学習支援課上下水道課、まちづくり課、議会事務局
情報システム部会	①快適で安全なオフィス環境とするためのシステム環境の検討 ②庁内情報システムの、運用の効率化やコスト縮減に向けた、OA・ICT環境の検討及び、マイナンバー関連のセキュリティ対策 ③会議室、議場等でのLAN、モニター、プロジェクター設備等の検討 ④防災情報無線システムの検討	総務課、財政課、税務課、住民課、健康保険課、福祉課、学校教育課、上下水道課、議会事務局、生活環境安全課
災害対策等部会	①災害などの非常時に防災拠点としての災害対策機能の検討 ②防災拠点としての機能継続や諸活動の支援のための災害対	総務課、生活環境安全課、まちづくり課、農

	<p>策活動施設等の検討</p> <p>③災害時の備蓄機能の検討</p> <p>④防災拠点としての機能を維持するため、電力や給排水の確保等の検討</p> <p>⑤防災情報システム及び、災害時の通信手段等機能継続の在り方の検討</p>	<p>林水産課、上下水道課、観光商工課</p>
<p>環境・まちづくり部会</p>	<p>①都市計画、用途地域の検討</p> <p>②周辺道路網の検討。</p> <p>③都市整備再整備計画の検討</p> <p>④庁舎周辺や駐車場の確保についての検討</p> <p>⑤自然エネルギー活用や環境負荷の低減手法等の検討</p> <p>⑥周辺景観に配慮した、与那原らしい庁舎についての検討</p>	<p>総務課、企画政策課、まちづくり課、農林水産課、上下水道課、財政課、観光商工課</p>

新庁舎整備に係る庁舎建設専門部会

【住民・窓口サービス部会】

■基本方針

「協働・連携し、みらいへつながる庁舎」

- 行政・民間・企業がともに考え、協力し合える環境を目指します。
- 必要な情報を積極的に発信し、誰もが活用できる施設を目指します。
- 地域コミュニティの充実や多様な交流が生まれる施設を目指します。

「すべての住民に開かれた庁舎」

- これまで対応していなかったバリアフリー等を考慮した施設とします。
- 誰もが気軽に利用できる開かれた施設を目指します。
- 住民サービスが向上するような施設を目指します。

■基本機能

「窓口機能」

- 来庁目的の大部分を占める各種証明書の発行や届出等の手続きにおいて効率化・簡素化を図るため、窓口サービスの向上に努めます。
- 安心して相談や各種申請が行えるよう、プライバシーに配慮します。
- すべての利用者や容易に目的の場所に行けるよう、総合案内の設置やピクトサインを導入しわかりやすい案内に努めます。

「執務機能」

- 効率的な業務を行うため、執務室の情報化に努めます。
- 執務室の通路等の境を明確にし、個人情報や行政情報の保護を図ります。
- 快適な職場環境を整えるため、休憩室等の福利厚生機能を配置します。
- 機構改革といった業務形態の変化にも柔軟に対応できるように、フリーアクセスフロア等の導入に努めます。

「議会機能」

- 議場においては、単独配置や多目的ホール等との共用配置を検討し、配置します。
- 住民に開かれた議会を目指し、多数の方が傍聴しやすい環境づくりに努めます。

1. 基本的な考え方

平成29年3月策定の「与那原町庁舎建設基本構想」の基本方針、基本機能に基づき、目指すべき庁舎像の実現に向けて、新庁舎に備えるべき機能を下記項目について検討します。

- ① 来庁者が迷うことなく、より簡単に、より利用しやすい窓口機能及び、来庁者のプライバシーに配慮した、円滑で安心できる行政サービスを受けることができる機能。
- ② 年齢や障がいの有無等にかかわらず、庁舎を利用するすべての人が安全で使いやすく、分かりやすい施設とするために必要な対策。
- ③ 快適な待合ロビーや供用スペースの在り方。
- ④ 事務効率の向上、将来の組織変更にも対応でき、関係各課の連携がスムーズに図られる執務空間の在り方。

2. 部会構成

総務課、税務課、子育て支援課、福祉課、健康保険課、住民課、出納室、学校教育課、生涯学習支援課、上下水道課、まちづくり課、議会事務局

新庁舎整備に係る庁舎建設専門部会

【情報システム部会】

■基本方針

「協働・連携し、みらいへつながる庁舎」

○必要な情報を積極的に発信し、誰もが活用できる施設を目指します。

「すべての住民に開かれた庁舎」

○住民サービスが向上するような施設を目指します。

「社会情勢に対応した経済的な庁舎」

○少子高齢化や情報化等の社会情勢に対応した施設とします。

■基本機能

「窓口機能」

○来庁目的の大部分を占める各種証明書の発行や届出等の手続きにおいて効率化・簡素化を図るため、窓口サービスの向上に努めます。

「執務機能」

○効率的な業務を行うため、執務室の情報化に努めます。

○執務室の通路等の境を明確にし、個人情報や行政情報の保護を図ります。

○機構改革といった業務形態の変化にも柔軟に対応できるように、フリーアクセスフロア等の導入に努めます。

「議会機能」

○住民に開かれた議会を目指し、多数の方が傍聴しやすい環境づくりに努めます。

1. 基本的な考え方

平成29年3月策定の「与那原町庁舎建設基本構想」の基本方針、基本機能に基づき、目指すべき庁舎像の実現に向けて、新庁舎に備えるべき機能を下記項目について検討します。

- ① 快適で安全なオフィス環境とするためのシステム環境の検討。
- ② 庁内情報システムの、運用の効率化やコスト縮減に向けた、OA・ICT環境の検討及び、マイナンバー関連のセキュリティー対策について。
- ③ 会議室、議場等でのLAN、モニター、プロジェクター設備等の検討。
- ④ 防災情報無線システムの検討。

2. 部会構成

総務課、財政課、税務課、住民課、健康保険課、福祉課、学校教育課、上下水道課、議会事務局、生活環境安全課

新庁舎整備に係る庁舎建設専門部会

【災害対策等部会】

■基本方針

「協働・連携し、みらいへつながる庁舎」

- 行政・民間・企業がともに考え、協力し合える環境を目指します。
- 必要な情報を積極的に発信し、誰もが活用できる施設を目指します。

「安心・安全で環境にやさしい庁舎」

- 地球温暖化や環境破壊の問題に対応した施設とします
- 災害時には住民の安心・安全を守るため、防災拠点として機能できる施設とします

■基本機能

「防災機能」

- 災害時には、対策本部として迅速かつ的確な対応が行えるよう、必要機能を導入します。
- 住民へ十分な支援が行える設備や備蓄を備えます。
- 防災拠点としての機能を果たすため、地震や風水害に強い建物とする他、非常時の電力確保等、ライフラインのバックアップに努めます。

1. 基本的な考え方

平成29年3月策定の「与那原町庁舎建設基本構想」の基本方針、基本機能に基づき、目指すべき庁舎像の実現に向けて、新庁舎に備えるべき機能を下記項目について検討します。

- ① 災害などの非常時に防災拠点としての災害対策機能の検討。
- ② 防災拠点としての機能継続や諸活動の支援のための災害対策活動施設等の検討。
- ③ 災害時の備蓄機能の検討
- ④ 防災拠点としての機能を維持するため、電力や給排水の確保等の検討。
- ⑤ 防災情報システム及び、災害時の通信手段等機能継続の在り方の検討。

2. 部会構成

総務課、生活環境安全課、まちづくり課、農林水産課、上下水道課、観光商工課

新庁舎整備に係る庁舎建設専門部会

【環境・まちづくり部会】

■基本方針

「社会情勢に対応した経済的な庁舎」

- 建設から管理運営に至るまで、長期的な視点でコストを検討します。
- 経済性だけでなく、機能や品質とのバランスのとれた施設を目指します。

「住民に親しまれ、町のシンボルとなる庁舎」

- 本町におけるまちづくりの顔となる施設を目指します。
- コスト意識を持ちながらも、景観を活かすこと等により、与那原らしく、住民に親しまれる施設を目指します。

■基本機能

「防災機能」

- 災害時には、対策本部として迅速かつ的確な対応が行えるよう、必要機能を導入します。
- 防災拠点としての機能を果たすため、地震や風水害に強い建物とする他、非常時の電力確保等ライフラインのバックアップに努めます。

「駐車機能」

- 来客用駐車場及び公用車駐車場の必要台数の確保に努めます。
- 障がい者や高齢者、乳幼児連れの方が利用しやすいよう、駐車場から庁舎内部へのスムーズな動線に配慮します。

「象徴機能」

- 町のまちづくりのシンボルとして、景観に配慮した与那原らしく、住民に親しまれる庁舎とします。

1. 基本的な考え方

平成29年3月策定の「与那原町庁舎建設基本構想」の基本方針、基本機能に基づき、目指すべき庁舎像の実現に向けて、新庁舎に備えるべき機能を下記項目について検討します。

- ① 都市計画、用途地域の検討。
- ② 周辺道路網の検討。
- ③ 都市再生整備計画の検討
- ④ 庁舎周辺や駐車場の確保についての検討。
- ⑤ 自然エネルギー活用や環境負荷の低減手法等の検討。
- ⑥ 周辺景観に配慮した、与那原らしい庁舎についての検討。

2. 部会構成

総務課、企画政策課、まちづくり課、農林水産課、上下水道課、財政課、観光商工課

	部会名①	部会名②	課名	職名	氏名	備考
1	住民・窓口サービス部会		総務課	課長補佐	桑江 ゆうな	
2	住民・窓口サービス部会		税務課	課長補佐	城間 清臣	
3	住民・窓口サービス部会		子育て支援課	課長補佐	平良 孝子	
4	住民・窓口サービス部会	情報システム部会	福祉課	課長補佐	伊集 哲	住民・窓口サービス部会長
5	住民・窓口サービス部会		健康保険課	課長補佐	幸地 朋子	
6	住民・窓口サービス部会	情報システム部会	住民課	課長補佐	新里 郁子	
7	住民・窓口サービス部会		出納室	主任	板良敷 庸子	
8	住民・窓口サービス部会		学校教育課	課長補佐	佐久川 里香	
9	住民・窓口サービス部会		生涯学習振興課	課長補佐	与那嶺 斎	
10	住民・窓口サービス部会	環境・まちづくり部会	上下水道課	課長補佐	仲宗根 祥徳	
11	住民・窓口サービス部会		まちづくり課	主任技師	金城 盛人	
12	住民・窓口サービス部会		議会事務局	主任	斎藤 美枝	
13	情報システム部会		総務課	主事	謝敷 司	
14	情報システム部会	環境・まちづくり部会	財政課	課長補佐	友寄 隆志	
15	情報システム部会		税務課	課長補佐	大城 伸二	
16	情報システム部会		健康保険課	課長補佐	本田 裕之	
17	情報システム部会		学校教育課	課長補佐	上原 清武	情報システム部会長
18	情報システム部会	災害対策等部会	上下水道課	課長補佐	安仁屋 勇希	
19	情報システム部会		議会事務局	主任	照屋 朝也	
20	情報システム部会	災害対策等部会	生活環境安全課	課長補佐	吉野 了	災害対策等部会長
21	災害対策等部会	環境・まちづくり部会	総務課	主任	平良 仁	
22	災害対策等部会	環境・まちづくり部会	まちづくり課	課長補佐	金城 勝治	環境・まちづくり部会長
23	災害対策等部会	環境・まちづくり部会	農林水産課	課長補佐	具志堅 智	
24	災害対策等部会	環境・まちづくり部会	観光商工課	課長補佐	比嘉 武志	
25	環境・まちづくり部会		企画政策課	課長補佐	山城 司	
26	環境・まちづくり部会		まちづくり課	主任技師	惣慶 朝博	



強くしなやかな国民生活の実現を図るための 防災・減災等に資する国土強靱化基本法 概要

基本理念

国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならないこと。

基本方針

- ・人命の保護が最大限に図られること。
- ・国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること。
- ・国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- ・迅速な復旧復興に資すること。
- ・施設等の整備に関しない施策と施設等の整備に関する施策を組み合わせた国土強靱化を推進するための体制を早急に整備すること。
- ・取組は、自助、共助及び公助が適切に組み合わせられることにより行われることを基本としつつ、特に重大性又は緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ・財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。

施策の策定・実施の方針

- ・既存社会資本の有効活用等により、費用の削減を図ること。
- ・施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ・地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。
- ・民間の資金の積極的な活用を図ること。
- ・大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこと。
- ・人命を保護する観点から、土地の合理的な利用を促進すること。
- ・科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

国土強靱化基本計画の策定

※国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化基本計画を定めること。

○策定手続

◆案の作成(推進本部)

- ※ 都道府県、市町村等の意見聴取
- ※ 透明性を確保しつつ、公共性、客観性、公平性及び合理性を勘案して、施策の優先順位を定め、その重点化を図る。

◆閣議決定

○記載事項

- ・対象とする施策分野
- ・施策策定に係る基本的指針
- ・その他施策の総合的・計画的推進のために必要な事項

脆弱性評価の結果の検証
評価結果に基づき策定

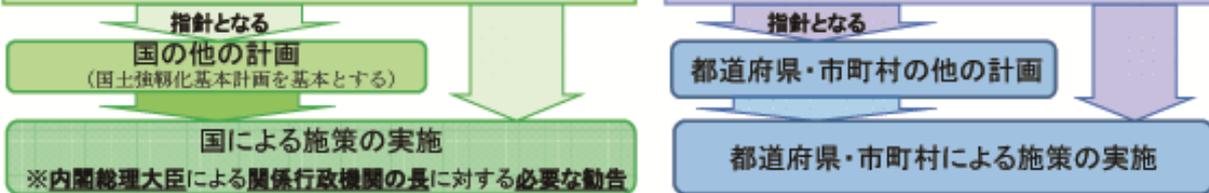
脆弱性評価の実施

※国土強靱化基本計画の案の作成に当たり、推進本部が実施。

- ・推進本部が指針を作成。
- ・最悪の事態を想定し、総合的・客観的に行う。
- ・関係行政機関の協力を得て実施。

国土強靱化地域計画の策定

※国土強靱化に係る都道府県・市町村の他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化地域計画を定めることができる。
[都道府県・市町村が作成]



国土強靱化推進本部の設置

※国土強靱化に関する施策の総合的・計画的推進のため、内閣に、国土強靱化推進本部を設置。
【本部長】内閣総理大臣 【副本部長】内閣官房長官, 国土強靱化担当大臣, 国土交通大臣 【本部長】他の国務大臣
※本部は、関係行政機関の長等に対し、資料提出その他の必要な協力を求めることができる。

その他

- 国土強靱化の推進を担う組織の在り方に関する検討
- 国民及び諸外国の理解の増進